

平成26年 第4回

宿毛市議会定例会会議録

平成26年12月2日開会

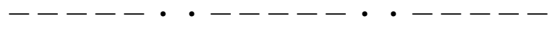
平成26年12月17日閉会

宿毛市議会事務局

平成26年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成26年12月2日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 平成25年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計 決算認定について	4
委員長報告	
予算決算常任委員長	4
質疑・討論・表決	6
○日程第4 議案第1号から議案第20号まで	6
(提案理由の説明)	
市 長	7
散 会 (午前10時27分)	
陳情文書表	10
委員会審査報告書	11
決算認定議案審査に係る経過概要及び意見	13
----- . . . -----	
第 2 日 (平成26年12月3日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成26年12月4日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成26年12月5日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成26年12月6日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成26年12月7日 日曜日)	休会



第 7 日（平成 26 年 12 月 8 日 月曜日）

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
事務局職員出席者	17
出席要求による出席者	17
開 議（午前 10 時 00 分）	
○日程第 1 一般質問	19
1 中平富宏議員	19
教育長	19
中平富宏議員	20
教育長	21
中平富宏議員	21
市長	22
中平富宏議員	23
市長	23
中平富宏議員	24
市長	24
中平富宏議員	25
教育長	25
中平富宏議員	25
市長	26
中平富宏議員	26
市長	26
中平富宏議員	27
市長	27
中平富宏議員	27
市長	29
中平富宏議員	30
教育長	30
中平富宏議員	31
市長	32
中平富宏議員	32
市長	32
中平富宏議員	33

	市 長	3 3
	中平富宏議員	3 4
	市 長	3 4
	中平富宏議員	3 4
2	西郷典生議員	3 5
	市 長	3 5
	西郷典生議員	3 5
	市 長	3 6
	西郷典生議員	3 6
	市 長	3 6
	西郷典生議員	3 6
	市 長	3 6
	西郷典生議員	3 7
	市 長	3 7
	西郷典生議員	3 7
	市 長	3 7
	西郷典生議員	3 8
	市 長	3 8
	西郷典生議員	3 8
	市 長	3 8
	西郷典生議員	3 8
	市 長	3 9
	西郷典生議員	3 9
	市 長	3 9
	西郷典生議員	3 9
	市 長	4 0
	西郷典生議員	4 0
	市 長	4 0
	西郷典生議員	4 1
	市 長	4 1
	西郷典生議員	4 1
	市 長	4 2
	西郷典生議員	4 2
	市 長	4 3
	西郷典生議員	4 3
	市 長	4 3
	西郷典生議員	4 3

	市 長	4 4
	西郷典生議員	4 4
	市 長	4 5
	西郷典生議員	4 5
	市 長	4 5
	西郷典生議員	4 5
	市 長	4 5
	西郷典生議員	4 6
	教 育 長	4 6
	西郷典生議員	4 7
	教 育 長	4 8
	西郷典生議員	4 8
3	山戸 寛議員	4 8
	市 長	4 8
	山戸 寛議員	4 9
	市 長	4 9
	山戸 寛議員	4 9
	市 長	4 9
	山戸 寛議員	4 9
	市 長	5 0
	山戸 寛議員	5 0
	市 長	5 1
	山戸 寛議員	5 1
	市 長	5 2
	山戸 寛議員	5 2
	市 長	5 3
	山戸 寛議員	5 3
	市 長	5 3
	山戸 寛議員	5 4
	市 長	5 4
	山戸 寛議員	5 5
	市 長	5 6
	山戸 寛議員	5 6
	市 長	5 7
	山戸 寛議員	5 7
	市 長	5 7
	山戸 寛議員	5 8

4	高倉真弓議員	58
	市 長	59
	高倉真弓議員	59
	市 長	60
	高倉真弓議員	60
	市 長	61
	高倉真弓議員	61
	教 育 長	61
	高倉真弓議員	62
	教 育 長	62
	高倉真弓議員	63
	教 育 長	63
	高倉真弓議員	63
	市 長	64
	高倉真弓議員	64
	市 長	65
	高倉真弓議員	66

延 会 (午後3時42分)

----- . . . -----

第 8日 (平成26年12月9日 火曜日)

	議事日程	67
	本日の会議に付した事件	67
	出席議員	67
	欠席議員	67
	事務局職員出席者	67
	出席要求による出席者	67
	開 議 (午前10時00分)	
○	日程第1 一般質問	69
1	松浦英夫議員	69
	市 長	69
	松浦英夫議員	69
	市 長	69
	松浦英夫議員	70
	市 長	70
	松浦英夫議員	70
	市 長	70
	松浦英夫議員	71

市 長	7 1
松浦英夫議員	7 1
市 長	7 1
松浦英夫議員	7 1
市 長	7 2
松浦英夫議員	7 2
市 長	7 2
松浦英夫議員	7 2
市 長	7 3
松浦英夫議員	7 4
教 育 長	7 4
市 長	7 5
松浦英夫議員	7 5
教 育 長	7 5
松浦英夫議員	7 6
教 育 長	7 6
松浦英夫議員	7 6
教 育 長	7 7
松浦英夫議員	7 7
市 長	7 8
松浦英夫議員	7 8
市 長	7 9
松浦英夫議員	7 9
市 長	7 9
松浦英夫議員	8 0
2 野々下昌文議員	8 0
市 長	8 1
野々下昌文議員	8 2
市 長	8 2
野々下昌文議員	8 2
市 長	8 2
野々下昌文議員	8 3
市 長	8 3
野々下昌文議員	8 3
市 長	8 3
野々下昌文議員	8 3
市 長	8 3

野々下昌文議員	8 4
市 長	8 4
野々下昌文議員	8 4
市 長	8 5
野々下昌文議員	8 6
市 長	8 6
野々下昌文議員	8 6
市 長	8 6
野々下昌文議員	8 7
市 長	8 7
野々下昌文議員	8 7
市 長	8 7
野々下昌文議員	8 7
市 長	8 8
野々下昌文議員	8 8
市 長	8 8
野々下昌文議員	8 8
市 長	8 8
野々下昌文議員	8 9
3 濱田陸紀議員	8 9
市 長	8 9
濱田陸紀議員	8 9
市 長	9 0
濱田陸紀議員	9 0
市 長	9 1
濱田陸紀議員	9 1
市 長	9 1
濱田陸紀議員	9 1
市 長	9 2
濱田陸紀議員	9 2
市 長	9 2
濱田陸紀議員	9 3
市 長	9 3
濱田陸紀議員	9 3
市 長	9 4
濱田陸紀議員	9 4
市 長	9 4

	濱田陸紀議員	9 4
4	浅木 敏議員	9 5
	市 長	9 6
	浅木 敏議員	9 6
	市 長	9 7
	浅木 敏議員	9 7
	市 長	9 7
	浅木 敏議員	9 7
	市 長	9 8
	浅木 敏議員	9 8
	市 長	9 9
	浅木 敏議員	9 9
	市 長	9 9
	浅木 敏議員	9 9
	市 長	1 0 1
	浅木 敏議員	1 0 1
	市 長	1 0 2
	浅木 敏議員	1 0 2
	市 長	1 0 3
	浅木 敏議員	1 0 3
	市 長	1 0 3
	浅木 敏議員	1 0 3
	市 長	1 0 4
	浅木 敏議員	1 0 4
	市 長	1 0 4
	浅木 敏議員	1 0 4
	市 長	1 0 5
	浅木 敏議員	1 0 6
	市 長	1 0 6
	浅木 敏議員	1 0 6
	教 育 長	1 0 6
	浅木 敏議員	1 0 7
	教 育 長	1 0 7
	浅木 敏議員	1 0 7
	教 育 長	1 0 7
	浅木 敏議員	1 0 7
	教 育 長	1 0 7

浅木 敏議員	1 0 7
市 長	1 0 7
浅木 敏議員	1 0 8
市 長	1 0 8
浅木 敏議員	1 0 8
市 長	1 0 8
浅木 敏議員	1 0 9
5 寺田公一議員	1 0 9
市 長	1 0 9
教 育 長	1 0 9
寺田公一議員	1 1 0
教 育 長	1 1 0
寺田公一議員	1 1 0
教 育 長	1 1 0
寺田公一議員	1 1 1
市 長	1 1 1
寺田公一議員	1 1 1
教 育 長	1 1 2
寺田公一議員	1 1 2
教 育 長	1 1 2
寺田公一議員	1 1 3
市 長	1 1 3
寺田公一議員	1 1 4
市 長	1 1 5
寺田公一議員	1 1 5
市 長	1 1 5
寺田公一議員	1 1 5
市 長	1 1 6
寺田公一議員	1 1 6
市 長	1 1 6
寺田公一議員	1 1 7
市 長	1 1 7
寺田公一議員	1 1 7
市 長	1 1 8
寺田公一議員	1 1 8
市 長	1 1 8
寺田公一議員	1 1 8

市 長	1 1 8
寺田公一議員	1 1 9
市 長	1 1 9
寺田公一議員	1 1 9
市 長	1 1 9
寺田公一議員	1 1 9
市 長	1 1 9
寺田公一議員	1 2 0
市 長	1 2 0
寺田公一議員	1 2 0
市 長	1 2 1
寺田公一議員	1 2 1
市 長	1 2 1
寺田公一議員	1 2 1
市 長	1 2 1
寺田公一議員	1 2 2
教 育 長	1 2 2
寺田公一議員	1 2 2
教 育 長	1 2 2
寺田公一議員	1 2 2
市 長	1 2 2
寺田公一議員	1 2 2
市 長	1 2 3
寺田公一議員	1 2 3
市 長	1 2 3
寺田公一議員	1 2 3

散 会 (午後 4 時 3 1 分)

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日 水曜日)

議事日程	1 2 5
本日の会議に付した事件	1 2 5
出席議員	1 2 5
欠席議員	1 2 5
事務局職員出席者	1 2 5
出席要求による出席者	1 2 5
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 2 0 号まで	1 2 7

質疑	1 2 7
1 寺田公一議員	1 2 7
環境課長	1 2 7
土木課長	1 2 8
生涯学習課長	1 2 9
寺田公一議員	1 2 9
○日程第2 議案第21号	1 2 9
(提案理由の説明)	
市長	1 2 9
質疑	1 3 0
委員会付託省略(議案第1号)	1 3 0
委員会付託(議案第2号から議案第21号まで)	1 3 0
散 会(午前10時23分)	
陳情文書表	1 3 1
議案付託表	1 3 2
----- . . ----- . . -----	
第10日(平成26年12月11日 木曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第11日(平成26年12月12日 金曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第12日(平成26年12月13日 土曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第13日(平成26年12月14日 日曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第14日(平成26年12月15日 月曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第15日(平成26年12月16日 火曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第16日(平成26年12月17日 水曜日)	
議事日程	1 3 3
本日の会議に付した事件	1 3 3
出席議員	1 3 3
欠席議員	1 3 3
事務局職員出席者	1 3 3
出席要求による出席者	1 3 4
開 議(午前10時00分)	
○日程第1 議案第1号から議案第21号まで	1 3 5

(議案第1号)	
討論・表決	135
(議案第2号から議案第21号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長	135
総務文教常任委員長	137
産業厚生常任委員長	137
質疑	138
(議案第3号から議案第21号まで)	
討論・表決	138
(議案第2号)	
討論	
中平富宏議員(反対)	139
山戸寛議員(賛成)	140
寺田公一議員(反対)	142
宮本有二議員(賛成)	142
表決	145
○日程第2 請願第5号及び陳情第23号外3件	145
(請願第5号及び陳情第23号から陳情第25号まで)	
委員長報告	
総務文教常任委員長	145
質疑	146
(請願第5号)	
討論	
浅木敏議員(賛成)	146
表決	148
(陳情第23号)	
討論・表決	148
(陳情第24号)	
討論・表決	148
(陳情第25号)	
討論・表決	148
(陳情第26号)	
継続審査	149
○日程第3 委員会調査について	149
継続調査	149
○日程第4 議案第22号	149

提案理由の説明	
市 長	1 4 9
質疑	1 4 9
委員会付託省略	1 4 9
討論・表決	1 4 9
(閉会あいさつ)	
市 長	1 5 0
閉 会 (午前 1 1 時 4 8 分)	
委員会審査報告書	1 5 2
請願審査報告書	1 5 5
陳情審査報告書	1 5 6
閉会中の継続審査申出書	1 5 7
閉会中の継続調査申出書	1 5 8

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付－ 1
議決結果一覧表	付－ 3
議 案	付－ 3
請 願	付－ 6
陳 情	付－ 6

平成26年
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成26年12月2日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 平成25年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

第4 議案第1号から議案第20号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 平成26年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 3号 平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4号 平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成26年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 7号 平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成26年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第11号 平成26年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第12号 宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第13号 宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第14号 宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第16号 指定管理者の指定について

議案第17号 指定管理者の指定について

議案第18号 指定管理者の指定について

議案第19号 指定管理者の指定について

議案第20号 指定管理者の指定について

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成25年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

日程第4 議案第1号から議案第20号まで

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	5番 岡崎利久君
6番 野々下昌文君	7番 松浦英夫君
8番 浅木敏君	9番 中平富宏君
10番 浦尻和伸君	11番 寺田公一君
12番 宮本有二君	13番 濱田陸紀君
14番 西郷典生君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈淳司君
次長兼庶務係長兼調査係長	松本政代君
議事係長	柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本年男君
副市長	安澤伸一君
企画課長	出口君男君
総務課長	山下哲郎君
危機管理課長	楠目健一君
市民課長	立田ゆか君
税務課長	岩本昌彦君
会計管理者兼 会計課長	滝本節君
保健介護課長	児島厚臣君
環境課長	佐藤恵介君
人権推進課長	杉本裕二郎君

産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	岡崎匡介君
都市建設課長	川島義之君
福祉事務所長	河原敏郎君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育委員会 委員長	増田全英君
教育次長兼 学校教育課長兼 学校給食センター所長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（浦尻和伸君） これより平成26年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において濱田陸紀君及び西郷典生君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（中平富宏君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る11月28日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から12月17日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（浦尻和伸君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月17日までの16日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月17日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日まで、陳情3件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後5時と定めまので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付しました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「平成25年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

本決算は、平成26年第3回定例会において、予算決算常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決算常任委員長。

平成25年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の認定に係る議案についての予算決算常任委員会における審査内容、並びに審査の結果について、御報告いたします。

平成26年第3回宿毛市議会定例会において、閉会中の継続審査として本委員会に付託されました平成25年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の審査を終了いたしましたので、宿毛市議会会議規則第110条の規定に基づき、御報告をいたします。

まず、審査の方針といたしましては、平成25年度各会計の決算審査については、監査委員から提出された各会計決算及び基金運用状況審査意見書並びに予算決算常任委員会審査資料を参考にしながら、予算が議会議決に従って、適

法かつ合理的、効果的に執行されているか、また財政の健全化並びに財産の適正管理に十分留意されているか、しかも、期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという視点から審査をし、これからの予算審議に活用するためといたしました。

審査の結果につきましては、各会計における予算は適法かつ合理的、効果的に執行されており、平成25年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算については、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

以下、委員会審査の中で指摘をいたしました事項の中で、主なものについて御報告をいたします。

まず、1点目は、収入未済金の早期解消についてであります。

平成25年度においても、一般会計、各特別会計、水道事業会計で、過年度を含めて、5億5,258万4,000円の収入未済金が生じている。市税、国保税については、差し押さえの強化など、徴収率向上に向けた取り組み等の効果もあり、収納率の向上や、収入未済額の減少が見られる。

また、奨学資金貸付金などにおいても、収納率が向上しており、収入未済金に対する取り組みについて、一定の成果が見られることについては、評価に値する。

一方、依然厳しい経済状況を反映して、住宅新築資金等貸付金や、学校給食費などで、収入未済金が増加している。

収入未済金の増加は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則、並びに受益者間の不均衡を招くなど、憂慮すべき問題である。

滞納者の経済状況には、配慮する必要があるが、今後も適切な納付指導や、各関係法令、条例等に基づく厳正かつ適正な対処を実施するこ

とにより、収入未済金に対するさらなる取り組みに努められたい。

2点目は、公共事業の発注における適正な価格の維持についてであります。

本市における公共事業の発注について、一部に、最低制限価格が低すぎることで問題視されている。最低制限価格が低すぎることで、請負業者の経営を圧迫し、安全管理にも悪影響を及ぼし、ワーキングプアを生み出す原因となってしまう。

全体的に、請負業者においては、低い価格設定のまま契約が継続されることで、給与水準が低く抑えられ、要員の確保が困難となっている。このような状況は、早急に是正すべきである。

公平性、透明性を確保し、健全な競争原理の働く入札制度とすることは当然ではあるが、一方で、最低制限価格が低すぎることで、過剰な競争を生み出し、請負業者に多大な負担となる低価格での落札が行われていることは、行政として考慮すべき事態である。

経済の活性化、雇用の確保につなげるためにも、公共事業の発注においては、民間を圧迫しない、適正な最低制限価格を設定することを求める。

3点目に、雇用確保に向けた効果的な事業計画についてであります。

昨今の不況により、雇用状況は依然改善が見られず、厳しい状態が続いている。

高知県緊急雇用創出臨時特例給付金事業などの雇用対策事業を、宿毛市においても活用しているが、1年間のみ採用などが多く、抜本的な雇用状況改善にはつながっていない。場当たりの雇用対策ではなく、産業構造全体を見詰める中で、起業家育成や、新産業の創出となる長期的な雇用対策につながる計画が重要である。

そこで、宿毛市の基幹産業である農林水産業

の第1次産業を活性化することが、雇用の確保のためにも求められている。

実際に直七関連の産業においては、販売促進等の新規事業の着手によって、雇用の創出につながるなど、一定の成果をあげている。

第1次産業の活性化による雇用確保を進めるため、補助事業を有効に活用しつつ、長期的な事業計画を進めることを期待したい。

4点目に、中心市街地の活性化についてであります。

本町、真丁などの宿毛市中心市街地の衰退が、以前より指摘されている。中心市街地活性化協議会等の活動により、さまざまな施策を講じてきたが、いまだ目立った効果をあげることができていない。

現在、小野梓記念公園に隣接した場所に、高知銀行跡地の広場があるが、十分に活用されているとはいえない状況であり、小野梓記念公園を含めた高知銀行跡地の活用は、中心市街地の将来的な方向を示す一部でもあり、早急に全体的な整備計画を示すべきである。

中心市街地活性化基本計画の中に位置づけられている施設の建設等は、費用の問題もあり、慎重に検討しなければならないが、有利な補助事業等を活用し、活性化計画を進めていくことを期待したい。

5点目が、代表監査委員の報酬についてであります。

宿毛市における代表監査委員については、民間から有能な人材を迎えているが、その報酬は、他市との比較をしても低く抑えられている。宿毛市の会計をチェックし、健全な財政運営を維持するためには、代表監査委員には、高度な法的知識や判断が求められている。

その職務に応じた報酬を支払うべきであり、そうでなければ、今後の人材確保も困難が生じる。他市との報酬を比較する際にも、単純に職

務時間のみで判断するのではなく、職務の内容等を総合的に勘案し、比較検討することを求めたい。

以上、本委員会の審査での指摘事項については、今後の市政運営に反映し、さらなる市民の福祉と暮らしの向上が図られますよう切望して、委員長報告といたします。

ありがとうございます。

○議長（浦尻和伸君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、平成25年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、平成25年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について、採決をいたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであります。

本決算は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浦尻和伸君） 全員起立であります。

よって、「平成25年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算」は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第20号まで」の20議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

本日は、平成26年第4回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には年末を控えた大変御多忙中の折に御参集いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

また、ただいまは、平成25年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を御認定いただき、まことにありがとうございます。

審査報告書の御指摘はもとよりでございますが、審査の過程におきまして、御指摘をいただきました点につきましては、今後さらに検討を重ね、これからの市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

それでは、御提案申し上げた議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、「専決処分した事件の承認について」でございます。

内容につきましては、平成26年11月21日に衆議院が解散し、衆議院総選挙等が実施されることとなりました。

その関係予算を緊急に補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度一般会計補正予算を2,182万7,000円を追加する専決処分をいたしたもので、今議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

議案第2号は、平成26年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で2億9,976万4,000円を増額しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、国庫支出金1億400万8,000円、県支出金114万円、繰入金1億684万2,000円、市債6,050万円となっております。

一方、歳出で増額するものは、人事院勧告等

による人件費2,528万9,000円の増額のほか、その他の主なものを申し上げますと、総務費では、小筑紫、田ノ浦、栄喜、宇須々木及び和田地区への津波避難道整備工事費3,000万円、民生費の、障害者サービス対象者等の増加に伴う障害者福祉に係る扶助費8,824万円、私立保育園の園児が、当初見込みより増加したこと等による私立保育園運営委託料2,518万2,000円、衛生費の、し尿処理施設の改修工事に対する幡多西部消防組合分担金684万9,000円、農林水産業費の、本年度台風被害によるビニールハウスへの修繕費用を補助する「宿毛市経営体育成支援事業費補助金」175万8,000円、土木費の、宿毛西地区高台避難地整備工事費5,500万円。教育費では、宿毛小学校を現位置で建設する取り組みとして、敷地北側の不動産等の調査を行う「宿毛小学校物件移転補償調査委託料」500万円などを計上しています。

続きまして、歳出の減額する主なものとしましては、民生費の、私立保育園運営委託料の増額に伴う私立保育園運営補助金510万1,000円、労働費の、緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料927万6,000円などを減額しております。

繰越明許費につきましては、先ほど申し上げました津波避難道整備工事費3,000万円、宿毛西地区高台避難地整備工事費5,500万円を、高知県津波避難対策等加速化臨時交付金の交付対象とするため、平成27年度実施予定事業を前倒ししまして、起債申請期限に間に合うように予算化し、翌年度に繰り越しをしようとするものです。

債務負担行為補正につきましては、スクールバス通学輸送事業ほか2事業の契約等の作業を、平成26年度中に実施する必要がありますので計上するものです。

議案第3号から議案第10号までは、平成26年度の各特別会計の補正予算でございます。

総額で、5,559万6,000円を増額しようとするものです。

主な内容は、人事院勧告等に伴う人件費69万円の増額と、修繕費等の管理的な支出に伴う予算の計上となっています。

このうち、議案第9号の介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保険給付費が不足する見込みとなりましたので、保険給付費として3,840万円を計上しています。

議案第11号は、平成26年度宿毛市水道事業会計補正予算でございます。

収益的支出で32万9,000円、資本的支出で1,933万6,000円の増額となっています。

主な内容につきましては、企業債償還金1,490万円、簡易水道の運転状況の監視や稼働実績データの閲覧を行うための通信装置改修工事費440万円となっています。

議案第12号は、「宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定についてでございます。

内容につきましては、児童福祉法の改正により、現在、宿毛小学校及び山奈小学校で実施しています放課後児童健全育成事業の整備及び運営につきまして、国で定める基準を踏まえて、市町村が条例で定めることとなりましたので、国の基準に準じ、本条例を制定しようとするものです。

議案第13号は、「宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、本年度の人事院勧告に基づき、今年4月1日にさかのぼり、一般職の職員については、民間給与等の格差を埋めるための給料表の改定と、ボーナスを0.15月引

き上げをすること。

また、市議会議員、市長、副市長、教育長につきましては、一般職に準じ、ボーナスを0.15月引き上げること。

沖の島へき地診療所の医師については、初任給調整手当を1,300円引き上げることについて、必要な改正を行おうとするものです。

議案第14号は、「宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、母子及び寡婦福祉法施行令が改正され、父子家庭の場合のひとり親家庭医療費が明記されましたので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第15号は、「宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、健康保険法施行令の改正により、被保険者出産育児一時金は、1件につき39万円を支給していますが、産科医療保障制度の掛け金の見直しにあわせて、被保険者への出産育児一時金を1万4,000円増額し、40万4,000円とすることについて、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号から議案第20号までの5議案は、「指定管理者の指定について」でございます。

内容につきましては、神有多目的集会所、楠山多目的集会所、坂本多目的集会所の3施設につきましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、それぞれ施設の所在する各地区を指定管理者と指定し、また、宿毛市中央ダイケアセンターにつきましては、社会福祉法人宿毛福祉会を、すくもサニーサイドパークにつきましては、一般社団法人宿毛市観光協会を、平成27年4月1日から平成30年3

月31日までの間、指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申しあげました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申しあげまして、提案理由の説明といたします。

○議長（浦尻和伸君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月3日から12月5日まで休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、12月3日から12月5日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月3日から12月7日までの5日間休会し、12月8日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時27分 散会

陳 情 文 書 表

平成26年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第23号	平成 26.11.19	中学生の音感教育の必修化による 教育改革を求める陳情について	須崎市 岡崎 雄吉	総務文教
第24号	平成 26.11.19	四国州議会設立による高度な政治 的活性と効率化等を求める陳情に ついて	須崎市 岡崎 雄吉	総務文教
第25号	平成 26.11.19	がん患者が自身のがん闘病体験を 自由に語れる場を行政に求める陳 情について	須崎市 岡崎 雄吉	総務文教

上記のとおり付託いたします。

平成26年12月2日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸

平成26年10月14日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

予算決算常任委員長 松 浦 英 夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により、別添のとおり審査経過概要及び意見を添えて報告します。

記

【平成26年第3回定例会提出分】

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第1号	平成25年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第2号	平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第3号	平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第4号	平成25年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第5号	平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第6号	平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第7号	平成25年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第8号	平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第9号	平成25年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第10号	平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第11号	平成25年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当

議案第12号	平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第13号	平成25年度宿毛市水道事業会計決算認定について	認 定	適 当

平成25年度 一般会計・各特別会計・水道事業会計

決算認定議案審査に係る経過概要及び意見

【審査の経過概要】

1 審査方針

平成25年度各会計の決算審査については、監査委員から提出された宿毛市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書を参考としながら、予算が議会議決に従って適法かつ合理的、効果的に執行されているか、また、財政の健全化並びに財産の適正管理に十分留意されているか、しかも期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという視点から審査をするとともに、これからの予算審議に活用するためのものとする。

2 審査日程

種別	日時	曜日	審査内容
全体会	9.10 AM11:30	水	○審査日程・審査方法の決定 ○資料要求
第1分科会	9.29 AM10:00	月	○一般会計（議会事務局、総務課、企画課、危機管理課、選挙管理委員会、監査事務局、総務課（消防費）、教育委員会）
第2分科会	9.30 AM10:00	火	○一般会計（福祉事務所、人権推進課、環境課、産業振興課、土木課）
第1分科会	10.6 AM10:00	月	○一般会計（会計課、市民課、税務課） ○特別会計（国民健康保険事業、定期船事業、学校給食事業、後期高齢者医療）
第2分科会	10.7 AM10:00	火	○一般会計（保健介護課、農業委員会、商工観光課、都市建設課 水道課） ○特別会計（へき地診療事業、特別養護老人ホーム、下水道事業、国民宿舎運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、土地区画整理事業） ○水道事業会計
全体会	10.14 AM10:00	火	○意見調整

【審査意見】

1 収入未済金の早期解消について

平成25年度においても、一般会計、各特別会計、水道事業会計で過年度を含めて5億5,258万4,000円の収入未済金が生じている。

市税、国保税については、差し押さえの強化など、徴収率向上に向けた取り組み等の効果もあり、収納率の向上や収入未済額の減少が見られる。また、奨学資金貸付金などにおいても収納率が向上しており、収入未済金に対する取り組みに一定の成果が見られることについては、評価に値する。

一方、依然厳しい経済状況を反映して、住宅新築資金等貸付金や学校給食費などで収入未済金が増加している。

収入未済金の増加は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則ならびに受益者間の不均衡を招くなど憂慮すべき問題である。

滞納者の経済状況には配慮する必要があるが、今後も、適切な納付指導や、各関係法令、条例等に基づく厳正かつ適正な対処を実施することにより、収入未済金に対する更なる取り組みに努められたい。

2 公共事業の発注における適正な価格の維持について

本市における公共事業の発注について、一部に最低制限価格が低すぎることで問題視されている。最低制限価格が低すぎることで、請負業者の経営を圧迫し、安全管理にも悪影響を及ぼし、ワーキングプアを生み出す原因となってしまう。全体的に請負業者においては、低い価格設定のままで契約が継続されることで、給与水準が低く抑えられ、要員の確保が困難となっている。このような状況は早急に是正すべきである。

公平性・透明性を確保し、健全な競争原理が働く入札制度とすることは当然であるが、一方で最低制限価格が低すぎることで、過剰な競争を生み出し、請負業者に多大な負担となる低価格での落札が行われることは、行政として考慮すべき事態である。経済の活性化、雇用の確保につながるためにも、公共事業の発注においては、民間を圧迫しない適正な最低制限価格を設定することを求める。

3 雇用確保に向けた効果的な事業計画について

昨今の不況により、雇用状況は依然改善がみられず、厳しい状態が続いている。宿毛市においても高知県緊急雇用創出臨時特例給付金事業などの雇用対策事業を活用しているが、1年間のみの採用などが多く、抜本的な雇用状況の改善にはつながっていない。場当たりの雇用対策ではなく、産業構造全体を見つめる中で、起業家育成や新産業の創出など、長期的な雇用対策につながる計画が重要である。

そこで、宿毛市の基幹産業である農林水産業の第一次産業を活性化することが、雇用の確保のためにも求められている。実際に直七関連の事業においては、販売促進等の新規事業の着手によって雇用の創出につながるなど、一定の成果を上げている。第一次産業の活性化に

よる雇用確保を進めるため、補助事業を有効に活用しつつ、長期的な事業計画を進めることを期待したい。

4 中心市街地の活性化について

本町、真丁などの宿毛市中心市街地の衰退が、以前より指摘されている。中心市街地活性化協議会等の活動により、様々な施策を講じてきたが、未だ目立った効果を上げることができていない。現在、小野梓記念公園に隣接した場所に、高知銀行跡地の広場があるが、十分に活用されているとは言えない状況である。小野梓記念公園を含めた高知銀行跡地の活用は、中心市街地の将来的な方向を示す一部でもあり、早急に全体的な整備計画を示すべきである。

中心市街地活性化基本計画の中に位置づけられている施設の建設等は、費用の問題もあり慎重に検討しなければならないが、有利な補助事業等を活用し、活性化計画を進めて行くことを期待したい。

5 代表監査委員の報酬について

宿毛市における代表監査委員については、民間から有能な人材を迎えているが、その報酬は、他市との比較をしても低く抑えられている。宿毛市の会計をチェックし、健全な財政運営を維持するためには、代表監査委員には高度な法律的知識や判断が求められている。その職務に応じた報酬を支払うべきであり、そうでなければ今後の人材確保にも困難が生じる。他市との報酬を比較する際にも、単純に職務時間のみで判断するのではなく、職務の内容等を総合的に勘案し、比較、検討することを求めたい。

平成26年
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成26年12月8日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	5番 岡崎利久君
6番 野々下昌文君	7番 松浦英夫君
8番 浅木敏君	9番 中平富宏君
10番 浦尻和伸君	11番 寺田公一君
12番 宮本有二君	13番 濱田陸紀君
14番 西郷典生君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈淳司君
次長兼庶務係長兼調査係長 松本政代君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
危機管理課長 楠目健一君
市民課長 立田ゆか君
税務課長 岩本昌彦君

会計管理者兼 会計課長	滝本 節 君
保健介護課長	児島 厚 臣 君
環境課長	佐藤 恵 介 君
人権推進課長	杉本 裕二郎 君
産業振興課長	黒田 厚 君
商工観光課長	山戸 達 朗 君
土木課長	岡崎 匡 介 君
都市建設課長	川島 義 之 君
福祉事務所長	河原 敏 郎 君
水道課長	金増 信 幸 君
教育長	立田 壽 行 君
教育委員会 委員長	増田 全 英 君
教育次長兼 学校教育課長兼 学校給食センター所長	沢田 清 隆 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原 一 君
千寿園長	山岡 敏 樹 君
農業委員会 事務局長	岩田 明 仁 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（浦尻和伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。久々の一般質問のトップバッターとして、ここに立たせていただいております。

今議会は、9名の方々が一般質問をすとお聞きをしております、後につながるような質問が、トップバッターとしてできたらいいのかなど、そのように思っておりますので、どうか執行部の皆さんも、答弁につきましては、そういった点を踏まえまして、この後につながるような、そういった答弁も期待しておりますので、よろしく願いをいたします。

では、まず一つ目の質問に入らせていただきます。

先月の11月20日の朝、四季の丘の入り口で、子供たちが警察官に自転車の交通ルールについて、取り締まりのような指導を受けたけれど、注意をされた子供はもとより、保護者もルールがよくわからない、そういったようなお話をお聞きいたしました。

私は、自転車に乗るのが、以前から趣味でありましたから、交通ルールについても、一般の方よりは詳しいと思っております。それでも何点か、不明な点がありましたので、宿毛警察署のほうからも、いろいろとお話をお聞きしたり、また自分で調べたりもさせていただきました。

そしてわかったことは、知っておかなければならないルールや標識がたくさんあること。そして、道路交通法の改正により、以前の交通ルールが通用しないこと。加えまして、宿毛市内の道路が、自転車に乗るのに非常に危険な状況

であるということでありました。

そこで一般質問をさせていただこうと思っておりますが、ここに、このような警察庁のホームページより、自転車にかかわる主な交通ルールについてというものをプリントアウトしたものを用意させていただきました。

これ、これだけ小さい字で、そして12ページに及ぶ内容になっております。

これを見させていただきますと、一時停止や一方通行、そしてそれぞれの標識など、自動車運転免許証を持っている大人でなければわからないような内容になっております。そして、こうした内容を見ていて思うことは、小学校の低学年の児童に、これを理解してもらうのは、大変なことなんだろうなど、そういうふうに感じました。

そこで、まず初めに、学校では、子供たちにどのような自転車にかかわる交通ルールの指導をしているのか、現在の状況について、教育長にお聞きをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） おはようございます。今議会も、どうぞよろしく願いいたします。

中平議員の御質問にお答えをいたします。

自転車にかかわる交通ルールについてでございますが、自転車の指導につきましては、ふだんの乗り方やマナーなどについては、日常的に学校の教職員から指導されておるものと考えております。

また、毎年、主に4月の終わりから5月の中ごろにかけて、小学校において、危機管理課職員や宿毛警察署交通課の協力のもとで、主に小学校1年生を対象といたしまして、交通安全教室が行われております。

その中では、信号の守り方であるとか、それから横断歩道の渡り方など、対象である小学校1年生の理解度や、時間的な制約もございます

ので、ごく基本的な指導に限って行われていると聞いております。

議員のおっしゃいますような、子供たちにとって複雑と思われるような交通ルールや、標識の種類などの指導については、そのときには行われておりません。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 再質問をさせていただきます。

ただいま教育長のほうから、基本的な、本当に基本的な部分に関しては、指導のほうはしますよというお話だったと思います。

例えば、皆さん、考えていただきたいんですけども、自転車は、道路では原則左通行になっています。そして、道路標識等によりまして、自転車が歩道を通行できるとされている場所、それから安全を確保するために、やむを得ない場合には、歩道が通行できる、そのような法律になっております。

ここまでは皆さんも御存じだと思いますが、このほかにも、平成20年6月1日施行の改正道路交通法によりまして、6歳以上13歳未満の児童、これ小学生です。そして6歳未満の幼児、そして70歳以上の高齢者が歩道を通行することになっております。この方々は、特に道路標識等で、歩道を通行しても構いませんよという自転車のマーク、これがなくても歩道を通行しても構わないということに、法律が改正されております。

しかし、その反面と申しますか、13歳以上、要するに中学生は歩道を通行したら違反という形になっております。

また、平成25年12月1日施行の、同じく改正道路交通法によりまして、路側帯であっても、これ路側帯というのは、自動車道を1本の白線で区切られた、その区切られた左側になる

と思いますが、この路側帯であっても、左側部分の路側帯を通行しなくてはならないことになっています。

これ、以前は、右側の路側帯を通行してもよかったですよ。要するに、路側帯の中で、自転車が行き違いになっても構わないという道交法でした。これが昨年の道交法改正によりまして、左側だけしか通れませんので、ここで自転車が行き違うということができない、そういう状況になっております。

そして、今、これをしてしまうと、当然つかまります。この場合に、3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金というふうに、科せられております。

こんなことを、皆さんは知っていたでしょうか。そういうことを考えながら、自転車に乗っておられたでしょうか。

先ほども述べましたが、子供はもとより、保護者もルールがよくわからない、そういうのが実情だと思います。子供に聞かれても、どういうふうに教えたらいいのかわからない。でも、警察から指導を受けました。どうしたらいいんでしょうかね、こういう問い合わせが僕のところにあった、そういうことであります。

先ほど、教育長から、学校での指導についてお聞きをいたしました。このような状況の中では、警察の協力を得て、そして保護者も巻き込んだ形での指導が必要だと思います。

もう一つ、ここに自転車に乗る時のルールとマナーといったチラシがあります。

少し中を御紹介させてもらおうと、こういった形で、絵がついた状態で、わかりやすく記されたものがあります。こういったようなチラシを、ぜひ利用していただいて、家庭に配布するとか、そういうことをしていただいて、保護者とともに、ルールやマナーを知っていただく、そういった活動、そういうものが必要だというふうに

と思いますが、そのことについて、教育長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

議員のおっしゃいますように、自転車を含む軽車両の運転に当たりましては、平成20年6月から、中学生以上は道路標識等によりまして、許可されていない歩道を通行することや、また、平成25年12月からは、右側車線の、いわゆる路側帯を自転車が通行することは禁止をされました。今、御指摘のとおりでございます。

これらは、恐らく昨今の自転車ブームによりまして、大都市などを中心といたしました交通量の多い道路におきまして、自転車の悪質な運転であるとか、あるいは危険な運転に対する改正であろうというふうに考えておりまして、実際の宿毛市の交通量や道路状況には、余り合致しないように思われる部分もございます。

しかし、また、自転車は小さい子供からお年寄りまで、身近で便利な交通手段として、広く使われておりますので、改正内容など、まだまだ住民の方々に認知されていないものもたくさんあるのではないかと思います。

しかしながら、ルールはルールとして決められた以上、子供たちの模範となるべく、大人として守るべきものでございますので、今後、自転車のルールやマナーの講習会など、住民の皆様にも、広く周知できるよう、危機管理課や宿毛警察署と連携をした形で検討してまいりたいと考えております。

今年度におきましては、県への長年の要望事項でありました貝塚から国道へ向かう県道宿毛城辺線の拡張工事も行われるなど、地域や学校、PTAなど、関係団体が一丸となりまして、通学路の安全対策を強く要望し続けてきた結果、そういうことが実現をいたしました。

このような取り組みを恒常的なものとするた

めにも、学校教育課が中心となりまして、国や県、警察など、関係機関と連携をした協議会、これは宿毛市通学路安全対策連絡協議会と申しますけれども、この協議会を、今月の16日に立ち上げまして、今後の市内通学路の環境整備が、効率的に取り組めるようにするなどしてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解のほど、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問を続けさせていただきます。

先ほど、教育長のほうから、取り組みを進めていくということでありまして、ぜひお願いをしたいところでありまして。

お話にもあった貝塚の歩道、本当に危険なところで、私たち市議団としても、これ要望活動をしてきた経過もあるわけですが、立派な歩道がつきまして、かなり子供たちにとって、そして自転車に乗られる大人にとっても、安全な状況になったと思います。

ただ、ここが、歩道は立派なのがついたんですが、現状では、自転車通行不可、要するに自転車は通ってはいけない歩道になっているのではないかとこのように認識しております。

せっかく歩道ができましたけれども、あそこ通ってたら、交通違反になるよという状況では何のための歩道か。歩く人のためには、安全になったわけですが、自転車にとっては、そういう状況になってますので、こちらのほうも一度調べていただいて、また要望等をしていただければと思っております。

また、ただいまの道路交通法ですけれども、改正したことは、自転車の昨今のそういったブームもありまして、都会のほうで危険な状況にあると、そういったのを踏まえて、宿毛市にはなかなか合致しないような、そんなものではな

いかなというお話もありました。

確かにそういうふうな状況になっていますが、子供たちが、今度、街に出て行って乗るときに、宿毛市ルールが通用する話でもありませんので、また、先ほど教育長からお話があったように、ルールはルールですので、そこら辺は、やはり一本で統一して、徹底する必要があるのかなというふうに考えております。

続きまして、同じ質問で市長のほうにお聞きをいたしたいと思います。

市長は、先ほどからお話に出ておりますが、宿毛市のどこの歩道が、自転車通行可で、そしてどこの歩道が自転車通行不可なのか、御存じでしょうか。

今、私の通告を受けて、調べてあると思いますが、ここに自転車が通行できる歩道を示した資料があります。これ、執行部のほうに用意をしていただきましたが、なかなか調べることが困難だったように聞いております。

これ、西から、宿毛の小学校で、ここが和田になります。逆に和田のほうとか、小筑紫のほうとかあります。

小筑紫は、町区は全く通行できません。歩道があるかどうかという部分も、かなり問題があるとは思いますが。

これが町区で、西から来ると、ずっと切れているんですよ。通行できるところ、通行できないところ、通行できるところ、通行できないところという状況になっております。

この資料を見る前に、何度も市内のあちこちを、実際、道路標識の確認をしながら、自分で自転車で走ってみました。どこからが通行可で、どこからが通行不可なのか。要するに、どこで歩道に自転車が入って、どこで自転車が歩道から出なくてはならないのか。ほとんどの場所わからない、そういった状況になっております。

これは、自分で考えたところ、標識の数が極

端に少ない。そして、標識に、ここから通行して構いませんよ、ここからは通行だめですよという、始まりと終わりのそういった表示がない。こういったことが問題として考えられます。

この図面を見たときに、例えば、頭の中でイメージしてもらいたいんですが、港南台から西町の信号、これポピンズアリタの前ですが、この手前までの歩道を自転車は通行できないと示されております。

樺の標識を見て、実際、歩道に入ってしまったら、自転車で歩道の中を通行していくと、その後、出なさいという標識がないので、そのまま自転車通行不可の歩道も通って、そのままずっと町のほうに走ってきてしまいます。

逆に、港南台から同じルートを走ると、標識がないので、これ小深浦の入り口のところまで標識がないわけですが、標識がないので、走るところも走ったらいけないと思って、歩道の中に入らずに、車道をずっとそこまで走ってくる、そういったふうな状況になっております。

どちらも間違いであるわけですが、特に前者の場合、走ったらいけないところを、出れという標識がないので、そのまま走ってしまいますので、これは交通違反の対象になるということになってしまいます。

このような状況では、私たちも困惑するわけですが、特に子供たちに交通ルールを教えても、なかなか、そしたらここではどうなるの、こうなるのという話ができない状況にあります。

道路のそういった標識の整備と、また整理を進めなければいけないというふうに思っておりますが、この点について、市長のお考えをお示ししたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。中平議員の一般質問にお答えをいたします。

歩道の標識等について、市長は市内のことを

知っていたのかということでございますけれども、中平議員の質問を機会に、危機管理課のほうで資料を作成いたしまして、全体的な形の中では、把握と申しますか、知ったという状況でございます。

自転車が通行可能な歩道の標識整備等に関する質問でございますけれども、先ほど、議員も触れましたが、近年、自転車を運転する方の交通マナーの悪化等により、自転車が絡む事故が多くなったことを受けまして、道路交通法の改正がなされてきた経過がございます。

このような状況下、自転車が通行できる歩道、いわゆる自転車・歩行者道の市内の指定状況については、私どもも詳細に把握ができておりませんでしたので、宿毛警察署に問い合わせましたところ、市内31カ所の区間が指定されているということございました。

宿毛警察署からの説明を受け、状況を確認する中で、議員御指摘のとおり、現状の標識のみでは、どこからどこまでが自転車・歩行者道の指定区間なのか、非常にわかりづらい状況となっております。

このため、今後、宿毛警察署を通じ、高知県公安委員会へ、誰もが把握できるような、わかりやすい標識の設置について、要請をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問を続けさせていただきます。

ぜひ、市長、そのような形で取り組みをしていただいて、子供からお年寄りまで、誰もが標識を見れば、自分がどこの場所というか、どこのところを走ったらいいのか、わかるような形にしていきたい。市内全体をそういう形にしていきたい、そういう思いが一つあります。

それから、錦や四季の丘や貝塚を走る、先ほど、教育長のほうから県道宿毛城辺線という名前が出ましたが、通称、私たちは農免道路、農免道路と呼んでいるこの道であります、この農免道路の歩道は、自転車通行不可に、現在なっております。先ほど言った、新しく歩道整備をしてくれたところ、あそこの国道の際まで通行不可というのが、現状だというふうにお聞きをしております。

ここの場所は、要するに、自転車は歩道から出て、車道を、路側帯ですが、そちらのほうを走らなければならない、そういう状況になっておりまして、先ほど言いましたように、中学生は左側を走らなければなりませんので、例えば、宿毛高校とか、宿毛中学校に通う場合に、西の子たちは、行きは歩道側の車道を走っていきます。帰りは左側ですので、反対側の、南側ですよ。普通、あそこを自転車で走っている人は余り見ないと思うんですが、あそこを走って帰らなければならない、そういったルールになっております。

自分も、何度もあそこを走ってみました。一度は、邪魔になったんでしょう、後ろから来られた車にクラクションを鳴らされる、そういったことも起きてしまいました。

大変危険な状況の中を、子供たちは登下校をしている、そういった状況になっております。早急に、歩道整備を含む宿毛市の対応の必要性を感じておりますが、現在、交通量の多い道路にもかかわらず、自転車通行が危険な通学路、そういったのが、市内はほかにもたくさんあります。南も東もそうなんです、この問題について、市長のお考えをお聞きいたしておきたいと思っております。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員言われました、通称、農免道路の児童生

徒の通学時の安全確保につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、通学路の緊急安全点検において、関係機関が共通認識を持ち、それぞれの管理施設の問題点を明確にしていまいりましたけれども、徒歩や自転車による通学の安全性を確保するために、それぞれが役割分担をして、優先順位をつける中で、順次、整備してまいりたいと考えております。

他の市内の道路等についても、同じような考えで臨んでまいりたい、このように考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（浦尻和伸君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問を続けさせていただきます。

少し通学路の関係の話をさせていただきました、歩道の整備が、本当はできて、立派な歩道がついて、その歩道の中を自転車も通行しても構いませんよ、こういった形にするのが一番いいのかなと思いますし、また、都会のように、車道の横に自転車専用レーンをつくって、ここはもう自転車しか通行したらだめですよと、そういったようなレーンをつくる、それだけの幅員があったら、それをつくるのが最も自転車にとっては安全な状況だと思いますが、それにはかなりお金もかかりますし、時間もかかってくると思います。

そこで少し提案をさせていただきたいと思いますが、まず、宿毛市として取り組んでいけることとして、安全な通学路の設定があると思います。これは、教育委員会のほうにお願いをしたいところではありますが、現在、通学路の設定はどのようになっているのか、細かく把握をしていない状況で質問をしておりますが、学校に近い道路、そして学校に行くのに、自分たちが安全だと思っている道路と、それから交通の、今の法規上、安全だと示されている道路とに差

があると思います。

例えば、四季の丘から出てきて、子供たちがどこを通るかという、まずもって、今言った農免道路を通って学校に通われているのじゃないかなというふうに思いますが、ただいまの図面を見ると、ここは歩道は通行できません。だから、中学生は、本来、車道を通行して学校に通わなければなりません、これを1本駅側の道に入れば、駅前の道路は歩道を通行して構わないことになっています。

また、そういったことも踏まえて、ぜひPTAとも話をして、通学路の設定をしていただきたい、そういうのが1点あります。

それから、子供たちはもとより、先ほどお話をさせていただきましたが、自転車に乗られる全ての市民にルールを知っていただくこと、そしてさらには、車を運転する運転者の方に、本来、自転車は道路を通行するものである、そういった認識を持っていただきまして、自転車の方々に優しい、そういった運転をしていただくことが大切ではないかというふうに考えております。

そのために、一つ提案ですが、広報などで自転車に乗るときのルールや、自転車に対するドライバーのマナーの啓発を、広報等を通じて、積極的に行うべきだと思います。

この点について、市長に最後にお伺いをしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

自転車の運転についてのルールやマナー、これを市民へ積極的に啓発すべきではないかとの質問でございます。

今回の議員の御指摘を受ける中で、自転車の運転のルールや、自転車に対するドライバーのマナー等について、十分周知できていない状況を感じております。

公道では、自転車も車と同じで、歩行者にとっては走る凶器となり、死亡事故が発生した事例もございます。

このため、何よりも交通弱者である歩行者の安全が優先されるべきであると考えております。

そうした意味でも、それぞれが交通ルールとマナーを守り、悲惨な事故が起こることがないように、市といたしましても、宿毛警察署はもちろんのこと、各小中学校を通じて、児童生徒への交通ルール、マナーの周知徹底を要請するとともに、市民に対しても、広報等を通じて周知していくよう、努めてまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 質問を続けさせていただきます。

市長言われましたように、歩行者も本当に危険な状況に、逆に自転車が歩道に入ることによって、歩行者にとって危険な状況になるようなところは、十分配慮しないといけないわけですし、そこら辺も十分に考えながらしていただきたい、そういった考え方で行っていただければ大丈夫だと思いますので、よろしく願いをいたしておきたいと思います。

それでは、続きまして、宿毛小学校改築及び小中学校再編計画について、お聞きをいたしていきたいと思います。

まず、教育長に、宿毛小学校の建設位置を、教育委員会として決定しているのか、その点についてお聞きをいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 中平議員の御質問にお答えをいたします。

宿毛小学校の建設位置については、教育委員会としても、重要項目として考えておりますし、現状について、委員会で逐次報告する中で、協議を進めてまいりました。

その上で、今回、市長は議員協議会で報告をいたしました、用地を拡張した上での現在地ということが、重要な候補地の一つであると判断をしております。

その考えについては、教育委員と市長の懇談であるとか、それから私が出席をさせていただいておりますプロジェクト会議において、市長にも報告をしております。

これまで協議してまいりました宿毛小学校建設場所の選択肢は、萩原の高台か、現在地しかないと考えておりますので、今回、現在地の調査費を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、質問を続けさせていただきます。

ただいまのお話であれば、教育委員と市長との懇談であるとか、それからプロジェクト会議の中で随時話をしながら、そういうふうな、候補地の一つとして考えられているということであるようであります。

ただ、最後に、萩原の高台か今の現在地か、どちらかしかないというふうな考えられているということでもありますので、そうなってくると、候補地の一つという言葉がどうだったのかなというふうには思いますが。

次に、市長のほうに、同じく宿毛小学校の建設位置を決定しているのか、その点についてお聞きをしたいと思いますが。

12月2日の議員協議会では、これは今議会の初日ですが、市長は、宿毛小学校を現在地に建てるのが最善の方法ではないかと判断しました。ということでありました。

しかし、11月20日ですね。12月2日に議員協議会がありました。そして、11月20日に、保護者や地域の方への説明会では、現在地を候補地として、調査費を計上するが、この

場所に小学校を建てると決定したわけではない。あくまでも候補地として調査をしたいといったお話だったと、参加者の方からお聞きをいたしております。

これは、先ほどの教育長の話と同じだと思うわけですが、市長は、現在の、ちょっと詳しく話をしたいと思いますが、現在の小学校からグラウンドを省いたあのエリア、あのエリアですね、道を挟まない。

そのエリアに隣接する土地を新たに買って、そして宿毛小学校全ての施設を、そのエリア内に建設することを、もう決定しておられるのか。もし決定しておられるのであれば、いつ決定したのかをお聞きをしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛小学校の建設位置については、今議会初日の議員協議会で申し上げたように、私としましては、用地を拡張した上で、現敷地に建設することが、現状では最善の方法であると判断をしております。

次に、それをいつ判断したかとの御質問でございますが、9月議会以降に教育委員会による宿毛小学校PTA役員会との意見交換会、そして私も出席した11月20日の保護者及び住民への報告会で、出席者からいただいた意見を踏まえた上で、執行部でも協議する中で、判断させていただいた次第であります。

私としましては、選択肢としては、萩原の高台と現在地の二つでしたので、高台移転が困難な状況となった今、選択肢の一つである現在地の調査をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問を続けさせていただきます。

少し確認をしておきます。

まずは、市長は、考え方はもう二つであったんだと。萩原の高台か、現在地の、今、示したあのエリアの中に建てるしか、考え方はなかったんだと。あくまでも二つだと。

だから、上がだめになったから、もうあそこに行くよという考え方だというふうに、今の答弁を聞きました。

それから、もう一つのほうですが、PTAの役員への説明会、これは市長は行ってないと思いますが、それと11月20日に、PTAの方々、保護者の方々と、それから地域の方々に対する説明会というふうに、僕は聞いているわけですが、それをやって、それからその意見を聞きながら、そして宿毛市の執行部の方々と協議をする中で、時期としては決めていったんだというふうな話だったと思います。

ただ、新聞報道を見たときには、11月20日の意見交換会ですか、説明会というふうに、僕は思っていますが、その中で、今議会に計上されている予算の話もして、その方向で、もういくんだよという話を、結論をつけた後に、退席をされたというふうなお話も聞いております。

続けての質問になりますが、今議会に、宿毛小学校物件移転補償調査委託料500万円が、補正で計上されております。これが、先ほど言った、新聞報道にあった予算になりますが、この予算は、25年度当初予算に計上されて、そして議会から付帯決議を受けた後に、執行部みずから減額補正された宿毛小学校用地物件移転補償調査委託料450万円と、同じ内容の委託を行おうとする予算なのか、その点について、市長に確認をしておきたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今議会に提案をしている宿毛小学校物件移転補償調査委託料500万円が、平成25年当初予算に計上した予算と同じ内容かとの質問でござ

ざいますが、当時と比べて、消費税の増税や、諸費用の見直しにより、一部金額の増額はございますが、委託内容としましては、同一のものでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 続けさせていただきます。

同じ内容ということではありますが、新規事業等調査表というものを、近年、執行部のほうから提出をさせていただいております。この事業目的を見させていただきますと、前回の25年のときは、現宿毛小学校は築50年以上経過しており、耐震性の確保及び老朽化への対応が喫緊の課題で、早期の改築が必要であることから、現敷地の隣接地を用地買収し、拡張を行った後に、統合校の施設を改築する計画であり、本事業は、用地買収の事前準備として、該当用地及び物件補償費調査を行うものであるというふうに書かれております。

これが平成25年のときのものであります。

そこで、今議会に提出をされました事業目的を見ると、違っているところがあります。それは、耐震性の確保及び老朽化への対応が喫緊の課題で、早期の改築が必要であった。このように、25年のときには書いてあったものが、今回は、今年度、耐震補強工事と一部改修工事を実施したとはいえ、依然老朽化への対応が課題であり、近い将来の改築が必要である、に変わっています。

要するに、説明文もそうなっておりますが、宿毛小学校は、耐震工事と改修工事をしたことによりまして、早急な建設の必要がなくなったものと思われまふ。この説明文の内容も、そのようになっております。

そんな中、どうしてこんなに慌てて、補正という形をとっておりますが、これ500万円全

て一般財源であります。前回もそうでありますが。

そういった、どうしてこんなに慌てて、土地購入に向けた調査を行おうとしているのか、その理由について、市長にお聞きをいたしておきたいと思ひます。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

どうしてこのタイミングで補正予算を計上したのかとの質問でございますが、宿毛小学校校舎については、今年度、耐震工事を実施したとはいえ、施設が老朽化していることに変わりはなく、工事前に比べて、安全性は高まっていますが、やはり宿毛小学校校舎は早期に改築が必要という認識は変わっておりません。

全ての学校の耐震化は完了しても、老朽化に変わりはないので、一番古い宿毛小学校の改築から取り組みたいと考えております。

また、今回、計上した業務委託が完了したとしても、それに基づき、地権者との交渉はしていかなければならず、その交渉がスムーズに進むということが確約されているものではございません。

このような状況下において、今、できることを早期に実施していかなければならないと考えており、今回の予算については、そういった状況のもとで、計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、一般質問を続けさせていただきます。

私が強調したいところ、声を大きくして言いますので、市長のほうも同じようなトーンになっておりますが。

老朽化しているのは、見ればわかりますよね。確かに一番古い小学校、それもそのとおりであ

ります。ただ、以前とは違ってますよね、状況がということ、少し言いたいと思っております。

その中で、こんなに慌てて出さないといけないのかなって、そういう思いもありますので、そういったところを、もう少し深く質問をさせていただきたいと思っております。

1年半前は、これ耐震改修、これがそれぞれの理由を執行部は挙げておられましたが、できないということを前提に、この予算は計上されております。

耐震補強、とてもじゃないけれども、できないんですよ。だから、現地に新しいのを建てるか、高台に行くしかないのということで、両方、させていただきたいと、一度に。そういうことで、この予算は計上されたというふうに認識をしております。

しかし、議会から付帯決議を受ける中で、耐震化が可能だということに、途中からかじを切りかえました、執行部は。そして、現在までに耐震工事と改修工事を実施して、これが完了をしているというふうに認識をしております。

たしか耐震に4,000万円ほど、そして耐震以外の改修、これは子供たちの勉強する、そういう環境を整えるため、これに7,000万円の金を、宿毛市は入れているというふうに認識をしております。

その結果、どういうことになっているかというと、今の現状、これは僕の判断ではありますが、萩原の高台移設に、市長、10年間はかかりますよという話をされてました。だから、耐震補強はできないのに、10年間も今の学校で、子供たちは学ばせん。だから、現地の建てかえも、同時に進行させてください、こういうお話だったと思います。

この10年間というのが、先ほど言った耐震補強工事4,000万円と、ざくっとですので、

細かい数字は違っていると思いますが、改修7,000万円、このお金をかけて、この10年間というものが担保できたというふうに、僕は逆に認識をしています。

これをすることによって、高台の造成をして、学校を建てよう。その時間をここで担保しようというために、このお金を突っ込んだというふうに、私は理解をしております。

この10年間という時間が、今の宿毛小学校には猶予という、考えることもできるし、新しい学校をつくることもできる、そういったことに使える時間として、今、生まれてきたのではないかなというふうに理解をしています。

そういった中で、例えば浸水エリア内に建てなくてはならなくなっても、どこの場所に、どういった学校を建てることによって、子供たちに対してどういう影響があるのか、地域の方々にどういう影響があるのか、皆さんがどのように考えているのか、それを3カ月、半年、協議をする時間をとっても、それは許された時間だというふうに、私は思っております。

それから、市長はもともと高台か現地かの2案だったので、高台がだめになったときは、現地しかないと言われております。これは、教育長もそのように、先ほど言われました。

当時、高台移転というのを、議会は特別委員会をつくって、特別委員会のほうでの報告を経て、議会は決定をしておりました。

要するに、当時は、議会は高台移転、それを目指してたんです。現地で建てかえじゃなくて。そういった状況の中で、出されたこの現地での校舎の建て位置や、土地購入に対する、そういう議論ですよ。これは、議会として、成熟していたものだとは、私は思っておりません。

要するに、平成25年の時点で、高台の案と現地の案を出して、この二つしかないんだよという話を、今、執行部の皆さんは言われますが、

その時点で、議会は高台だと言っていたんです。高台を目指しなさい、目指しなさいとずっと言っていた議会が、現地の案を事細かく審議したというふうには思っていない。

ただ、高台を目指すときまでに、現地でどこに建てたらどうかという資料はたくさんいただいていた。それで議論したのは、確かに事実です。それを全て捨てて、その前の段階から議論すべきだということは言いません。

ただ、現地で、今のエリア内に土地を購入して買うということに対しての議会の議論は成熟してなかった、そのように思っています。

それから、市長にとっては嫌なものをお見せをいたしますが、当時、保護者の多くも納得していなかったし、何よりこの議案、平成25年の議案で、市長は議会から、関係者や議会に十分な意見交換を行っていない、そういった内容で、問責決議を受けられています。新聞にも載っています。

要するに、この議案で、関係者以外に十分な意見交換を行っていないじゃないですか。こんな議案、出すんじゃないんですよ。出すべきじゃない、そういうことで議会は問責決議を可決しているんですよ。そのときの議案が、もう2案に決まっていたというのは、どうしても納得ができない。

そして、その後、平成26年2月には、小中学校再編計画が見直されました。

片島中学校、宿毛中学校、咸陽小学校、大島小学校は、高台に移転するのが望ましいと記されています。これは教育委員会、当然出てきたものですので、わかっていると思いますが、宿毛小学校の現状は、早急な改築の必要性が回避をされて、今言ったように、回避をされました。だから時間ができました。そして、この新たな統廃合計画によって、周りに位置する小中学校の移転改築も、そういった方向性にありま

す。高台を目指して、移転改築しようという方向性にあります。

それに加えて、残念なことではありますが、児童数の減少が予想をされています。

ただいま、いろいろなお話をさせていただきましたが、そんな状況の中でも、市長は、平成25年3月に、みずから示した2案以外の方法は、検討すらする必要がない、そういうふうにおっしゃるのでしょうか。

保護者の中から、こういった意見もあったというふうに、市長みずからお聞きをいたしました。建設や解体のそういった工事における音や、いろんなストレス、そういったものが在校生、子供たちにとって大きなストレスになるんじゃないかというふうに、保護者の方々も心配をしているようであります。

例えばであります。現状の中で、現状の中というのは、浸水エリアです。例えば、浸水エリア内に学校を建てるにしても、市長が言われる現状という、そういった部分からもう少し外れた部分でも、検討してみる、そういったお考えはないのか、今の私の話も踏まえて、市長の考え方を聞かせたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

中平議員から、るる質問ございましたけれども、要約すれば、最後のところに、結論の質問になるのではないかと思いますけれども。

平成25年3月に示した2案、すなわち高台と現地以外は検討していないかという質問であったと思います。

これまで実施してきた高台の適地調査結果、そして萩原高台の経緯、またこの問題に対してのさまざまな議論、こういうものをずっと、順次、検討をしていく中で、これはもう、先ほど申し上げたように、現在地を拡張した上で、現敷地に建設することが、今考えられる最前の方

法ではないかと考えております。

議会も通じまして、私が市長になってからも3年、さまざまな議論をして、また地域の皆さんや保護者の皆さんとも話し合いをしながら、だんだんと集約してきたのが、この2案でございます。

ですから、今回、1案がそういう状況にあるならば、もう現在地に建てるという方向の中で進めていきたいというふうに思っております。

しかしながら、工事期間中の、先ほど言われましたような騒音等、子供たちへの負担について、心配されることについては、私としても、十分認識しております。現在地を拡張した上で、詳細な施設設備について、十分に検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 市長のほうは、強い意思で、その2案が最善の方法だというふうに、市長は考えられておられるようであります。

少し違った方向から、教育長のほうに質問を続けさせていただきたいと思っております。

教育長は、一般質問に対して、西部ゾーンとして、小深浦地区の高台造成に取り組んでいるというふうにおっしゃられております。そして、高台の整備状況により、咸陽小学校と大島小学校の統合を視野に入れて、検討していくとも答えておられます。

教育長が示されたように、西部地区の小深浦に小学校が、統合小学校ということになると思いますが、この小学校が建設されたと仮定すると、現在の宿毛小学校の児童の多くは、そちらに行くのではないかと。また、校区の設定も、そちらの校区として設定されるのではないかと、そのように思われます。

さらに、先ほど、児童の減少の話もさせていただきましたが、そういった推移を、もう少し

細かく、地区別に見させていただきますと、宿毛小学校に、将来、通うと思われる地域の児童数の減少が、近年、目立ってきている状況にあります。

10年先に、西部ゾーンに小学校ができたとすれば、今は小深浦ということになっておりますが、あそこにできたと仮定すれば、宿毛小学校はその時点で、各学年1クラス程度の学校になる、そういった可能性も否定できない、そういう状況ではないかというふうに理解しております。

そして、津波浸水エリア内に、宿毛小学校を建設した場合には、松田川小学校の保護者は、統合に反対との意思表示もしております。これに関しては、教育委員会も統合はもうない方向で、今の宿毛小学校に対しては、考えているのではないかなというふうに思っているところでありますが、この状況の中、一体、どの程度の規模の宿毛小学校を、土地を購入して、建てようとしているのか、その点についてお聞きをしたいので、まず教育長に、どの程度の小学校、そういうのを考えているのか、お聞きをいたしておきたいと思っております。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 中平議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、小深浦に小学校が建設をされれば、校区の見直しを検討することは必要であると考えております。

校区の見直しを行えば、宿毛小学校の児童は減少することが想定もされます。

しかしながら、仮に小深浦に学校ができるとしても、それがいつになるのか、現段階では明確に示すことは困難な状況でございますので、今後、改築しようとする宿毛小学校の校区は、直ちに変更することはできないと考えております。

したがって、その規模といたしましては、児童数が減少しましても、学習指導要領に沿った教育内容を、より充実させていくためには、現在の規模と同等、もしくは若干、縮小した規模で改築しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 9 番中平富宏君。

○9 番（中平富宏君） 9 番、再質問をさせていただきます。質問を続けます。

小深浦の学校がいつになるかわからないというお話でありました。確かにそれはわからないと思います。宿毛小学校もいつできるかわからないと思います。

その背景には、これ教育長への質問ではありませんが、その背景には、やっぱり財政的な部分もあるのではないかと思います。

決算資料として、今年の10月だと思いますが、財政シミュレーションのほうを、財政系のほうから提出をしていただいております。このままですと、平成34年ですか、もうすぐですが、財政調整基金も尽き果てて、再建団体になる可能性すらあるよと。大変な財政状況になっていますよというような、そういったシミュレーションが示されております。

ただ、けさ確認をさせていただきましたが、この財政シミュレーションの中に、宿毛小学校の用地購入費、そして宿毛小学校の建設費というのは含まれておりません。

非常に、財政的に厳しい状況で、このままいくと、宿毛市は破綻してしまうかもしれない。そういった状況にあるにもかかわらず、そのシミュレーションの中に宿毛小学校の用地購入費、そして宿毛小学校の建設費、ましてや西部ゾーンに建てる小学校の建設費などは、含まれておりません。

このお金を、これからどういうふうに捻出していくのか、それがこれからの宿毛市の課題に

なってくると思われます。

そういった中で、統合をしなければ、国からの補助金が2分の1から3分の1に減ることは、重々、皆さんも承知のことだと思います。

そういった中で、この2点の統合の計画だけに執着をし、周りを見ずに、これからの宿毛市の小中学校の再編を含めた中で検討していく、そういうお考えがないというのは、余りにも周りが見えていないのではないかと、そのように思っております。

私たち議会も、高台を目指せ、高台を目指せと言っておりますので、その中で、財政的にどういう状況で、建てるのか、建てないのか、十分に協議ができていない部分もあったかもしれません。

ただ、高台を目指す上で、国の有利な補助事業が使えるだろう。だから、うまくそれを利用して、市民の皆さんの避難場所、そして2次避難における生活の確保、その上に子供たちの安全、これを目指していこうとしたのであります。

それが無理となった今、現在他に建てようという考えの中で、余りにも周りが見えていないのではないかと、そういうふうな、そういった熱い思いがしております。

ただいま話にありました宿毛小学校の規模の件ですが、すぐに立てることもできないのでという話であります。確かにすぐに建てることはできないかもしれません。それは宿毛小学校も同じ状況にあるのではないかと、いうふうに思っておりますが、建てたとして仮定して、今後の計画を進めていくのが、当然、行政の役目だと思っておりますので、あえて建てたと仮定して、自分なりに地図に落とさせていただきました。

このような状況であります。これ、オレンジのラインが国道56号線になっています。青いのが、小深浦の、今、増設しようとしている高台。ピンクが、これ宿毛小学校の、ちょうど、

国道が中央に位置しますので、きっとこの国道というのが、一つの校区エリアの分岐点になるのではないかと、そのように思っております。

そうして、仮定すると、これことしの5月の時点の子供の地域別のものを教育委員会からもらって、落とし込んでおりますので、それが基本になりますが、西部ゾーンの学校に112名の児童が、現在の宿毛小学校から西部ゾーンの校区にかわる、そのように想定がされます。

そして、坂ノ下地区、ここ17名、今、児童がいるわけですが、こちらがちょうど中間なので、どちらに行くかわかりませんが、道路の事情等も踏まえた中で、この方々というか、子供たちが、宿毛小学校に通学すると仮定をいたしましても、校区外から来ている71名は、もともと校区外なんでわかりません。これをのけますと、146名の方が、今の宿毛小学校の子供たちの中で、新しい学校が2校できたら、宿毛小学校の校区になる、そのように思われます。

こういった、今、一つの案を示させていただいたわけですが、こういった状況にあることを、今、少し説明をさせていただきました。

そういった事を踏まえる中でも、さっき話をさせていただきましたが、その再編計画というものを無視して、ここの宿毛小学校を、今の規模、もしくは今よりも少し少ないぐらいの規模で建てるのが、本当に宿毛市にとっていいことなのか、そのことについて、市長の考え方をお聞きをいたしておきたいと思っております。

なお、単独で建てるということであるようですので、この点についても、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど、再編等の質問もいただきましたけれども、この市街地における宿毛小学校は、将来にわたっても、これは存続する、そういう、当

然この可能性ということではか言えませんけれども、大きな流れの中でも、ここには小学校は必要だというふうな認識をしておりますので、現在地で設計していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問をいたします。

大きな流れの中で、この学校は存続しなければならない、そういう市長の熱い思い、またいろんな方面からを分析する中で、市長がそういう考え方を持たれているのだというふうに、私自身思っております。

ただ、言いたいのは、残すということと、規模ですよ。今言っているのは、規模なんですよ。だから、残すにしても、今と同じような状況の中、要するに、再編計画を無視した形で残すのか、再編計画を加味した中で残すのかによって、その学校の建て位置、規模、強いて言えば、土地を購入しないといけないのかどうなのか、そこら辺がまた変わってくると思うんですよ。

ここのあたりで、あくまでも再編計画は考えずに、今の学校の規模を、単独で今の場所に建てようとしているのか、その点についてお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

ずっと答弁をいたしておりますけれども、まず、大前提として、宿毛小学校は市内で一番老朽化している学校であり、これはまず計画的に、市内の学校を整備していくという観点からも、ここからきちんと手をつけていきたいというふうに考えております。

そうした中で、再編等の関係の中で、規模についてという質問でございましたけれども、当

然、この児童数が減少した、これは教育長のほうからも答弁があったと思うんですけれども、若干減ったとしても、現在の規模と同等、もしくは若干、縮小した上で、改築をしなければいかんというふうに考えております。

今後も、将来にわたっての、そういう子供たちが、本当に模範となるような教育を受けれる、そういう学校として、我々は整備していかなければいけないというふうに考えております。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問を続けさせていただきます。

市長の考え方は、私なりに理解をすると、再編計画は置いて、今の学校を古いから、とりあえず今の規模、もしくは若干小さい規模で、ほぼ今の規模になるのではないかと思います、単独で建てたい、そういう考え方のように思っ、て、そういう考え方のように感じました。多分間違いないと思いますが。

古い、古いと言われますが、50年たっている宿毛小学校という言い方を、何度も何度も繰り返されておられます。ただ、宿毛小学校を建てて、次に建てる学校は、10年以内に建つかどうかわからないと言っていると、ほかの学校、軒並み宿毛小学校と同じ年数になりますよ。

そのあたりというのは、どういうふうになっているんでしょうかね。そういうのを考えてつくっているのが再編計画だと思いますが、その再編計画を無視してやってしまうと、後の再編計画がどうにもこうにも動かなくなる、そういう状況になるのではないかと思います。

この点については、もうよろしいです。

続けて、市長のほうに質問をさせていただきたいと思います。

9月議会の寺田議員の質問の中で、市長の、これ答弁です。「今までのさまざまな場所の議

論の中で、先に場所の議論が進んで、その段階に至る説明が、非常に不十分であったために、市民の皆さんの誤解を生じたという経験もありますので、今後はきちんとしたい」と、市長は答弁をされております。

市長みずから、自分が場所の議論ばかり先にしてしまったと。だから、本来の議論ができずに、非常に不十分な、そういった状況にあると。今後は直していきますよ。これ、ことしの9月に、市長言われてます。

それ以後、市長ではありませんが、職員の方が、PTAの役員に説明をされたとはいえ、初めての住民説明会が11月20日に1回行われたにすぎません。その状況の中で、先ほど、市長が語る言っているように、もう現在地、それももう決まっているんですよ、ここしかないんですよと、そういう状況で今議会を迎えたことは、非常に残念だと思います。

本来、きちんと、市長みずから9月議会で言ったように、きちんと説明をした中で、まずは場所の決定をします。議員の皆さん、いいですか。ここに場所を決定しました。それから、それに向けて調査をしていきたいので、調査に関する予算を計上させてもらいますとって計上していくのが本筋だと思いますが、市長に、その点について、自分の発言も踏まえて、今の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

9月議会の中での私の答弁との兼ね合いの中で、現在、どうなのかということでございます。

中平議員も御承知ですけれども、9月議会では、宮本議員のほうから、もう高台もなかなか厳しくなっているので、もう現在地で建てるように、ここで決断をしたらどうかという、宮本議員の質問がございました。

私は、そこで、もう方向としては、そのよう

な方向であるけれども、しかし、まだ市民の皆さんにも保護者の皆さんにも、説明会並びに報告会もしてない段階で、そこで現在地で建てますというふうな方向での答弁は、これは問題があるという、手順を迫って、12月議会にその方向を示したいということでの答弁の流れの中で、このような答弁をしてきたわけでございますので、12月議会に向けて、それぞれ保護者の皆さん、そして市民の皆さんにも、説明、報告をしながら、この12月に臨んできた、議会に臨んできたということでございますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問をさせていただきます。

市長は、どのように感じていたのかわかりませんが、私たちは、宿毛小学校の高台移設というのを、本当に願っておりました。

しかし、9月議会からこちら、大変、高台を目指すのが非常に困難な状況になってきたというお話を聞く中で、当然、浸水エリア内での改築も視野に入れて、考えていかなければならない、そのようなことは重々わかっております。

ただ、言いたいのは、余りにも手順を踏んでないんじゃないかなど。もっと丁寧にやると市長は言っていたので、きちんと手順を踏んで、しっかりとした方向性を見出して、そこに向けて、一步ずつ、着実に物事を運んでいただけないかなど、そのように思っていたので、今回、少し自分の考えばかりを表に出すような形で、質問をさせていただいたかもしれませんが、こういった質問になってしまいました。

最後に、市長に確認をしておきたいというか、市長の考え方、再度、もう一度だけお聞かせを願いたいと思います。

仮にこの調査費、調査委託を実施した後も、

地域や保護者、そして当然、議会の皆さんともいろんな協議をする中で、市長は今、最善の方法だと言われているが、もしも市長の考え方が変わって、みんなの話聞いてたら、もっといい場所があったよということがあれば、これは候補地の一つということでもありますので、用地が買えるとか買えないとか、そういう次元じゃなくて、やっている最中であっても、計画の変更があり得るのか。そのぐらい、皆さんとこれからも話を煮詰めていくおつもりがあるのか、その点について、市長の考え方、今後の地域、保護者に対する取り組みについて、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

これから宿毛小学校の改築を目指す事業の中で、さまざまな事態が生ずる可能性がございます。しかし、私としては、この私が市長に就任する以前から、学校をどのように建てるかというレイアウトを含めて、小学校の校庭に建てたらどうか、いろんな議論がある。ずっとそういうレイアウト等についても、議論をしてくる中で、現在の方向に収れんされてきた経緯がございます。

ですから、当然、いろいろなお話は聞かせていただきますけれども、今、進めている方向の正当性といいますか、当然性と申しますか、そのことについては、十分理解を、その時点、その時点で課題が起こってくるのであれば、当然、説明をしながら、理解を求めて進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、市長の考え方、そして思い、わかりましたので、以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（浦尻和伸君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時17分 休憩

-----・-----・-----

午前11時28分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 14番、一般質問を行います。

初々しい議長のもとで、久しぶりに一般質問ができることを、大変感激をしております。

それでは、まず1点目として、通告をしております新小筑紫保育園の運営について、市長にお尋ねをいたします。

この保育園は、先ほどの中平議員の一般質問にありました小学校の高台移転、こういったことで難航しておることにしまして、この保育園は非常にスムーズに、地域も、保護者もみんなが、あの田ノ浦の高台へ行くことに賛同して、スムーズに、一番スムーズに進んだ新しい保育園の建設ということになるわけでございます。

この保育園につきまして、私も何度か通って、進捗状況を見ておるわけでありまして、この保育園、予定どおり4月に開園できるかどうか、まず市長の現在の状況を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 西郷議員の一般質問にお答えいたします。

新小筑紫保育園におきましては、地域の皆様や関係者の皆さんに、本当にスムーズな形で同意をいただいて、事業が順調に進んでいまして、関係者の皆さんに、まずもってお礼を申し上げます。

この新小筑紫保育園の建築工事については、木材の加工場が、台風11号による浸水被害に

よって、工場の稼働に影響が出たために、予定していた木材の確保ができず、当初計画より少しおくらしている状況です。

そのため、当初の予定では、平成27年2月末の完成を目指しておりましたが、工期を3月末まで延長し、4月開園に向けて、工事を行っている最中です。

今後、計画の大幅な変更など、特段の問題が発生しなければ、4月開園に十分間に合うと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 開園に間に合うということですので、これは安心をしております。

そこで、保育園へ通園をする、この道路の状況は、私も何度か通っておるわけでありまして、非常に道幅が狭く、そして曲がりくねって、非常に進入するのに危険だというような感じを持っております。

そして、あこには、恐らくこれ、通園のバスも出してくれるとは思いますが、恐らく30台、40台、50台というような車が、わずかな時間の間に集中するということが考えられるわけでありまして、あの今の道路では、やはりいつ事故が起こってもおかしくないような、非常に路面も悪くて、非常に危険だと、私は感じています。

特に、内外ノ浦の側から入ってくる道路については、非常に路面も悪いですね。それから、田ノ浦側から入る部分については、路面はいいんですが、やはり車2台が行き交うような状況ではありません。

そこで、私もあこを何度も通ってみて感じてるわけですが、これ何とか改修してもらわんといかんというような感じがいたしておりますが、この進入路に対して、市長がどの

ような考えを持っているか、市長にお答えを願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

新小筑紫保育園への進入路につきましては、曲がりくねったところや、道幅が狭隘な箇所もある、このように認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） ただいま、今の進入路に対する認識は、市長も私と同じように持っているということであります。

そこで、やはり危険ということを承知である以上、何らかの方法でこれを改修して、あこへ進入する道路、安心をしてあこへ車を入れることができるような状況というのが、当然つくっていかなければならないわけです。

今後、そのことについて、どういうように、いつ、どういうようにそれを改良しようとしているのかについて、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

登園時などの時間帯によっては、車が混雑するなどして、園児の安全が脅かされるのではないかと御心配であると思います。

これまで、新小筑紫保育園の建設に当たっては、園長によるプロジェクト会議を設置する中で、園児のよりよい環境づくりを目指し、話し合ってきました。

その中で、園舎建築に当たっては、園児の送り迎えの際には、園内の自動車の動線を考慮しているほか、駐車スペースも大きく確保しており、現時点で可能な、安全面への工夫も反映されております。

現時点で、いつという特定した期限を申し上げることはできませんが、今後の状況を見なが

ら、検討してまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 再々質問をいたします。

検討するということで、これは検討してもらわないかんわけですが、あこは、保育園として活用するわけでありませうけれども、それと同時に、津波時の避難の場所としても、指定しているのではないかと考えておるわけですが、

そうしますと、非常に狭い道路と認識をしていながら、いつとは特定できないという答えでは困りますね。やっぱり早急に、これを改良していただく。

私も何度か、ここを通過して感じるのは、田ノ浦側から入っていく道路は、少し用地を購入すれば、十分2車線化できると、このように私自身感じておるわけです。

そして、もし地震、津波が起こったときには、一気に、保護者などは特に、園が開園しておるときにそういうようなことが起こったら、今の保護者、飛んでくると思うんですよね。そうしたときに、随分と混雑するなど、危険だなど。

私が今言っているのは、本当は、日々の通園に対して言っておるわけですが、ぜひこれについては、積極的にそういう地震津波対策も含めた道路の改良、これは急いでほしいなど考えておるわけですが、これについて、市長はどのようなお考えをしておるか、お答えを願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

進入路の整備については、必要な用地や財源の確保等、直ちに解決できない問題もあり、議員の御質問に対する期限について、具体的にお答えすることは難しい状況です。

しかしながら、みなみ保育園、新小筑紫保育園は、質問にもありましたように、災害時の地域の拠点避難所でもあります。道路の避難経路としての役割、防災対策等も踏まえる中で、幅広く捉えながら、可能な財源の確保を念頭に検討してまいりたい、このように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） そういう形で、しっかりと検討していただいて、検討だけではいけません、実施しなければいけませんので、期限が特定できないということでもありますけれども、なるべく早く、これはやっていただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

それでは、続いて、現在、小筑紫保育園、みなみ保育園と合わせて、乳児保育が実施されていないと思うんですね。

先般の保護者との懇談でも、ぜひこの乳児保育を実施してほしいと、こういう声が出たようではありますが、ここに新しく保育園ができるわけですので、ぜひこの際、乳児保育について、実施をしていただきたいと、このように思っております。この受け入れについて、市長はどのように考えているか、御答弁を願いたいと思えます。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

乳児保育に関する質問でございます。新小筑紫保育園での受け入れについては、現在、小筑紫地域にお住まいの保護者で、乳児保育を利用している児童数は2名となっています。

しかし、いずれも保護者の勤務場所等の理由により、地域外の保育園を希望し、利用されております。

今後は、地域の中で乳児保育を必要とする保護者がふえれば、受け入れも必要と考えていま

すが、体制整備には、それだけの職員配置や、経費が必要となってきますので、乳児保育を必要とする保護者のニーズ、実情に応じ、整備する方向で取り組んでいきたいと考えております。

ちなみに、現在、乳児保育の受け入れを行っている保育園は、公立保育園では山田保育園、平田保育園、二ノ宮保育園、すみれ保育園の4園。公立保育所以外では、宿毛保育園、聖ヶ丘保育園の2園となって、合計6園があるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 再質問を行います。

ニーズがあれば、それには応えていきたいということですので、それ以上の質問はないわけでありまして。

ぜひ、そういうことを希望しておる保護者もいるようでありますから、それには十分、応えていただきますように、これはお願いをしておきたいと思えます。

続いて、新小筑紫保育園で、現在、行われておる受け入れは、朝の8時と聞いておるわけではありますが、これも保護者の皆さん方は、この際、ぜひ7時30分からの受け入れをしていただけないかという話が、福祉のほうにあったようではありますが、この受け入れについて、現在、市はどのように考えているか、お答えを願いたいと思えます。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、小筑紫・みなみ両保育園の受け入れは、御指摘のように、朝8時からとなっています。

御承知のように、平成27年4月に子ども子育て支援新制度が、スタートすることにより、保育標準時間が11時間となります。

職員体制等の問題もありますので、全園での実施は困難ですが、保護者の就労時間等も加味

しながら、7時半からの受け入れを実施する方向で検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 実施するということですので、ぜひそういうようにしていただきたいと思います。

続いて、園児の給食について、御質問をいたします。

現在、保育園では3歳以上の園児については、主食、御飯は持参をしているようです。しかし、現在、この寒い時期、御飯を持って園に来て、食事をするときには御飯がさめて、子供たちが非常にかわいそうだと、こういう親心、こういうものがあるわけですね。

私も、我々、いつも温かい御飯を食べていますので、冷たい御飯を食べるとするのはかわいそうだな、私も思うわけですが、給食係の職員がおるわけですから、できれば、炊飯器さえ買えば、温かい御飯が提供できるように、私は思うんですが、この温かい御飯をつくってやるような体制はつくれないかどうか、これについて、市長の現在の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

園児の給食については、御指摘のように、現在、市内各園では、3歳未満児は主食、副食の提供、3歳以上児は副食の提供をし、主食につきましては、御飯を持参してもらっております。

3歳以上児の主食の提供を保育園で実施するとなると、主食代を実費徴収することが考えられます。そうすると、保護者の負担増につながるようになります。

保育に係る全ての費用負担を、保護者の皆さんからの保育料では補い切れていない現在の状況を考えますと、実情を考えますと、3歳以上

児の主食につきましては、現状のとおり御自宅から持参していただきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 再質問をいたします。

自宅から、負担の関係もあって、持ってきてもらっておることについては、そのまま続けたいということでもあります。

保護者は、保育料も安くしてもらいたいという気持ちを、皆持っておるようです。そういうことを考えると、負担増につながるということになると、これは少し難しいのかなという感じもするわけですが、この主食を仮に持ってくるとしても、それを温めるような、何か方法、こういうものは、行政側で考えられないかどうか。これについて、答弁を願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

かつて、一部の園で、保護者が持ち込んだ保温器でやっていた保育園もあるということをお聞きしておりますけれども、それがやはり、いろいろうまくいかないということ、詳細な事情は聞いておりませんが、現在はそれがなされていないというふうにお聞きをいたしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 再質問いたします。

内容については、よくわかりませんが、できるだけ子供たちが温かい御飯が食べられるような、そういう方法も、ぜひ考えていただきたい。

現状では、そういう状況ということで、できないというような状況でありますけれども、ちょっと研究すればできるのではないかと、そうい

うような気もいたしております。

これについては、ぜひそういう子供たちが温かい御飯を食べれるような環境、これをつくってやっていただきたいと思います。答弁は要りません。

続いて、現在の小筑紫保育園の跡、つまり4月に新しい保育園へ、田ノ浦へ保育園が移転するわけですが、今の小筑紫の湾の近くにある現在の保育園、これの跡地利用をどうするのか。

特に、あいたまま放置すると、もう随分と建物は老朽化してしまいます。あこも、恐らく廃墟のような形になろうかと思うわけです。そういったところが、随分と市内にはあるわけですが、これを何とか利用できないか。

市長が、もしこの利用方法を考えておるとすれば、それをここでお示しを願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） この際、西郷典生君の質問に対する答弁保留のまま、午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時00分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番西郷典生君の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 西郷議員の質問にお答えいたします。

移転後の小筑紫保育園の施設の利活用についての質問でございますけれども、取り壊すかどうかの議論も含めて、具体的な方向性は、まだ決まっていない、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） あの立派な建物の利

活用を考えていないという答弁がありました、あれ考えてもらわんといかんですよ。あれだけ立派な建物をあのまま放置したら、とにかくさっきも言いましたけれども、腐ってもうて、もうほんまにどうにもならん、廃墟となるわけですよ。

やっぱりあれを何らかの形で活用するというのが大事なわけでありますが、私は、高齢者のために、あれは使ったらどうかなという考えをしております。

高知型福祉、これを推進しているのは高知県ですから、あの現在の施設を、高齢者の集いや健康づくりの拠点として位置づけて、あこへ職員を配置し、高齢者の健康増進、交流施設として利用すると。

特に、私個人でもいろいろ考えておるわけですが、やはり行政と地域が一体となって、高齢者が生き生きと暮らせるような、そういう施設にしたらどうかなという、具体的ではありませんけれども、そういう考えを持っておるわけですが、そういう提案について、市長はどのように考えているか、答弁を願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

既存施設の利活用については、議員の御指摘のとおり、集会所として利用したり、健康体操等、地域の健康づくりの場として利用したり、地元でのさまざまな利用方法がある、このように思っておりますので、地元の声を十分に尊重した中で、何らかの利用方法があればと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 私もあれを具体的に、どうしてほしいということについては、まだもっていないわけですが、市長とはいつか

高松へ一緒するとき、この問題も随分、話してきたわけですが。

やっぱり方法、いろいろあると思うんです。やっぱり地域みんなが集うて、福祉や介護課などと連携をしたり、何かいい方法がある。

やっぱり高齢者が元気で生き生きと生きる、そんな拠点にすればいいなと思っておるわけですので、ぜひそういう方向に向かって、福祉の課長さん、介護課の課長さん、ぜひそういうことについても、我々も提供しながら、良い利活用を考えていただきたい、このように思っております。

それについて、何かコメントがあれば、市長、よろしく申し上げます。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 今後の利活用ということについてでございますけれども、先ほど、西郷議員から、高知型の福祉という形での方向についての質問も、提案もあったんですけれども、宿毛市の社会福祉協議会に委託をして、現在、実施しているあったかふれあいセンター、こういうものの事業として、利活用を図るということについても、これは職員体制の課題もありますけれども、非常に有意義な活用につながるのではないかとこのように考えております。

今後、関係機関とも調整し、可能であれば、前向きに検討していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 前向きな検討もしていただけるということでありますので、ぜひ、今後、知恵を出し合うて、地域と一体となって、この施設の活用をしてもらいたいと、このように思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、続いて大きな2番目の旧小筑紫小学校の跡地の利活用についてを質問させていた

だきます。

現在、小筑紫小学校の跡地につきましては、地区が管理をさせていただいて、あこの草をひいたり、そして有効な活用としては、地域の皆さんが花を植えたり、そして野菜をつくったりという形で使わせてもらっております。これも、非常にその点では、地域もありがたく思っておりますし、そのことによって、草もほとんどないと。そして子ども会のソフトボールの練習、これも毎週、土曜日、日曜日にはやっております、あこは見ながら、跡地を放置しておるわけですが、地区が管理をして、きれいに使っておるという現状でございます。

しかし、建物はもはや40年そちこちに建った建物ですから、これ、地震が来たらいつ壊れても不思議ではない、そういう建物なぐですよ。

そういうようなこともありますので、ぜひあの建物を早く壊して、あこを整地をして、市営住宅なり、あるいは売却をするなり、何かそういうような対応策、これをとれないか、このように考えておりますが、そのことについて、市長として何かお考えがあれば、そのことをここで披瀝していただきたい、このように思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

旧小筑紫小学校の跡地については、小筑紫小学校と田ノ浦小学校の統合に伴い、平成23年度に普通財産となっております。

現在、土地につきましては、グラウンドを小筑紫地区子ども会がソフトボールに、その他の土地の一部を小筑紫地区が、地区のコミュニティーの場として利活用をさせていただいております。

また、建物は昭和37年に建設された建物であり、老朽化により、貸し出しもせず、使用していない状況となっております。

議員の質問にありましたように、小筑紫地区は、海と山とが近く、宅地となるべき土地が少ないため、旧小筑紫小学校跡地を造成すれば、一定の宅地の売却が見込まれる可能性があるのではないかと考えます。

一方、建物の取り壊し、宅地の造成については、多額の費用が必要となってまいります。また、本市では、公共施設の開発等に伴い、宿毛市土地開発公社に先行取得を行い、多額の塩漬け土地を残してきた経緯もありますので、宅地の開発については、需要と供給のバランスをもっと考慮する必要があります。

したがいまして、当該土地の利活用については、財政状況も十分考慮し、検討していく必要があると考えており、当分の間は、現状のまま使用していただく方法が、一番よい方法ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 再質問を行います。今、市長は今のままが一番いいと、こういうお答えでありました。

今でも、特に我々の地域としては、あれを今のままでいかんというて、特に強く言っておるわけではありませんけれども、これからの将来のことを考えると、地震で倒壊する、こういうことについては、まずあこは倒壊するだろうと。

それと、市長も申されましたけれども、私どもの地域では、非常に土地が低い。津波が起これば、当然、浸水をするという地域であります。あこを高く、壊して埋め立てて、そして売却すれば、一定のいわゆる壊す費用以上のものが出るのではないかと、そういうような思いをしております。

また、あるいはあこを埋め立てて、立派な土地ができれば、市営住宅を建ててもいいのではないかと。

財政の問題も確かにありますけれども、そういったことをやはり考えてもらわないと、ますますあの地域が疲弊をしていく。そして、人がおらんなるというような状況でありますので、これは急いでやってくれということではありませんが、ぜひ、今後、財政等も十分考慮しながら、あの問題についても解決をしていただきたいと、このように思っておるわけであります。

これについて、市長から答えることがあれば、よろしく申し上げます。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 繰り返しの答弁になりますけれども、今までの経過とここを踏まえた中で、確かに小筑紫地区の将来に関しての方向性としては、有効に働く、そういう形になると思いますけれども、何様、やはり財政状況等、あるいは土地開発公社の今までの経緯等を勘案した中で、十分、財政の問題を、まずきちっと位置づけながら、検討をするなら、始めていくということが必要ではなからうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 私も、一定わかっているつもりですので、その答弁で結構でございます。

それでは、続いて、3番目の国道321号、小筑紫の交通渋滞についてということで、質問をさせていただきます。

この道路は、先ほどの中平議員からも、歩道のない、自転車の通れない道路ということで質問をされておりましたけれども、まさに通学路としても、非常に危険であり、教育委員会も常にあこの道路については、気を配ってもらっておる、そういうような地域であります。

また、私はあこへ住んでおりますので、一番わかるわけですがけれども、朝起きて、新聞を取

りに出たら、大型のトラックがぼっと通りましたら、何か吸い込まれるような、非常に危険を感じるがあります。

私には今、孫ができて、今、孫がちょうど10カ月ぐらいになるわけですけれども、これから孫があこへ飛び出したら命がないなど。これは気をつけとかないかんということで、家族全員で、歩き出したら常にそのことを気をつけなにかんねというて言うておるわけであります。

そういう面では、非常に危険な道路、そのことは私も認識して住んでおるわけですが。

私の家にも車が飛び込みましたけれども、あこでは5件、6件と車が飛び込んでいる、そんな道路です。

これ、誰もが理解をしておると思うんですが、前の林市長いわく、のりちゃんところへお菓子を買いに行くには、命がけだよと、よくこんな言い方をされて、怖い道路だということを、いつも表現されておりました。

しかし、この問題については、私もこのままではいけないということで、バイパスの建設であるとか、そういうことについて、常に県に対しても陳情、特に、自民党の宿毛支部としては、毎年この問題を取り上げて、陳情もしておるわけですけれども、この道路、危ないので、何とかしなきゃならんということはわかっていても、なかなか321号、清水、それから大月、こういったところを手がける中で、予算がないと。今の段階では、ここはよう手をつけないというのが、今から10年ぐらい前は、常にそういう話がありましたけれども、一昨年あたりから、今の尾崎知事の、大変危険なところですねと。そして、津波が来たら、あこは皆浸水すると。

避難道として、このバイパスを考えてもええなというような話をしてくれております。

少なからず、これは近い将来、そういう方向

になろうと思うんですけども、この今の現道、このことについて、市長がどのように捉えておるか。この現道認識について、まずお答えを願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

国道321号における小筑紫市街地の現状認識ということでございますけれども、市街地に居住している西郷議員にとっては、本当に強く懸念されているというふうに思います。

宿毛市としてはもとより、高知県においても、歩行者等の危険性につきましては、十分、認識をいたしております。

平成24年度に、道路管理者、高知県警、宿毛市及び関係機関で実施いたしました通学路の緊急合同点検において確認されました7カ所について、抜本的な対策ではありませんが、車道部への減速マークの設置等を、高知県において実施していただいているとのことであります。

また、小筑紫地区の地区長会であります宿毛市南部開発協議会からも、毎年、要望いただっており、高知県に対して、抜本的な対策を、あらゆる機会を通じて要望しているところでございます。

西郷議員言われましたように、一昨年あたりから、いわゆる津波の避難道の位置づけということで、さらにランクアップした形の中で、要望も強めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 再質問をいたします。

現道認識は、誰が見ても、あれは危険な場所であるということは認識できるし、それから、市長も今、お答えがあったように、十分、そのことは認識をさせていただいております。

そこで、これも非常に難しいことは承知しておるわけですけれども、私も最近、常に思う

のは、例えば、まちの中に歩道をとる。これ、立ち退きも必要になってくるわけですし、かなりこれは難しい問題だなということは、自分もわかっておるわけですが。

歩道のない、まちの中で歩道のないのは、多分、もう小筑紫だけではないかと、そのように思うわけでありませう。

この歩道の設置について、今後、県に働きかけを、宿毛市としてする気はないかどうか。この歩道の設置についての考えを、市長にお伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現道の拡幅につきましては、現国道が市街地で、両側に家屋が連担していることから、建物の移転等による工期の長期化、事業費の増大等が予想されるために、極めて困難であるというふう聞いております。

さらに、今後30年以内に発生する確率が70%程度と言われております南海トラフ地震時には、県から公表された津波浸水予想では、現国道の大部分は浸水区域となり、早期の救急搬送や、被災者の支援のためには、山手へのバイパス建設の設備効果が大きいとの話も聞いております。

以上であります。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 大変難しいことは承知の上で言っておるわけですが、これも、建物があって、なかなかそれがのけるのは難しいということではありますが、時間をかけてでも、またそういうことも、地域からも要望があがってくるかと思っておりますけれども、そういったときには、そのような取り組みも、ぜひしていただきたいと、このように思います。これは答弁は要りません。

続いて、小筑紫バイパスについて、既に少し

今の現道認識の中でも触れておりますけれども、先ほど申しましたように、知事もこういう浸水予測のこの地域に、やはり津波避難道として、バイパス、これをつくったらいいのではないかとというような話もされておりましたが、現在、宿毛土木事務所で、どこまでその問題について取り組みをされているのか、宿毛市として把握しておるものについて、答弁を願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 小筑紫バイパスについてでございますが、進捗状況はどのようになっているのかということでございます。

行政はもとより、市議会との連携する中で、小筑紫バイパスの建設促進について、要望しているところではありますけれども、大月町、土佐清水市、四万十市においても、改良工事が実施されており、現段階でバイパス事業に着手できていない状況があります。

去る12月1日にも、国道321号改良促進期成同盟会による県土木部長要望に出向き、建設促進に向けた要望をいたしました。

その回答としては、あの場所で改良工事に取りかかっており、現段階で明確な答弁はできないが、交通安全や南海トラフ地震時の緊急輸送道路の整備等の観点で、事業を実施できないか、検討しているとの回答をいただきました。

これからも、あらゆる機会をつかんで、早期の事業着手を要望してまいりたいと思っておりますので、どうか御協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） これも、早速に、すっとできるというものではありません。議会も一緒になって、我々自民党も一緒になって、この問題については、取り組んでまいりたいと、このように考えております。

行政としても、これを積極的に、早期に実現できるように、よろしく願いをいたします。

続いて質問をいたします。

避難路の整備についてを、お伺いをしていきます。

津波避難路の整備箇所、これ随分と頑張ってくれて、かなりこの問題については、進んでいると、私も認識をしておるところでありますけれども、まだまだそれでも十分ではないというようにも、私どもも感じております。

その中で、今回、3,000万円の補正予算も組まれておるわけでした、多分、これでかなりなものがいくんだらうと、このように思っておりますけれども、何としても、いつくるかわからない地震、津波でありますので、まだまだ速やかにやらないかんことができるだらうと思えます。

現在の状況について、市長の所見をお伺いします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 津波避難路の整備についての質問でございます。

津波避難路につきましては、本年度整備予定のものも含めると、市内沿岸部を中心として、77カ所が完成いたします。

また、今議会に上程されております補正予算3,000万円につきましては、高知県津波避難対策等加速化臨時交付金の交付対象とするために、来年度実施予定分の避難路整備を前倒しで予算計上したものでございますが、小筑紫、田ノ浦、栄喜、宇須々木及び和田地区の5カ所の追加整備により、平成15年度からの累計が82カ所となります。

このように、一昨年から交付税算入率の高い緊急防災減災事業費を活用する中で、津波避難路整備については、集中的に取り組んだ結果、各地区からの要望は一定、満たしてきたものと

感じております。

しかしながら、今後におきましても、各地区からの要望がありました現地等を精査する中で、必要と判断する箇所については、引き続き、整備してまいりたいと考えております。

ちなみに、平成15年から平成23年までは27カ所、平成24年から、先ほど言いました26年の繰り越しまで55カ所、整備の方向になっております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 先ほど申しましたように、随分、進んでいることは、よく私も見て確認をしておるわけですが、今回の3,000万円で、かなりいくということでもありますので、それは了とします。

市長の答弁にありましたが、今後新たにそういう避難路が欲しいというときには、速やかに対応するようにしてやっていただきたいと思えます。

続いて、危険家屋の対策についてであります。

これは、以前にも、この議場で取り上げられた議員もおるわけですが、老朽化による家屋が、市内各地には、随分とあると思うんです。

特に、避難路に面した家屋、早くこれは取り壊しをして、スムーズに避難ができるような状況の整備はすべきであらうと、このように思うわけであります。

この空き家の問題は、議会でもいろいろと取り上げた経過があるわけですが、この空き家対策に係る条例化問題、これは協議されてきた中で、先日、空き家対策の推進に係る特別措置法案が、国会で可決されておりますね。

この国の法整備に伴って、宿毛市では今後、この空き家対策をどのように推進しようとしているのか、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

西郷議員言われますように、空き家対策の推進に関する特別措置法は、先月11月27日に公布され、国は本法に基づき、今後、基本指針を策定をし、市町村は、これに準じた市町村計画を策定し、計画に沿って空き家対策を推進していくこととなります。

これまで、本市でも増加を続ける空き家に対する個別の対応はしておりますが、本法に基づき、総合的な対策として、空き家等の所在や、所有者の調査、適切な管理の促進、有効活用のためのデータベースの整備、また危険家屋等を特定空き家と認定することで、立入調査、助言、指導、監督、命令不履行による罰則規定、所有者等が特定できない場合の要件が明確化された行政代執行などが可能となっておりますので、緊急度に応じた対応ができるようになると考えております。

本市としまして、今回の法整備に伴い、全庁挙げて、空き家問題の解消に向け、早期に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 再質問を行います。

ただいま、市長から答弁がありました。この空き家の調査、そしてデータベースの整備など、当然、多大な労力が必要となると思うわけですが、これはどの部署が担当するのか、また、あるいは新たに担当部署を設けるつもりであるのか、これについて市長の考えをお聞かせください。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まだ国会で可決されたばかりでございますので、今後、策定される国の基本指針、この内容によって、市の施策を考えた上で、判断してま

いますけれども、現状の体制においては、窓口は環境課になります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 再質問を続けます。

これは、誰が見ても倒壊のおそれがあるという、そういう家屋。これは今、たくさん見られますね。

市内全域を見てもそうですが、私どもよく、西郷議員さん、こんな家は、早く何とかして壊してもらわないと、本当に危険ですよというようなことは、よく聞きます。具体的な対応策というのは、私どももよくわからない状況の中で、答えもできなかったわけですが、現在、この地震津波対策、今の法ができて、いろいろな方法があると思うんでありますけれども、私どものところにも、実は避難路に面した、非常に危険な家屋があるわけです。

担当課にそのことを言いますと、それは持ち主から、そういう取り壊しの願いが出ていないというような話を聞いたわけでありまして。そうか、それは出てないと、それはちょっとできんねと。それから、持ち主がなかなか特定できないという部分もあって、この処理に非常に困っているという状況があります。

そういうものがたくさんあるわけですから、この法整備によって、市長は行政代執行などを、こういう気持ちは持っていないかどうか、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 非常に素人が、一目見ても、倒壊の危険がある、そういう住宅について、行政代執行をする気持ちはあるのかという質問でございます。

基本的には、所有者等による適切な、適正な管理を促すことが大原則ですけれども、緊急性や重要性、必要性がある場合に限り、最終的に

は行政代執行も想定しなければならない、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） とにかくそういう危険なところについては、そういう形でもとらないと、なかなかこれを壊すことができないという状況ですから、市長もそのような考えであるようですから、そういう方向で向かって、取り組みをしていただきたいと思います。

そして、今のところは環境課ということでありましたけれども、今後は特別な、これにかかわる課なんかも考えていったほうがいいのではないかと、このように考えます。

それでは、続いて、今度は教育長にお伺いをしたいと思います。

宿毛市のスポーツ推進委員の活用についてということであります。

これ、私自身が今年度まで約40年、このスポーツ推進委員の委嘱をされて、やってきた経過がございます。

これ、立田教育長も推進委員をされたことがあるわけですが、この推進委員の活用については、以前はいろいろ、昔は体育指導員といいよったんですけれども、これ行政と一体となって、地域へ出かけて、スポーツの振興、こういったことを、指導なんかもしてきた経過があります。

最近では、なかなかそれができなくなっている。何が原因かという、やっぱりそこは予算がないんですよ。

私どもも、常に予算をふやしてもらいなさいやということで、係にはよく言っておったんですけれども、自分自身がその立場におるときには、余り一般質問でこのことも取り上げることができませんでした。

しかし、私もスポーツ推進委員を終えて、こ

の今残っておるスポーツ推進委員が地域に入って、思い切ってスポーツの振興等を図っていく。そのためには、どうしても予算の獲得等が必要であります。

その推進委員が活躍する場、これをもっと多くしてほしいと、そういう願いもあって、私が質問しておるわけですが、教育長として、このスポーツ推進委員、あなたが実は委嘱しよるんですね。あなたがしておる、このスポーツ推進委員の活動について、今後、どのように有効活用をしていこうとおるのかについて、教育長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 西郷議員の一般質問にお答えをいたします。

お答えする前に、西郷議員におかれましては、本当に体育指導員、それから引き続いてスポーツ推進委員と、40年の長きにわたり、本当に御指導、それから御尽力をいただきました。本当にありがとうございました。この場をおかりして、感謝を申し上げます。

それでは、お答えをさせていただきます。

西郷議員も御存じのこととは思いますが、スポーツ推進委員について、若干、説明をさせていただきます。

スポーツ推進委員は、任期は2年間で、10名の方に委嘱をさせていただいております。

スポーツ推進委員の主な職務といたしましては、そのスポーツ推進法に基づきまして、住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行う。それから、住民のスポーツの活動の促進のために、組織の育成を図る。それから、学校、公民館等の教育機関、そのほか行政機関の行うスポーツの行事、または事業に関し、協力をしていただく。

スポーツ団体そのほかの団体の行うスポーツに関する行事、または事業に関して、求めに応

じて、これも協力をいただく。

住民一般に対しまして、スポーツについて、理解を深めることに尽力をいただく。

住民のスポーツの推進のための指導、助言を行っていただくといったようなことが定められております。

これまで、主な活動といたしましては、バドミントンやゲートボール、それからグラウンドゴルフ、スカッシュバレー、少女バレーなど、普及に携わっていただきましたが、ここ数年間の活動といたしましては、主にスポーツ行事に協力する程度で、余り活用できていないのが現状でございます。

今年度、任期満了に伴いまして、改選により10名の委員のうち、4名の新しい委員さんが加わり、各種研修会等に積極的に参加をしていただいております、新たなスポーツの体験会も企画しているところでございます。

今後、スポーツ推進委員のスキルアップのための講習会への参加や、スポーツ教室等を開催していく中で、参加者や住民の方々の意見をいただいて、さまざまなスポーツ行事への協力や、スポーツの競技指導、あるいは助言など、スポーツの普及及び促進につながるような活用に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 再質問をいたします。

教育長が委嘱するわけですから、教育長もよく、このことについては理解をされておると、このように受けとめております。

やはり、スポーツ推進委員になれる方は、スポーツの好きな方、俗に言うスポーツの指導のできる方、こういう方がほとんどで、推進委員になれば、自分も何かお役に立ちたいという、そういう気持ちで全員がこの推進委員を快く受けてくれておるわけです。

しかも、年俸があるわけでもありませんし、本当のボランティアでやっておるわけでありませぬけれども、やはりこの方々は、そういう中で、あらゆる研修会にも参加をし、そして技術の習得や、その意識を高めていく、そういう形を、ぜひともつくってもらいたいと、いつも思っておるわけですね。

ところが、実際は、最近、私が感じておったのは、他の市町村と比べても、うちは非常に研修会への派遣が少ない。昨年も係に対して、何とかそういう研修に行く費用を捻出してくれないかということで、お願いをした経過があるんですが、そのときに、当時、その委員会の、私が代表をしておりましたので、どうしてもほかに使いたいものができたので、その研修はこらえてもらえんかという話がありまして、それはいいよということで、それは研修にも行かなかったわけですが、来年は必ず、それが行けるような予算について、課長にお願いし、あるいは教育長にお願いして、獲得するというような話がありました。

多分、それは今年度はそういう形で増額していると思っておるわけでありませぬけれども、しかし、非常に、いわゆる額が小さくて、思うような派遣も、そして大会等への参加要請も、ときには会議の要請もできないような状況があるわけですから、もっともっと、生涯学習課長、予算要求をして、もっともっと予算を獲得せなかん。しかも、その金額は、本当わずかですから、財政がパンクするやとかいうような、さっきの話がありましたけれども、これぐらいのことでは、宿毛市は困りませぬ。しっかりと要求して、そういうスポーツ推進委員などが活躍できるような、喜んで仕事ができるようなものにしていただきたい。

特に教育長なども、あんまり使うてくれんけんいうてやめたぐらいですから。そんな人、た

くさんおるんですね。せつかく、俺ら推進委員に委嘱されたけど、ひとつも使うてくれんと。これじゃあ、もう嫌だと、腹を立ててやめた人が随分おるわけです。

こういったことには、ぜひ、もう少し力を入れて、他の市町村に負けんようなものをつくっていただきたい。今は他の市町村に負けてますよ。これではいかん。

財政のほうも、市長、ぜひこの問題については、要求があったらいつでもオーケーというぐらいな思いでやっていただきたい。

そして、その獲得のために、全力で頑張るという強い決意表明、ぜひ教育長にお願いをしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） ありがとうございます。先ほどお話をさせていただきましたように、スポーツの推進委員のお仕事というのは、青少年の健全育成にもつながりますので、本年度、スポーツ推進委員として、新たなスポーツの体験会も企画、計画しているところでございますので、スポーツ推進委員として、積極的に活動でき、また地域のスポーツ振興に寄与していただけますように、来年度以降、財政面も含め、ただいま議員がおっしゃっていただいたように、市長部局と協議させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 力強いお答えもいただきました。ぜひ、私がきょう提案をした問題について、難しいものもありますけれども、市民が願っておることについては、積極的に取り組んでいただきますように、心からお願いを申し上げます。私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（浦尻和伸君） この際、10分間休憩

いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 早速、質問に入らせていただきます。

今回は、バイオマス関連の木材、それと市長の政治姿勢と申しますか、宿毛小学校、特に建設問題にあらわれた市長の政治姿勢について、お尋ねしたいと思います。

まず、バイオマス関連ですけれども、いつになったら着工の運びになるのか、やきもきさせられる、そんな感じであった株式会社グリーンエネルギー研究所による木質バイオマス関連事業も、平田町の工業団地では、関連の施設整備が着々と進んで、目に見えて進んでいる。

そして、つい先日には、ボイラーへの火入れ式が行われるなど、いよいよこの事業が動き出す、そういう段階になってきました。

地域の森林資源の活用という意味で、いわば鳴物入りで始められたこの事業なんです。これまで、何回かお聞きしたことの繰り返しになるうかとも思いますが、市として、どのように位置づけ、生かそうとお考えなのか、質問いたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 3番、山戸議員の一般質問にお答えをいたします。

株式会社グリーンエネルギー研究所で計画されている木材の使用量は、発電利用として年間9万立方、木質ペレット燃料用原料として、約1万立方の合計10万立方とお聞きしております。

平成25年度の高知県統計資料によると、針

葉樹、広葉樹含め、民有林、国有林合わせて約10万6,000立米が、幡多地域の素材生産量の実績となっており、これら全てが発電用に供されるわけではありませんので、仮に発電利用計画量の約5割が純増となると見込んだ場合に、例えば林業技術者1人1日当たりの木材生産量が、約2立米であると想定をして、年間180日従事した場合に、生産現場において約125人の新たな雇用の場が創出されることとなります。

また、その一方で、国の政策により、拡大造林が進められました人工林は、これまでは切り捨て間伐などの保育施業が中心でありましたが、齢級構成のピークは10齢級、つまり46年生から50年生に達しており、ようやく利用期が到達しております。

森林資源の成熟と、大きな需要の創出が結びつき、本市を初め、幡多地域の林業にとっては、またとない好機であると捉えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 最盛時には、年間10万立方メートルにもなる、そういう需要が見込まれる。

この原材料となる木材なのですが、事業者そのものによる雇用が、直接的なものであるのに対して、この木材供給に携わることになる関係者、つまり間接的な雇用の機会も、今、御答弁いただいたように、拡大されることが予想されるわけですが、木材の供給体制、どのように想定しているのか、お尋ねいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

木材の供給体制についてということですが、発電利用に供される木材は、未利用材が基本となりますが、木材生産の多くを占めるのは、製材用原木などであり、発電利用のバイオ

マス材は副産物的な位置づけにあります。

そのため、木材の供給体制については、これまでも木材生産を担ってきております地域の森林組合や、素材生産業者が核となり、地域の木材供給を支えていただく必要があると考えております。

幡多管内においては、バイオマス材として、原木を切り出すために、みずから森林経営計画を作成しようとする素材生産業者も起業されており、そこでは新たな雇用も生まれているとお聞きをいたしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 追加質問になるんですが、市有林の伐採もやってますよね。市有林の伐採の扱いといいますか、もちろん製材用に提供するものもあるでしょうし、齢級は達していても余り大きく成長していないものもあろうかと思うんですけれども、そういうものについての扱いは、どんなふうにお考えでしょうか。追加質問でお尋ねいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

市有林として、この事業に関係しましては、市有林の整備事業として、実施している搬出間伐、これを9.18ヘクタールありますけれども、生産過程の中で発生する底質材を、優先的にバイオマス材として発電事業者へ出荷するなど、供給面で支援もしていくという形で行います。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今までの答弁によりますと、森林組合や林業事業者等による安定的な原材料の供給が根幹となる。そして、そのための雇用の拡大や、森林の活用が期待されると。

しかしながら、これまで木材の買取価格の間

題で、どうも事はそう簡単にはいかないのではないかと、懸念されてきた部分がありますが、この事業に対する大きな懸念事項として、買取価格の問題が取りざたされてきた経緯があるわけです。

木材の買取価格の問題、この点については、どのように把握されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

木材の買取価格の問題についてでございますが、新聞報道にもありましたが、9月22日に株式会社グリーンエネルギー研究所による幡多地域の森林組合などへ向けての説明会が開催をされ、発電用燃料となる原木、及びチップの買取価格が提示されました。

証明書付未利用材の原木買取価格につきましては、従来のパルプチップ用原木の単価と比較しましても、約7割から8割増しの単価が示されており、決して価格が見合わないものではないと認識しておりますので、今後におきましても、引き続き、双方での供給に関する調整が進んでいくものと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） この買取価格の問題は、相手によって話がどうも違うといえますか、いろいろ安過ぎるだとか、今、市長が答弁されたような話をされる方もおるとか、いろいろなんですけれども、この問題については、今後の需給バランスの中で、当事者同士の調整が行われることになるだろうと思いますので、ここでは双方ともに納得のいく価格での調整が成立したものとして、木材供給の形態や、あり方について話を進めたいと思います。

まず1点。

これまでも、実績のある森林組合や林業事

業体については、さまざまな形での補助制度などもあって、その拡充などに必要性はあったとしても、まず一定、軌道に乗っている面がある。

けれども、この木質バイオマス関連事業がうまく機能していけば、森林組合や林業事業者といった組織的な活動による雇用や、木材活用の拡大とは別に、もっと零細な、いうならば、個人であったり、あるいは集落単位などの小グループによる臨時収入源的な、地域密着型の木材伐採ということも、可能なのではないかとと思われるわけです。

例えば、以前、私たちの会派が視察を行った真庭市のチップの製造工場では、個人による木材の搬入量が、全体の約1割を占めていて、その1回当たりの搬入量は、少量ではあっても、全体としてはばかにならない量にのぼる。そればかりか、搬入者の側からすれば、十分、晩酌の焼酎代稼ぎにはなっている。

しかも、小遣い稼ぎにはなるために、小規模山林所有者が山に入る回数も増加している。つまり、山に活気が出てきたと、そんな話を聞いたことがあります。

このことは、山と里とが一体化する中で、生活が成立していた本来の農山村の形態を取り戻す。そうして、収入の拡大につなげていく形態を回復させる、そういうことの一助となり、農山村地域の活性化に大きく貢献することになるのではあるまいかと、そんなふうに思われるわけです。

そこで質問なのですが、例えば、このような形での、いわば里山利用とでもいうような小規模な木材供給者。いうならば、自伐林家やそのグループが、活動を有利に行っていくためには、どのような手順を踏んで、どのような様式を整えることが必要になるのか。

また、どのような補助や助言が可能なのか、市として、その点をどのように想定されておら

れるのか、お尋ねいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

様々な内容の質問が含まれていたと思うのですけれども、まず、株式会社グリーンエネルギー研究所につきましては、自伐林家の方々など、小規模事業者からも原木を買い取る予定としており、その効果につきましては、農閑期に林業に従事するなど、農業と林業の複合経営や、本業を持ちながら、林業に従事するといった副業型林業への従事などの展開が想定されるなど、新たな雇用だけでなく、山に手が入ることによる森林林業の活性化、また地域を活性化にも貢献するものとして、私も質問議員以上に期待を寄せているところであり、また、可能性を持っているものと考えているところであります。

木材を発電利用のバイオマス材として利用するためには、これが個人や事業者にかかわりなく、まずは合法性、つまり法に照らし合わせて、適正な手順を踏んで伐採された木材であることが重要となります。

そのためには、森林の伐採を行うには、まず事前に届け出を行う必要があり、広報等を活用して、周知を行っているところです。

しかしながら、発電利用のバイオマス材として利用するためには、国のガイドラインに基づいた証明書が必要となっております。国のガイドラインにおきましては、供給者として、個人が想定されていないため、自伐林家の方々などの個人が、バイオマス材の証明を行うことが困難でありましたが、宿毛市では、伐採届けに基づき、合法性が確認できたものに対して、バイオマス材の証明書の発行ができるように、本年5月1日に市の取り扱い規定を備えており、伐採届けを提出する段階で、証明書発行の事務手続も行うことができるようになっております。

また、森林の中でも、保安林や森林経営計画

対象森林など、持続性が担保される森林につきましては、未利用材として、より売電価格の高い、バイオマス材としての利用が可能となりますが、面的なまとまりを求められる森林経営計画は、森林所有者個人では、対応が非常に難しい部分があります。

そこで、森林経営計画の策定においては、森林組合など、事業体と連携をし、協働で計画を策定する方法も検討していく必要があると考えております。

なお、県の単独補助事業を活用することにより、個人でも、間伐や必要な作業道の開設に対する補助金は受けられるようになっておりますので、市といたしましても、積極的な活用を働きかけてまいりたいと考えております。

また、グリーンエネルギー研究所におきましては、来年1月より自伐林家の方々などからの木材買い取りを予定しているところであり、市といたしましても、早急に木材の買取単価や、木材の規定等を決定するよう、要請も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今、山林を所有している個人とか団体とかいうような、グループとかいう、そういう人たちのグループの話をしたが、その森林組合や森林事業体とは、ちょっと違って、いわば個人やグループに近いような形での林業の取り組みとして、もともと山林所有者ではない、UターンやIターンの若者が中心となって行っている自伐型林業の例が、インターネットやテレビでも紹介されています。

本業の暇な時間を利用して、契約した山林の間伐を行うことによる収入の拡大が、地方移住の促進にも連なっている、そういうふうには報道されているんですが、市として、自伐型林業をどのように考えておいでなのか。

例えば、この前の佐川町の議会の報告のところで、新聞によりますと、この自伐型林業に取り組む地域おこし協力隊5名の公募に乗り出す、という旨の報道がありました。

自伐型林業には、このようなUターン、Iターンにかかわらず、地域における新たな雇用や、例えば森林伐採の請負といった形の新たな事業の展開に連なっていく可能性を秘めているもの、そういうふうに思うのですが。

例えば、四万十モリモリ団などといった自伐型林業の展開を、どのように想定、評価されているのか。市として、そのような活動を展開する上で、どのような協力や助言が可能と考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市として、自伐型林業をどのように考えているのかということや、そのような事業に対して、協力や、どのような助言が可能かという形でのお尋ねでございます。

四万十市の森林保全ボランティア団体を例に挙げていただいての、自伐型林業の展開の想定と評価、また市としての協力体制や助言についての質問でございます。

四万十市のある宿泊施設においては、薪ボイラーへの燃料の供給を狙っているのが、この四万十モリモリ団というものであります。

また、仁淀川流域においては、NPO法人土佐の森・救援隊が運営する「木の駅ひだか」で、チップなどに使われるシイ材を買い取り、薪やチップとして販売を行うなど、県内でも多くの自伐型林業による活躍が見られ、特にバイオマス発電事業が行われる当地域にも、今後の自伐型林業の展開は、大きく期待できるものがある、このように考えております。

市としての協力や助言という点につきましては、現在も小規模副業型林家育成のための県の技術研修制度や、自伐林家の方々が活用できる

間伐等補助金制度はあるわけですがけれども、副業型の自伐林業を進めるに当たっての課題の一つとして、事業者と森林所有者をマッチングする仕組みづくりが必要であると考えております。

また、県におきましても、この仕組みづくりの実現に向けて調整中であるとお聞きしておりますので、今後におきましては、県や市町村、事業者が連携を図りながら、取り組んでいかなければならないと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今は供給を担う体制の人々といえますか、構成についてお尋ねしましたが、今度は、宿毛市森林整備計画によれば、人工林、つまり戦後、営々と続けられてきた造林によって形成された人工林が1万5,594ヘクタールで、全体の65%ということになっています。

確かに、杉やヒノキの森が多いことは、見た目でも明らかなんですけど、私たちが子供のころには、炭焼きのために切り出されて、活用されていたシイやカシなどの広葉樹が、以前は考えられなかったほどにうっそうと茂って、大きな木材ストックとなっています。

しかも、村里近くには、相当な面積で残っている。これらの広葉樹は、伐採後萌芽による、ひとりでも芽が出てくる、その天然更新が可能であって、しかも標準伐採期齢が15年であるということが、先述の宿毛市森林整備計画にも記載されています。

いうならば、余り手のかからない、しかも短期での循環が可能な原木の供給源として、木質バイオマス事業への活用が可能であると考えられますが、そうして、先ほどあげました山と里が一体化した形での活動、個人や小規模団体による活動展開にもってこいな資源ではないだろうかと思うのですが、この広葉樹の活用につい

て、市はどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

この幡多地域は、昔から薪炭林、またパルプ用材として、豊富な広葉樹の材を供給してまいりました。

この広葉樹の天然更新につきましては、近年では山間部にとどまらず、里山において、シカが蔓延をしており、シカによる食害が懸念される中で、かつての薪炭林のように、確実な更新が行われるのかなど、課題も多いところではございますけれども、針葉樹林に比べまして、短い周期での収穫が可能である広葉樹林は、森林の環境利用において、非常に大きな可能性を持つものであると考えております。

そして、より単価の高いバイオマス材として利用するためには、森林経営計画の策定が必要であることは、広葉樹林においても同様でございます。

しかしながら、現実には、伐採限度量などの制限もあり、広葉樹林の皆伐のみで、森林経営計画の策定は困難でございます。

これまで、林業事業者などが、森林経営計画の策定を進めてきたのは、主に木材生産の対象となる針葉樹林が主体でありましたが、今後は、事業者と個人や小規模団体との共同計画も視野に入れ、針葉樹、広葉樹合わせて面的なまとまりを持った森林経営計画で、森林の拡大を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 先ほどからの一連の質問を通じて、宿毛市の山、森林資源の活用のための筋道、道筋が、幾分ながらも明らかになってきました。

この種の山を、この種の形で伐採するには、

これこれの手续が必要で、こうすれば少しでも有利な形で木材販売が可能であるという、一種の青写真が浮き上がってきたかなど。そして、そういう活動を、宿毛市の活性化のために、どう生かさなくてはならないのかということも、うっすらながら見えてきたように思われます。

とにかくバイオマス用の木材のことなら、市に相談してくださいといえるような、そして市のほうからは、的確な助言が期待できるような、一連の御答弁であったと、高く評価いたします。

基本的に、ことは民間の事業であり、このバイオマス事業の需要側、供給側ともに行政が関与できる部分には限界があります。

とはいえ、物事を円滑に進めていくためには、行政として、中立的な立場に立った形での助言や、提言は、不可欠であるとともに、市民の代弁者として、関係する事業者の双方に、行政としての意思を伝えることも必要であろうかと思われま

す。そこでお尋ねいたしますが、宿毛市は、この木質バイオマス事業を核とする林業活性化のためのパイプを、どのような形で築いているのか、その点、お尋ねいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

バイオマス事業者と森林関連事業者の調整の問題につきましては、先ほども申しあげましたように、9月22日に買取価格が森林組合素材生産業者に提示されるなど、単価設定につきましても、長時間を要したことは事実でございます。

買取価格の件や、原木の調達などにつきましては、幡多地域全体に関係してくるものでございますので、県の所管する部局にも汗をかいていただき、また市もお話をさせていただく中で、取り組みが進められてまいりましたが、基本的には、事業者等の考え方、方針によって進めら

れるものでございますので、その点は御理解をお願いしたいと思います。

市といたしましては、再造林に関する支援策の拡充のほか、先に申し上げましたバイオマス材の代行証明制度の制定や、あわせて幡多管内の他市町村に対しても、同制度の制定を働きかけていくなど、行政でなくては果たせない役割につきまして、迅速、きめ細やかに対応してきており、今後も連携を密にして、最大限に努力し、業者と供給者、発電業者とのパイプになれるように、今後も全力で取り組んでいきたい。

そして、先ほど述べましたけれども、市有林の市の森林につきましても、これに供する体制で臨んでまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） この事業が起点となって、当初から期待されているような林業の活性化、ひいては地域の活性化に連なっていくよう、市としても、しっかりと取り組んでいただくことを期待して、次の質問に移ります。

市長の政治姿勢についてですけれども、沖本市長の就任以来、3年が過ぎました。

この間には、ただいま質問いたしました木質バイオマス事業の進展と、昨年ともども、大盛況のうちに開催された産業祭、小筑紫並びにみなみ両保育園の統合に伴う園舎の高台新設工事など、目に見えた形での成果と同時に、南海大地震対策や、高速道路の延伸とそのルート設定等との、地道に続けられている事業など、将来に向けての布石となるさまざまな取り組みが行われていることについて、私は高く評価する次第であります。

しかしながら、そうした沖本市政の有形無形の成果を、全くといってよいくらい無に近い、見えないものにしてしまっている事柄に、宿毛小学校の再建問題があります。

沖本市長のこの3年間を総括するとき、市民の多くは、混乱の3年間であったと。これまで二転三転し、一向に決まらないまま推移してきた宿毛小学校の問題が、一番大きく取り上げられて、沖本市政に対するマイナス評価だけが印象づけられることになってしまふことになりはしないかと、私は危惧せざるを得ません。

3年前、あなたに期待して、大きな力となって動いた方々の多くは、この宿毛小学校の再建問題の推移の中で、そうしてあなたの言動に一喜一憂を繰り返す中で、なぜ毅然として自己の信念を貫こうとしないのか。なぜ、自分はどうすると、はっきりとした決断を示せないのかと、切齒扼腕するうちに、ついには沖本市長という人は、周りに振り回されるばかりで、一向に決断しない、決断力のない市長だと、失望の言葉を漏らすまでになってきました。

現在地での再建を主張する市民、児童の安全を第一として、高台以外にはないとする市民、双方の主張が真っ向からぶつかり合う中であって、これまで混迷し続けて再建がおくれてきた最大の原因は、沖本市長の軟弱な政治姿勢そのものであるとして、批判する人々がいます。

そうした人々の中には、もともとあなたの穏健で誠実な人柄を高く評価して、支持してきた人々が含まれていることを考えるときに、市長であるあなたには、あなたなりの理由があつてのことであつて、その政治理念や政治姿勢は、当初から一貫して変わらない、そのようにお考えであるようであるならば、ここで一度、問題を整理する意味でも、これまでの宿毛小学校再建に関する経緯と、あなたの対応の推移を確認する必要があるかと思われまふ。

その点、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛小学校建設問題と市長の政治姿勢ということでの質問でございます。

これまでの経過についての御質問でもありましたので、私が市長に就任した当初から振り返りながら、説明させていただきたいと思えます。

まず、私が平成23年の暮に市長選挙に立候補した際に、この問題について、有権者の皆様にお話をさせていただいたことは、当時、松田川小学校に移転する予定であった宿毛中学校について、この移転計画を見直すこと。宿毛小学校については、前市政と同様、現在地に建設すること、この2点でございました。

御質問にありました宿毛小学校については、当選翌年の平成24年3月議会において、現在地で建設する設計予算案を、市議会に提出しましたが、予算の承認が得られず、実施することができませんでした。

この3月議会後に、国は南海巨大地震の津波浸水新想定を公表し、宿毛小学校は7メートル近く浸水すると想定されました。その後、庁内プロジェクトにおいて、この問題について討論を重ねましたが、平成24年9月には、市議会において、宿毛小学校は耐震補強をした後、早急に高台に移転すべきであるとの決議がされました。

その後、高台の適地調査を実施し、その調査結果を踏まえる中で、平成25年3月議会において、将来的には、宿毛小学校は高台に移転すべきであるとの方針を示し、高台の実設計費と同時に、現在地における改築の用地物件移転補償関係予算を議会に提出しました。

しかし、同議会では、高台移転までの間、現校舎を耐震化する可能性を探るべきであるとして、現在地における調査予算を可決した上で、条件をつけて、執行の凍結をすべきとの付帯決議を受けました。

その後、校舎耐震2次診断を発注する中で、

昨年の9月には、耐震診断の中間報告を受け、耐震化は可能であり、教育環境整備と合わせて行う、概算費用等が明らかになり、学校改築までの間は、耐震化で子供たちの安心安全を確保することは可能である、このように判断をし、耐震補強後に高台移転することが望ましいという方向のもとで、校舎の耐震化と、萩原における高台整備に向けた調査を実施してまいりました。

しかしながら、本年の9月議会に申し上げたように、萩原の高台については、早期の整備が困難となり、その後、関係者の御意見をお聞きする中で、今議会初日の議員協議会において報告したように、現在地敷地を拡張しての建設が最善の方法であると判断し、用地取得の準備のための用地物件移転調査に係る委託予算を計上させていただいた次第であります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今までのいきさつについて、市長の側からの説明がございました。

津波の予想高の劇的な変化というのは、私たち議員にとっても、大きな衝撃を与えるものです。議会は、学校再編調査特別委員会での議論を通じて、その当時、耐震化が不可能とされていた現在の校舎について考えるなら、早急に高台に候補地を見つけて、一日も早い移転を考える以外にはないと判断するに至りました。

議会と市長という地方自治の二代表制の観点からするなら、議会の承認なしには、幾ら市長の公約といえども、実行はおぼつかない。

しかし、その点については、市長も高台を目指すという答弁を通じて、議会と一致した姿勢を示されることとなってきたわけです。

しかし、それが頓挫した。さきの9月議会において、宮本議員がお尋ねしたことの繰り返しになるんですが、なぜ萩原高台の宿毛小学校の

移転先としての取得が頓挫したのか。議会も求め、市長も目指してきたのであるなら、一種の強権をもってでも、取得に踏み切る。そうした強力な姿勢を見せなかった市長に対して、市民の抱く印象は、やはり決断力のなさであり、状況によって振り回され続ける沖本市長という、そういう思いからくる失望感、ますます拍車をかけるものになっている。私は、それが今の状況であろうと判断せざるを得ません。

市長、あなたは、議会が望み、あなた自身、目指すとしてきた萩原高台の取得に関して、強制執行という手段に訴えてでも実現する、それだけの決断をしなかった。その点について、どのような判断をなされたのか、宮本議員の質問をもう一度繰り返す形になって恐縮ですが、あえてお尋ねいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

強制執行という点についての御質問でございますけれども、先ほどの答弁と一部重複いたしますが、萩原の高台については、早期の整備が困難となったと申し上げました。

宿小建設事業は、宿毛市における重要課題の一つであり、早期という観点から、もはや猶予はないとさえ考えております。

このような中、津波の危険性を考えると、高台移転が望ましいことは、皆さん御承知のとおりでございます。

このことから、高台移転を目指し、用地の取得に向け、事業の積極的推進に取り組む中、若干名の方につきましては、土地の境界画定のための現地立会に協力いただけない事態となってしまうました。

この理由については、先般の9月議会でも、宮本議員に対する質問にお答えしましたように、個人のプライベートな問題であり、公にはできませんので、重ねて御理解をお願いいたします。

また、強制執行を決断しなかった、その点について、どのような判断をしたのかとのことをございますけれども、率直に申しますと、その段階で決断をするときではない、このように言い切れると思います。

議員も御承知のとおり、用地測量に着手し、土地の境界を画定しようとしており、個人的な事情により、確認にきていただかず、再三再四、さまざまな方法にて御協力をお願いしてまいりましたが、いまだ理解は得られず、境界画定には至らなかった、これが事実でございます。

しかしながら、これをもって、即時、強制執行の手続に入るということはできません。強制執行を行うには、それなりの協議、交渉を重ね、時間をかけた段階を経た後、他に方法が、これはないという場合にのみ、最終的な手段でありますので、現時点において、決断のときではない、このように判断をいたしました次第であります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今議会において、現在地での再建に向けた用地取得の前段ともいえるべき予算が計上されています。この予算は、去る25年3月議会に、当初予算として計上され、議会によって執行停止されていた宿毛小学校用地物件移転補償調査委託料を復活し、再度、上程されたものであります。

萩原高台の取得が困難となった今、これまでいっぱい議論を重ねてきた仮設校舎等々の問題や、隣接する中学校との関係、それに市の予算、財政能力からしても、早急な問題解決のためには、現在地での北側用地の拡大を図った上で、建てかえをする以外にはない。さもなくば、現校舎を一応の耐震化が終わったことをよしとして、今後も、いつになったら再建ができるのか、目安もないまま、さらに長期にわたって使用する以外にはない。

もはやこの問題は、これ以上、煮詰めようにも煮詰めようのないところにまで来た、そういう印象なんです。そこで問題があります。

要は、用地が果たして取得できるのかどうか。萩原高台がそうであったと同じように、所有者の協力が得られないとなった場合、市長、あなたはどうしますか。萩原同様、断念しますか。

萩原高台に関しては、境界の画定さえできなかった。したがって、強制的な手段に訴えるだけの要件を欠いていた。

しかし、今回の取得には、境界不画定という問題は存在しません。これ以上の紛糾を避けるために、強制的な手段に訴えるという、あなたに一番欠けているとされる決断を下しますか。どうしますか。その点、お尋ねいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現敷地北側の用地取得について、所有者の理解が得られない場合についての御質問でございました。

私としましては、強制執行は、最終手段と考えておりますので、現時点においては、まだ個人の所有している土地に関して、強制執行ということについては、考えておりません。

強制執行に頼ることなく、できる限りの誠意を尽くして、御理解をいただくように努めてまいります。このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 誠意を尽くして、所有者の方々の御協力をお願いする、見事といえば見事です。最後の最後まで、強権を使うことなく、物事をまとめていこうと努力する、その姿勢が実を結ぶことを願わないではられません。

私は、あなたのこれまでのあり方に対する批判的な見方ばかりを、あえて今回、この一般質問を通じて強調してきました。まるで無為無策

の、無駄な3年間でしかなかったかのような批判意見を取り上げて、強調した点、市長には非常に不本意で、お聞き苦しい点が多々あったであろうことと拝察いたします。

しかし、一方では、次のような考え方の市民がいます。

宿毛小学校だけが学校ではないんだぞと。この3年間、宿毛小学校の再建がおくれて出費が抑えられたおかげで、ほかの学校の耐震化や改修が進んだ。

幸い、これまで地震も津波も起こらなかったし、宿毛小学校の現校舎も、一応の耐震化と改修は済んだ。この問題は、これまで同様、これ以降も、市長が幾ら早期実現に努めたところで、関係者間の意見の対立などがもとになって、紛糾し続けるようであるなら、そうしておくが、今後もさらに続くようなら、当然、統合の問題だって進まないだろうし、ほかの学校にとっても、あるいはほかの事業にとっても、まさしく好都合なんだと。そう考えている市民だっているわけです。皮肉といえば皮肉な見方なんです。今となったら、宿毛小学校の再建の問題は、粘るだけ粘って、先延ばしにすればするほどいいんだ、そういう極端な意見だってあるわけです。

あと、学校関連の耐震化がどのような案件が残っていて、全てが終了するのはいつでしたかね。

この3年間の沖本市政の裏か表か知りませんが、一方で進められてきた学校関連の喫緊の懸念事項、念のための確認ですが、いつ終わるのか、その点お尋ねいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

るる質問していただいた中で学校の施設の耐震化に関する質問でございます。

議員より御指摘のあったように、この3年間

において、学校施設の耐震化については、できる限りの速度で進めてまいりました。

3年前には44%程度であった耐震化率は、現在では84%。この数字は、IF補強の宿毛小学校も入れての数字になりますが、このように改善をされております。

現段階で、未耐震の施設は、校舎では松田川小学校のみとなっており、体育館では、大島小学校、宿毛小学校、松田川小学校、橋上小学校、沖の島小学校、東中学校となっております。

御質問のありました完了のめどとしましては、来年度中には、全ての施設の耐震化が完了できるように、現在、補強設計や、耐震2次診断を実施しているところでございますが、県下の自治体は、来年度中の耐震化の完了に向けて取り組みを進めている中、業者等の関係もございしますので、そのうち幾つかの施設が、平成28年度に繰り越すことになる可能性もあるという状況でございます。

いずれにしましても、子供たちの安全安心の確保のため、できる限り、早期に完了するように、取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） この3年間で、市内の学校の耐震化は大きく進捗した。その一方で、宿毛小学校の再建用地に関する議論は、もはや煮詰まるどころまできたと。そうしてたどり着いた結論に対して、その欠点を補うための配慮を忘れず、最前を尽くし、最大の努力を払いながら進んでいく、そういう段階、地点にまできた、と私は思います。

3. 11以来の、まるできょうかあすにでも大地震が発生して、津波が襲ってくるのではないかと不安感が先行し、ハード、ソフトともどもに、対策に不備に対する焦燥感ばかりが支配した一種のパニック状態から、冷静さを取

り戻して、現実的な対応を着実に進めるしかない。今は、そういう段階にまで到達したんだといえましょう。

賛否が分かれ、両者が対立する問題に関しては、強引と言われようとも、押し切って進む、そういうやり方と、議論を重ね、対策を模索し、紆余曲折を経ながらも、にっちもさっちもいかないところまで追い込んでいく。そうして、それ以外には選択肢はないのだということまで煮詰めていく、そういうやり方がある中で、結果的に、この宿毛小学校の再建問題に関して、あなたのとったやり方は、後者であったといえましょう。

あなたはこの3年間、宿毛小学校の再建問題に関して、それこそ火だるまになるほどの批判にさらされながらも、とり続けてきた政治姿勢は、強引さを排した、極めて穏健民主的なものであったと。そして、あなたがそれを意図していたかどうかは別として、市の抱える課題の多さと、財政負担を考えるなら、極めて妥当なものであったと、予想以上に高く高く評価する冷静な市民もいるとお伝えして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（浦尻和伸君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時54分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 3時06分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 1番、高倉真弓でございます。

先ほどの山戸議員の熱い討論の後でございます。何かまだ、この中が熱いように思います。私は、トイレの話などをいたしまして、少し水

をと思っております。

一般質問をいたします。

今回、大きく3項目について、お伺い申し上げます。

1項目め、防災対策について。

まず、アマチュア無線の活用と防災対策の進捗状況をお伺いいたします。

最初に、防災計画をもとにした防災対策の進捗状況について、市長にお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 高倉議員の一般質問にお答えいたします。

まず、防災計画をもとにした防災対策の進捗状況ということでございますが、平成24年に南海トラフ巨大地震の最大規模の新想定が公表されて以降、本市におきましても、防災対策を最重要課題と捉え、地域防災計画や、津波避難計画などを見直すとともに、津波避難道などのハード整備を集中的に実施してきたところでございます。

津波避難道の整備につきましては、西郷議員の御質問でもお答えしたとおり、主要なところは、一定、完了のめどがついてきたところでございます。また、昨年度、福祉センター屋上への屋外階段を設置し、津波避難ビルとして指定いたしました。また、本年度、福祉センター屋上への屋外階段を設置し、津波避難ビルとして指定する予定にしております。

さらに、主要な津波避難場所におきましては、昨年度、防災備蓄倉庫を設置し、発電機や投光器、簡易トイレのセットなどの資機材を配備するとともに、避難場所や防災備蓄倉庫の設置場所等を、市民の皆様に周知するため、この10月には津波ハザードマップを全戸配布いたしました。

また、災害時の情報伝達手段として、沿岸地域を中心に整備しております防災行政無線の整

備に関しましては、アナログ方式からデジタル方式への移行に向け、現在、防災情報伝達システムの整備について、基礎調査をしているところでございまして、来年度には整備方針を確定する予定にしております、さらに災害時の通信手段の確保としまして、各防災拠点や、災害時の救護病院などに、衛星携帯電話も配備いたしました。

備蓄品につきましては、以前より整備してまいりました毛布やロールマット、簡易トイレセットなどの備蓄資機材に加え、本年度から飲料水や食料につきましても、計画的に整備を開始いたします。

避難所対策につきましては、最大想定の高潮が発生した場合、収容数が圧倒的に不足することから、県を含めた幡多地域の市町村や、四国西南サミットの場合、市町村をまたぐ広域避難体制の検討、さらに中長期的な計画として、大深浦、萩原地区への高台整備を進めている状況でございます。

加えて、防災拠点となる総合運動公園及び避難所となる山奈小学校、平田小学校には、停電時に備えた太陽光発電の整備を、現在、進めております。

また、最大規模の地震が発生した場合、地盤沈下による長期浸水の予測もされていることから、昨年、国、県とともに立ち上げました宿毛市長期浸水対策検討会におきまして、現在、止水、排水、住民避難などの対策を協議しているところでありまして、本年度中には対策方針を取りまとめる予定にしております。

主な防災対策の進捗状況につきましては、以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 1番、再質問をいたします。

ありがとうございます。着々と対策がとられ

ていることに、安心感を覚えます。

過日、避難訓練をされた方ですが、忠霊塔ですね、あそこに行くのが本当、ちょっと大変だったとか、上がっていったら、避難用のトイレが、避難場所にトイレがないということ、とても心配されておられましたので、このことをお伝えして、御安心いただくようにいたします。

次に、アマチュア無線について、お伺いをいたします。

過日、日本赤十字の研修がありまして、岡山に参りました。

津山市在住の方より、中国、四国のアマチュア無線の仲間づくりをしていることをお聞きしました。それは、災害へ向けて準備をしていますが、四国、特にこちらのほうですね。西南のほうに、アマチュア無線の知人がいないということで、聞かれました。

私も、我が家は一応、免許をとっております。ただ、ここしばらく更新もしておりませんし、うちにはアンテナとか、そういうふうな設備をしてないとお返事しましたら、ぜひしなさいと。これは、災害のとき、とても役に立つんだよと言われました。

災害時の通信手段の確保として、アマチュア無線の活用も考えて、関連の組織と協定などを結ぶ御予定はないか、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

アマチュア無線につきましては、東日本大震災でも、携帯電話などが通じない中、被災地の情報を発信したりするなど、大きな役割を果たしており、非常時の通信手段として、その活用が期待されているものであります。

本市におきましても、災害時の通信手段の一つとして、アマチュア無線の活用につきまして、市内の実態調査もしていく中で、踏まえる中で、今後、検討してまいりたい、このように考えて

おります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 1番、再質問をいたします。

ありがとうございます。ぜひ御検討をいただきたいと存じます。

今回の雪、徳島のつるぎ町の報道なんかもありました。一時、通信が途絶えたことなどもありまして、発電機とか、そういうものとかでも、十分、通信機能の代替ができるということもあります。

例えば、一つの例を挙げますと、ポータブルのガス発電機ですと、5キロのガスボンベで約10時間、使用が可能で、各種電力の電源になるそうでございます。

高知市の消防団では、2014年度、ことしぐらいまでですね、消防団の全拠点46カ所に低圧LPガス発電機を、供給ボックスとともに配備を進めているということもお伺いしております。

あの手この手で、何とか通信手段がとられるように、ぜひ御検討をお願い申し上げまして、次の質問に入ります。

今回、トイレの話に重点を置いてお伺いします。

緊急避難所が一定期間、避難所になることは、十分考えられることであります。東日本大災害の例でも、やはりトイレが問題になっておりました。

これは、事前に、十分に考慮し、準備をしておく必要があります。災害で助かった命を、トイレの不備のため、例えば脱水症とか、エコノミー症候群とかで命を失うわけにはまいりません。

市の資料によりますと、東部地域、東中学校に避難をした例をとってみますと、平田、山田

全体で収容できる人員は4, 419名、東中学校においては928名、現状を拝見しましたところでは、すぐ麻痺状態になるのは目に見えています。

各避難所に、バリアフリーにも配慮したトイレや、マンホールトイレなど、各種災害用トイレなど、事前に整備しておくべきではないか、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

避難所におけるトイレの対策につきましては、現在、大地震が発生した場合、水道が使用できないことを想定しまして、水を使わないトイレ処理剤のセットを備蓄配備しているところでございます。

このトイレ処理剤を避難所で使用する場合、基本的には、既設のトイレで使用していただくこととなります。洋式であれば、便器に袋をかぶせ、使用後に凝固剤で便をかためた後、その袋をしばって処理します。

また、和式の場合には、そこに洋式の簡易便器を取りつけまして、同様の方法で利用していただくこととなります。

既設トイレでの使用が困難な場合には、別の場所にパーテーション等で囲うなどをして、身障者用として使用するトイレを確保することにしております。

しかしながら、高倉議員おっしゃいますように、最大想定の大地震が発生した場合、どの避難所も、大勢の避難者で混乱することが想定されますので、今後、各避難所における備蓄や、運営方法などを検討していく中で、マンホールトイレや仮設トイレなどの整備の必要性につきましても、あわせて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

自衛隊や、また各種支援には随分時間がかかると存じますので、感染症を防ぎ、市民の健康を保持するためにも、御検討を期待いたしまして、次の質問に移ります。

学校での防災教育についてを、お伺いいたします。

市は、児童生徒に対し、学校教育課程において、地震防災上、必要な防災教育を推進するとあります。

現状の防災教育の内容について、教育長にお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 高倉議員の御質問にお答えをいたします。

防災教育の現状についての御質問でございました。

本市の防災教育の取り組みといたしましては、避難訓練を初め、高知県の学校防災アドバイザー事業、派遣事業を活用した専門講師の招聘など、各校の立地状況や実情に応じまして、積極的に取り組みを進めているところでございます。

特に、昨年度は、片島中学校において高知県実践的防災教育推進事業の指定を受けまして、拠点校としての取り組みを進めてまいりました。

その事業においては、生徒たちの防災における知識の向上はもちろん、校区の保育園や小学校への出前事業や、高齢者宅を訪問しまして、被災時における不安や要望を聞くなど、生徒たちの、地域とともに何ができるかを主体的に考える中で、自尊感情の向上や、地域を愛する心の醸成といった、宿毛市が進めておりますキャリア教育の分野においても、大きな成果が見られております。

そういった取り組みは、発表会や校長会等を通じまして、市内のそのほかの学校にも周知をする中で、市内全体の子供たちの防災教育の充

実につながっていると考えております。

この事業につきましては、今年度は浸水地域の学校であります咸陽小学校が指定をされ、継続をしておりますが、来年度も引き続き、同じ浸水域の小筑紫小学校での事業を予定しております。今後におきましても、さらに取り組みが継続されますように、努力をしてみたいと考えております。

また、浸水地域外の内陸部においても、防災教育を実施をして、自分の身は自分で守るという命題を、それぞれの学校で対応しております。

いずれにしましても、南海地震における被害が、近い将来、想定されておりますので、防災教育の充実というのは、非常に重要なことありますし、一過性のもではなく、継続的に続けていかなければならないと、このように認識をしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

1番、再質問をいたします。

過日の高知新聞にも取り上げられ、今、教育長もおっしゃいましたキャリア教育に取り組んでいただいております。しっかりとした成果が見られていることを、御関係の先生方や、また皆様方に感謝申し上げたいと思います。

とても、あの記事を読んで、うれしく、自慢できるななんて思いました。

そういう取り組みの一貫といたしまして、また野外活動のときなど、そういう機会を通じて、生きる力、生き残る、生き延びる力を育む体験をさせていただけないかなと存じます。

といいますのは、昔でしたら、家にお風呂があつて、それも五右衛門風呂のような形ですから、火のおこし方なども、自然と覚えてきたようなことがあります。現在では、その火のおこし方、またその片づけ方、簡易トイレなどつ

くるといっても、わかりません。

本来、親が教えなければならぬようなことも、現在は難しい環境が見られます。

その辺のところを、ぜひ教育長に御説明願いたいと思いますので、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） せんだってのキャリア教育の記事につきまして、御理解をいただきまして、本当にありがとうございます。

議員おっしゃるように、徐々にキャリア教育についても、成果が上がっておりますので、そのことについても御報告させていただきます。

御質問のお答えでございますが、御指摘にあったように、火のおこし方や、火の片づけ方といったことについては、現状においては、小学校5年生で行う宿泊学習や、中学校1年生で行う仲間づくり合宿、そういうことを通じて、体験学習としているところでございますが、簡易トイレの作り方について実施したという学校については、私も把握はしておりません。

しかしながら、こういった状況でも、生きる力であるとか、生き延びる力を育てていくということは重要なことでございますので、防災教育にキャリア教育の視点を取り入れる中で、宿毛市のキャリア教育で目指している、かかわる力、見詰める力、それからやり抜く力、それからかなえる力、この四つの力を主眼にしておりますが、それに加えて、ふるさとを愛する力、心を育てていきたいと、このように考えております。

今後におきましては、このことに限らず、取り入れるべきことについては、学校とも連携を図る中で、検討してみたいと考えております。

また、議員から、親が教えなければならぬことも、現在、難しい環境との御指摘いただきましたが、私としましては、さまざまな事柄

を、家庭で教えていくということは、学校での教育活動と同時に、非常に大切なことであると考えておりますので、今後も学校、地域、保護者、それぞれが連携をした教育活動を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

体験学習などをしていただけたということを知りまして、ぜひキャリア教育の一環としての位置づけで、よろしく願い申し上げます。

また、教育長から御指摘のあった家庭の教育力が落ちていること、これは本当におじいちゃん、おばあちゃん、親もです。みんなが考えていって、やっていかなきゃいけないことだと思いますので、ぜひそういうところにお心もかけていただいて、ともどもに頑張っていきたいと思っておりますので、今後の御指導、お願い申し上げます。

今、本当に前向きな御意見を賜りまして、心強く存じます。

再質問をいたします。

学校施設は、災害時には住民の避難所として、大きな役割を果たしてまいりましたし、大きな心のよりどころとなってまいりましたことは、東日本の状況から伺えます。

ただ、さまざまな課題も見られました。

トイレに限定していえば、従来のトイレは、今のお子さんたちには敬遠され、以前は学校で用をたせないお子様がいらっしやったと、健康を心配したとも伺っております。

西部教育事務所の先生にお会いすることがありましたので、幡多近辺の現状をお伺いする機会がありました。

お答えは、いろいろな条件で改造できないところは、据え置き式にして対応している、とのお返事ございました。

平田小学校の体育館横のトイレも、まさにそれです。

先ほどの再質問の野外体験、簡易トイレとは、全く反対のことをお尋ねしたり、お伺いしていることは承知しておりますが、どちらもあることです。

教育委員会は、市と連携して、防災計画に基づき、通常の教育活動にも、また災害にも有効な役割を果たせるような対応を、ぜひお願いしたいと思います。教育長のお考えをお願い申し上げます。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 高倉議員の再質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、災害時において、学校施設が避難所として果たす役割については、東日本大震災において、改めて取り上げられておりますし、私としましても、その必要性については、十分に認識をしております。

現在の取り組みといたしましては、危機管理課において、災害時に2次避難所となる浸水地域以外の学校への簡易トイレと、災害備蓄品の配備を計画しているところでございますし、平田小学校、山奈小学校については、蓄電機能を備えた太陽光発電施設の設置を進めているところでございます。

今後におきましては、教育委員会として、市長部局と連携をとりながら、施設のバリアフリー化やトイレの改修等、施設設備についても、検討をしていくとともに、先ほど申し上げましたように、キャリア教育の視点を取り入れた防災教育の推進に、さらに努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。いろいろ御配慮を賜っておりますことにお

礼申し上げます、宿毛の宝物を、ぜひお守りいただきますよう、お願いいたします。

2項目めの質問に入ります。

本庁舎のトイレ機能の改善についてを、お伺いいたします。

トイレといえば、本庁舎のトイレは、失礼を承知で言いますと、とても自慢できるものではないと存じます。

建物も古いからと言ってしまえば、それで終わってしまいますが、まず、車椅子トイレですが、1階にあります、大変わかりにくかったです。

私は、この際、中からも外からも利用できる多機能トイレ、車椅子はもちろん、オストメイトや赤ちゃんのおむつも交換できる場所にするべきではないかと考えます。

また、女性用トイレも、もう少し機能的にすべきであります。洗面台と鏡が一つのセットが二つ、2カ所ですね。そして少し暗いです。節電はわかりますが、ちょっと暗いですね。

前に出せば、2セットですから、2人しか使えません。これを、鏡を横にいたしますと、何人も使用が可能ですね。新たに小物置き場などを設けるなど、少し工夫を加えまして、また半身や全身を映す鏡などがあれば、笑顔と身だしなみを整えられると存じます。

当然ながら、男性のトイレもよい状態にしていただきましょう。

市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 本庁舎のトイレについて、何点が質問いただきました。

現在、宿毛市の本庁舎には、車椅子利用者用トイレが1カ所ございますが、多機能のトイレにはなっておりません。

確かに、庁舎内のトイレを多機能トイレに改修することにより、人工肛門等を増設された方

や、赤ちゃんを連れてお母さん方が、安心して来庁いただけるようになると思います、市民の皆さんの、庁舎内での滞在時間は、おおむね10分程度のため、今回、初めて多機能トイレへの要望をいただきました。

また、庁舎内でのおむつ交換については、以前から相談室や宿直室にて、対応をさせていただいております。

また、外から直接入ることができる点に関して言いますと、現在の車椅子利用者用トイレの位置で、外につながる出入り口を設けることは、本庁舎の構造上、困難であることに加えて、現状でも、公園利用者等外部の方が、気楽に利用できるよう、庁舎の西側に、既にトイレを設置しております。

また、女子トイレに設置してある鏡に関して言いますと、現在、各階女子トイレに3台の洗面台があり、そのうち2台に鏡が設置してあります。

確かに鏡が大きければ、混雑の緩和に役に立つと思いますが、少しでも経費を節約するため、現在の鏡を生かした形で、改善をしていきたいと考えております。

庁舎管理については、庁舎が老朽化していることもあり、さまざまな部分でふぐあい等が生じておりますが、市民の皆様や、職員の要望に応じて、その都度、事業優先度を考慮し、対応しているのが現状でございます。

行政サービスの向上に取り組んでいる中で、バリアフリー化や、市民の皆様にとって、利用しやすい庁舎づくりは、行政の責務と考えておりますので、今後もできる限り、改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。現状を賜りますと、確かに問題山積の中、ト

イレの改装などと、私も取り上げるにちゅうちよしたときもあります。

数日前、6日のことです。土曜日のことですが、文教センターにて人権フェスティバルがありました。教育長の御挨拶から始まり、「心のバリアフリー 私たちが今すぐできること」の御演題のもと、NHK手話ニュースのキャスター 中野佐世子先生のお話がありました。身近なところから例を挙げながら、さまざまな気づきをいただきました。その中に、先ほどから出ておりますオストメイト、人工肛門のお話もあり、その必要性を目に見える形で御紹介をいただきました。

多くの市民の皆様方、また御関係の方が御来場でした。

私が、今回御提案申し上げている内容が、単にきれいなトイレが欲しいとか、またぜいたくな考えで申し上げているのではないことが、おわかりいただけたらと、少し安堵を覚えました。

女性特有の生理現象もありますし、またお子様たちがどんなにトイレに行きたがっても、いざという時間がかかるなど、特にいろいろな問題があります。

新しい施設や改造、改築の検討材料として、今後、なお御配慮をお願いするものです。

3項目めの質問をいたします。

木質バイオマス製造施設の試験運転についてであります。

山戸議員の質問の中で、バイオマスのことなど、とてもよくわかってまいりました。12月5日の火入れ式の報道もありました。

ただ、地元住民の間には、全容がわからず、稼働後の状況、また先日、発生した大量のばい煙などに不安を抱く様子が見られます。

宿毛市としての対応をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

木質ペレット製造施設におけるばい煙の問題についてでございます。

事業活動に伴う公害の発生を防止するための対応につきましては、基本的に都道府県及び政令指定都市が主管となりますが、地域住民の健康と生活環境の保全を図るため、宿毛市として、積極的に関与していくことが重要であると考え、四国西南中核工業団地造成時から、立地企業と宿毛市との間で、公害防止協定を締結し、必要な調査、確認作業を随時実施しております。

今回、木質ペレット製造施設のばい煙に関して、住民の方から心配の声があったとのことですが、木質ペレット製造施設から排出されるばい煙については、計画段階の内容確認だけでなく、株式会社グリーンエネルギー研究所宿毛事業所から、調査結果を提供していただき、大気汚染防止法の規制基準をクリアしていることを確認しております。

また、事業所としても、近隣住民の懸念を払しょくするため、戸内区及び黒川区の住民や、役員の皆様に対して、事業説明会を開催するとともに、事業周知と理解を求める文書の回覧を行ったと聞いております。

公害の発生防止など、環境に対する住民意識が非常に高くなっている現在、住民の方々の懸念に配慮するだけでなく、事業所みずから積極的に情報提供を行い、理解を得るための努力をすることが、大変重要であると考えております。

この点に関し、これまでも株式会社グリーンエネルギー研究所と協議をしてまいりましたが、住民のほうから心配の声があったということにつきまして、グリーンエネルギー研究所と再度協議を行う等、地域住民の不安の払しょくに努めてまいりたいと考えております。

なお、近日中に試験稼働予定の木質バイオマス発電施設につきましても、同様の確認を行い

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） お答えありがとうございます。

住民の方の不安を、県とか民間とかといいますが、宿毛市にありますので、どうしても市民の方は、一番最初に宿毛市に、市役所にお電話をかけたとか、お尋ねがあると思います。

今後とも、市民の不安を払しょくしていただき、このバイオマスの事業が円滑に進んでいていただくように祈念します。

それぞれの質問に対しまして、的確な、また丁寧な御答弁をありがとうございました。これで一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（浦尻和伸君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時42分 延会

平成26年
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成26年12月9日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	5番 岡崎利久君
6番 野々下昌文君	7番 松浦英夫君
8番 浅木敏君	9番 中平富宏君
10番 浦尻和伸君	11番 寺田公一君
12番 宮本有二君	13番 濱田陸紀君
14番 西郷典生君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈淳司君
次長兼庶務係長兼調査係長	松本政代君
議事係長	柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本年男君
副市長	安澤伸一君
企画課長	出口君男君
総務課長	山下哲郎君
危機管理課長	楠目健一君
市民課長	立田ゆか君
税務課長	岩本昌彦君

会計管理者兼 会計課長	滝本 節 君
保健介護課長	児島 厚 臣 君
環境課長	佐藤 恵 介 君
人権推進課長	杉本 裕二郎 君
産業振興課長	黒田 厚 君
商工観光課長	山戸 達 朗 君
土木課長	岡崎 匡 介 君
都市建設課長	川島 義 之 君
福祉事務所長	河原 敏 郎 君
水道課長	金増 信 幸 君
教育長	立田 壽 行 君
教育委員会 委員長	増田 全 英 君
教育次長兼 学校教育課長兼 学校給食センター所長	沢田 清 隆 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原 一 君
千寿園長	山岡 敏 樹 君
農業委員会 事務局長	岩田 明 仁 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（浦尻和伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより、通告いたしております内容につきまして、市長並びに教育長に対して、一般質問を行います。

まず、初めは、保育園の防災対策についてであります。

この問題につきましては、幼い子供たちの生命を守るという、大変重要な課題でもありますので、これまでも何回となく質問をしてまいりました。

市長は、津波の発生時において、避難をする場合に、一番リスクの高い保育園児の防災対策は、喫緊の課題であるとの強い認識のもと、この問題について、積極的に取り組まれておりますことを、大変評価をいたします。

その一つが、昨日もありましたように、小筑紫保育園の問題であります。

これまで、私自身が強く提案をしてまいりました小筑紫保育園の高台移転の問題は、大きく前進をし、昨日も工事現場を見てきましたが、みなみ保育園と統合しての新しい保育園が、来春の新築開園を目指し、現在、着々と工事が進められております。大変うれしく思っておりますのでございます。

さて、市長は6月議会において、私の答弁に対して、津波浸水域にある保育園、保育所について、現状を再認識する中、子供たちの安全確保に向け、将来の再編計画も念頭に入れながら、高台移転を目指して取り組んでいきたいと、答

弁されました。

そこで、市長の言われる津波対策が急がれる津波浸水域にある保育所についての認識でありますが、公立の保育園だけを言っているのか、あるいは私立の保育所も含めて、対策をしなければならないと考えているのか、まずお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

7番、松浦議員の一般質問にお答えいたします。

私の議会答弁での防災対策が急がれる津波浸水域にある保育所とは、公立、私立を含むものでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 当然の答弁であり、またそういう認識でなければならないというふうに思います。

次は、咸陽保育園の高台移転について、お伺いをいたします。

この問題についても、近隣に適地が確保できれば、高台への整備に向けて、最優先課題として取り組んでいくとの、力強い決意の答弁がありました。

御案内のとおり、咸陽保育園の予想される最大浸水域は10.94メートルと、市内の保育園の中では最も高く、保護者や地域住民からも、一刻も早い高台移転が求められております。

6月議会の時点では、具体的な適地については特定されていませんでしたが、その後の状況について、どのようになっているのか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

適地の確保についての、その後の状況はということではありますが、6月議会でも申し上げましたように、咸陽保育園の高台移転に向けては、

その後、庁内プロジェクト会議を7月、10月と開催し、その候補地等について、協議を行っております。

引き続き、子供たちの安全安心を第一に、一日も早い高台移転に向けて、プロジェクト会議の中で、将来的にも効率的に、そして安定的な運営ができるよう、適地としてふさわしい候補地を決定し、確保していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 再質問をさせていただきますが。

これも同じく6月議会の中で、決定できる可能性は、十分にあるというような発言もされておりますが、再度、このことについてお伺いをいたします。

詳しい説明を求めます。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再質問にお答えをいたします。

6月議会での市長答弁においては、一定、手応えを感じるものであったがとの指摘でございますが、プロジェクト会議におきましては、先ほどの答弁のとおり、高台移転に向けて検討してきたところでございます。

しかしながら、本市の財政状況は予想以上に厳しく、課題となる各種建設事業の進捗に大きく影響を及ぼす状況であること。財政シミュレーションをもとに、報告を重ねるに至り、さまざまな行政課題に対し、より一層、慎重に慎重を重ねて、計画的な取り組みが求められることとなっております。

子供たちの安全安心を第一に、一日も早い高台移転に向けて、取り組んでいく姿勢に変わりはありませんが、プロジェクト会議においても、財政を含めて、慎重に協議を進める中で、将来

的にも、効率的、安定的な運営ができるよう、適地としてふさわしい候補地を決定し、確保していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 答弁ありがとうございます。

大変財政状況が厳しい、そういうところで、今、慎重に検討しておると。適地を探しておるといことでありますけれども、人の命にお金がかかることができません。そういうことで、本当に厳しい状況、理解もいたしますけれども、そういう観点から、早急な取り組みを求めておきたいと思っております。

次は、大島保育園の対策について、お伺いをいたします。

この問題についても、何回となく質問をさせていただきました。

御案内のとおり、大島保育園は、海岸近くに立地しておりまして、しかも築40年以上を経過しております。しかも、最大で10メートルくらいの津波の浸水深予想がされております。私は、以上のことを考えた場合に、園児の命を守るという観点から、高台への移転を含む早急な防災対策を講じなければならないと思っております。

しかし、市長の答弁は、一貫して社会福祉法人が運営する保育園であり、まず何よりも法人の方針をもち、宿毛市としても取り組んでいきたいとのことであります。

そこで、市長の最大の責務は何であるかということでもあります。確認の意味でお伺いします。

それは、何よりも市民の命と財産を守ることではないかと考えますが、このことについて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

市長の最大の責務は何かとの質問でしたが、議員御指摘のように、何よりも市民の命と財産を守る、このことは、私の重要な責務と認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 先ほどは、公立の保育園であります咸陽保育園の高台への移転を目指す取り組みについては、お聞きをいたしましたが、公立の保育園であれ、私立の保育園であれ、宿毛市としても、保育に欠ける子供を預かっている以上、子供たちの命を守っていくための、しっかりとした防災対策を確立しなければなりません。

大島保育園については、基本的に運営する法人に、その責務があるかと思えますけれども、宿毛市にも、大変、重要な責務があるのではないかと考えますが、このことについて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

保育に欠ける子供を預かっている以上、私立である大島保育園に対しても、宿毛市として大変重要な責務があるのではないかという質問でございますけれども、保育園児の安全確保については、宿毛市の重要な責務として、先ほど来、認識については答えておりますけれども、しかしながら、6月議会でも申し上げましたように、社会福祉法人が運営する保育園であり、法人としての意向は、大変重要な指標となるもので、大きな影響を持つものと考えております。

法人としての方向性を踏まえ、行政の果たすべき支援策を検討していくことが重要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、市長のほうから答

弁をいただきました。公立であれ、私立であれ、子供たちは同じ宿毛市の子供であり、貴重な財産でもあるわけでございます。

いざ震災が発生した場合、大変な被害を受けるのは、子供たちであります。

そこで、防災対策をしていく上では、多額の費用が伴います。法人独自で対応できるのか、行政からの一定の支援があれば、対応することができるのか。宿毛市として、大島保育園の現状について、どのように把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

大島保育園の現状については、宿毛市より、毎年、保育に必要な費用を補助しており、自主運営ができていない状況の中で、法人独自での対応は困難であると認識をしております。

また、行政からの一定の支援で対応できるかどうかにつきましては、今後の方向性、保育サービスの充実、防災対策等について、引き続き、意見交換をしていく中で、可能な対策を検討していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 法人独自では、大変厳しい状況であるという認識であります。

そうなれば、まだほかのことも、本当に真剣に考えなければならないというふうに思いますが、やはりそこに働く職員の身分の保障の問題や、労働条件等、大変問題があることは承知をいたしております。

宿毛市の学校再編計画や、保育園の再編計画とも関連します。

幸いに、今、小深浦の高台を造成というところで、一定、事が進んでおるようでございます。そこらあたりにもらんで、法人とも協議をしていただきたい。

そして、宿毛市としても、子供たちの命を第一義とする防災対策を考えるなら、先ほど言いました学校再編計画、保育園の再編計画等もかんがみながら、将来的な組織のあり方について、双方で真剣に協議する中で、方向性を見出すべきではないかと考えますけれども、この点について、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

大島保育園とは、これまでも、今後の方向性や保育サービスの充実、防災対策等について、繰り返し、協議を重ねてまいりました。その結果、法人としても、園児の安全確保を第一に、平成27年度には、来年度には耐震化に向けて取り組んでいく方向性を確認しております。

今後も、引き続き協議を重ね、課題の解決に向けて対応してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ただ見ているだけではない。傍観ではなしに、市としても、協議をしておることについては、理解をいたします。

先ほど言いましたように、学校の再編計画等とも絡む問題もあろうかというふうに思いますので、子供たちの命を守るという、第一義に立つならば、やはり私は高台移転が一番望ましいのかなという思いがいたします。

今後とも、そういうことを踏まえて、協議を重ねていただきたいというふうに思います。

次は、老人福祉対策について、お伺いをいたします。

まず、高齢化が進む本市の現状に対する認識についてであります。宿毛市ばかりではなく、全国的にも高齢化が進んでおまして、65歳以上の高齢者人口は、全国で3,100万人を超え、総人口に占める割合は25%で、過去最

高となったと発表されました。本市の状況を見てみますと、平成26年9月1日現在では、65歳以上の高齢者人口は7,101人で、高齢化率は実に32.3%となっております。

数字にあらわれておりますように、宿毛市の状況は全国に先駆けて高齢化が進んでおまして、今後もこのような状況は続くものと予想されております。

まず、こうした今日の状況について、市長はどのような認識でおられるのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、高齢化は進んでおまして、平成21年10月1日現在の高齢者人口が6,573人、高齢化率28.3%です。

それが、議員指摘のように、9月1日現在の数字は示されましたけれども、大変、高齢化が進んでおります。10月1日現在でも、高齢者人口が548人、高齢化率は4.1%増加をしております。5年間の間にも、着実に高齢化が進んでいることがわかります。

また、要介護や要支援の認定を受けた方も、平成26年10月末では、1,244人となっており、年々増加している傾向もでございます。

こういった状況の中、介護予防や高齢者支援施策等が大変重要な政策課題である、このように認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 大変厳しいという認識をされております。全く、私も同感でございます。

現在の高齢者の生活実態は、年金の減額の一方、増税、介護、医療保険の負担増や、給付の抑制など、かつてない厳しい状況であると考えます。

今日の日本の礎を築いてきた高齢者の皆さんに対して、こうした現状、生活実態を踏まえて、これからも安心して暮らすことができるよう、行政としても、温かい手だてを差し伸べることを、真剣に考えなければならないと考えます。

そこで、高齢者に対する支援策といいますと、高齢者の皆さんに対する福祉政策を推進しなければならないとの強い思いから、以下、提案を含め、質問をいたします。

まず、1点目は、敬老会行事の開催等に対する補助金の創設についてであります。

ことしも市内各地で、9月15日の敬老の日に当たり、地区主催、あるいは婦人会等の主催で、敬老会が開催され、参加をしたお年寄りの皆さんから、大変喜ばれたとのお話をお伺いいたしました。

しかし、ことし、敬老会を主催をしたある地区長さんにお話を聞くと、年々、先ほど、市長の答弁もありましたように、高齢者の増加に伴い、敬老会開催の経費がかさみ、こうした行事を続けていくことが、大変、厳しいとのことでありました。

その地区長さんから、四万十市では、75歳以上の方が、敬老会へ参加した場合に、1人当たり750円の補助金を出しているのですが、宿毛市としても、ぜひ検討していただきたいとの要望を受けました。

早速、四万十市の担当課へ調査に伺いましたところ、担当者から、本年度から補助金額が、これまでの1人750円から、1,000円に増額をされたとのことでありました。そして、市内の75歳以上の方の約90%くらいの方が、敬老会に参加、あるいは記念品を受けられたとのことであり、皆さんが大変喜ばれているとのお話もお伺いしました。

また、その中で、四万十市以外でも、黒潮町では70歳以上の方、1人1,000円、土佐

清水市では、70歳以上の方、1人700円とする補助要項が制定されているとのことでありました。

四万十市の補助金交付要綱によりますと、補助金の目的として、市内各地で行われる敬老行事等に対して、予算の範囲内で当該行事に要する経費を補助することにより、長きにわたり、社会に貢献された高齢者の御労苦をたたえとともに、敬老意識の高揚を図り、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。

このように、他市町村では、お年寄りを敬う気持ちで開催される敬老会の主催団体に対して、補助交付要綱を策定して取り組んでおりますけれども、宿毛市としても、取り組む考えはないのか、まずお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員の御質問のとおり、四万十市、土佐清水市、黒潮町では、敬老会等に対する補助金がございます。

宿毛市においては、敬老会行事を実施している地区と実施していない地区があり、実施状況にはばらつきがあるために、敬老会活動を限定した補助制度はございません。

しかし、宿毛市では、高齢者福祉の増進等を目的とした事業として、老人クラブ活動費補助事業、地域元気クラブ活動事業、しあわせ長寿祝金の給付等を実施しており、中でも地域元気クラブ活動事業については、宿毛市独自の高齢者向け施策となっております。

一部の地区においては、この地域元気クラブ活動事業の取り組みとして、敬老会を兼ねた活動を、9月に実施しております。

また、これとは別に、民生委員の活動といたしまして、80歳以上のひとり暮らしの方に対して、紅白まんじゅうを配布する事業も実施していただいておりますので、今のところ、敬老

会活動に限定した補助制度の創設は考えておりません。

各市町村における高齢者福祉施策につきましては、さまざまな形があるのが現状となっておりますが、敬老会活動を含めた元気クラブ活動については、今後も活動範囲を拡大していくことが、非常に重要であると考えております。

今後も、これらの既存事業を中心に、敬老意識の高揚と、高齢者福祉の増進を、よりよい形で実施していきたい、このように考えております。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 初めてのこういう質問でございました。答弁ありがとうございます。

今、元気クラブのお話も出されましたけれども、やはり地区によっては、この元気クラブの運営すら、大変厳しい状況のお話も聞くところであります。お年寄りがお年寄りの世話をするというようなことで、継続の厳しいお話も、ある地区ではお聞きをいたします。

そういう面で、宿毛市独自で行っておるとするならば、そういう点も十分気をつけて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

次は、オールドパワー文化展について、お伺いいたします。

ことしも10月17日から19日の間、宿毛市文教センターにおきまして、宿毛市老人クラブ連合会、宿毛市文化協会、宿毛市教育委員会の主催で、数えて19回目となる宿毛市オールドパワー文化展が、平成26年度高知県芸術祭協賛行事として、開催をされました。

このような催し物は、全県下的に見ても、高知県としては開催されておりますけれども、市町村段階で開催をしているのは、宿毛市以外では余りないのではないかとの話もお聞きしております。

そして、ことしの出品者数は、高知新聞でも

報道されましたように、63人で、出品作品は工芸、日本画、洋画、書道、写真など、5部門で133点ありました。

出品者の中で、最も高齢の方は、市内のデイケアセンターに通っておる98歳の方であります。

介護に携わる職員は、作品の作成に向けて、日々取り組むことが、利用者のリハビリにもつながり、そのことで、今まで以上に明るくなってきたと、大変喜んで話してくれました。

私も、宿毛市老人クラブの副会長として、この文化展に携わる一人ではありますが、こういう話を聞いて、大変うれしく思いました。

このように、この文化展は、生涯教育という側面、また高齢者の生きがいづくりといった面からも、大変、有効な取り組みであると考えます。

そこで、主催団体でもある教育委員会として、この文化展について、どのような認識をされているのか、教育長にお伺いします。

あわせて、同じく高齢者福祉という側面からも、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） おはようございます。松浦議員の御質問にお答えをいたします。

宿毛市オールドパワー文化展についてでございますが、質問議員を初め、多くの皆様の御支援、御協力に、当文化展が、例年、開催できますことを、この場をおかりいたしまして、深く感謝を申し上げます。まことにありがとうございます。

まず、このオールドパワー文化展について、御承知とは思いますが、紹介をさせていただきますが、高齢者の芸術愛好家の皆様が、日ごろの趣味を生かした作品を発表する場として、宿毛市美術展覧会とは異なり、作品の審査をすることなく、宿毛市出身者、及び在住者の

方で、60歳以上の方であれば、どなたでも気軽に出席できる展覧会として、実施をいたしております。

主催者といたしましては、宿毛市老人クラブ連合会、宿毛市文化協会、そして宿毛市教育委員会が連携をして、実施をしております、議員御指摘のように、出展部門といたしましては、工芸、日本画・洋画等、書道、写真、俳句・短歌・川柳等の五つの部門の作品展の展示を行っております。

このオールドパワー文化展について、どのように認識をしているのかと御質問でございますけれども、当文化展の趣旨でありますように、60歳以上の方々が、日ごろの芸術活動の成果である作品の展示をしていただくことで、地域文化の振興や、交流が図られることはもとより、当展の発展を一つの目標として、芸術活動に取り組んでいただくことは、生涯学習に資する貴重な文化展であると考えておまして、今後も関係団体、その他の協力をしていただきながら、継続をして取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本市の高齢者の現状としましては、介護認定者が年々増加傾向にあり、対策が急がれる状況にある中、先ほど、教育長の答弁にもあったように、さまざまな作品が出展されており、高齢者の方の介護予防や、生きがいつくり等につながる有効な事業であると考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

なかなかの位置づけをされておるということで、大変、うれしく思っております。

そのことについては、後で触れますが、開催

中に聞かされた声を紹介しながら、提案をしてまいりたいというふうに思います。

出品者や関係者から、多く届けられた声の中に、来年は記念すべき20回目の開催となるので、これからも継続して、文化展を開催するために、出品される方々に対しての励ましにもなり、その御労苦に報いるためにも、何か記念品を考えてはどうかとの声でありました。

なかなか、大変厳しいこの記念品の贈呈という部分はあるわけですが、こうしたお年寄りの皆さんから届けられる声に対して、教育長として、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

たくさん作品が、毎年出品されておりますことには、先ほど申し上げたように、感謝を申し上げます。

平成27年度に開催をするオールドパワー文化展は、御案内のように、20回目の節目となりまして、記念大会として、記念品や参加賞について、検討できないかとの御質問でございますが、共同で主催をしております宿毛市老人クラブ連合会や、宿毛市文化協会と協議をさせていただかなければならないとは思いますが、教育委員会の考え方といたしましては、宿毛市美術展覧会や、ほかの展覧会においても、出展者には参加賞を提供していませんので、オールドパワー文化展だけに提供するというところは、いかがなものかと考えております。

節目の大会ではありますので、多くの方に、より一層、出品をいただけるように、そういう展覧会となればと考えておりますので、参加賞の提供ではない、ほかの方法で出展したいという機運を高めていけるようなことを、検討したいと考えております。

いずれにしても、宿毛市老人クラブ連合

会や、宿毛市文化協会とも協議をしながら、20回目の記念すべき文化展となるように、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） もう一つ、届けられた声を御紹介をさせていただきたいというふうに思います。

今、宿毛市は、兵庫県篠山市と、災害応急対策活動の相互応援協定、岐阜県北方町と友好交流協定、並びに岐阜県揖斐川町とは、教育活動の面における相互交流が活発に行われておりまして、大変友好的な関係があります。

そこで、こうした市町村との防災面や教育面だけではなく、文化活動の分野における高齢者間の作品の交流を推進することも、考えてはどうかと思います。

他の市町村の皆さんと、作品の交換を通じて、お互いが励みにもなり、交流の輪が広がるものと考えます。

このことについても、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

災害相互応援や、友好交流協定、あるいは教育活動などでの交流が行われている自治体との文化交流を、推進すべきではないかとの御質問でございますが、他市町村との文化交流として、昨年度、平成25年度に、兵庫県篠山市との調整の中で、本市のだるま夕日の写真を、篠山市展で展示させていただきました。

本年度、平成26年度になりますが、25年度に展示されました篠山市展の中から、4点の写真をお送りいただきまして、宿毛市美術展覧会に展示させていただき、宿毛市からは、本年度の宿毛市展に展示いたしました作品の中から、3点の写真を選出いただきまして、篠山市展のほ

うに展示をお願いし、両市展で展示の交流を行いました。

現在、少しずつではありますが、文化芸術活動の交流を進めておりますので、議員御指摘のように、今後、高齢者の文化芸術活動についても、関係団体と協議しながら、つながりのある市町村と、地域の文化や芸術の交流が進むよう、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

ちなみに、高齢者ではありませんけれども、北方町の教育長さんのお話の中で、小学生の文化交流もしてはどうかということで、絵画などの交流について、現在、話を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 一定、文化活動いいですか、そういう部分で交流を進められているという話を聞きますと、大変うれしく思うところでございます。

お年寄りの皆さんがつくった作品に、何歳の方が作品をつくられたというようなことを付記して、交換することによって、あそこの年寄りには元気やね。宿毛の年寄りも元気なのがおるねというようなことで、交流がまた広がるものというふうに思います。

このことについては、相手のあることでございますので、そこらあたり、ぜひ積極的な取り組みのお願いをいたしております。

これについては、答弁を求めません。

1点だけお伺いいたします。最後に、この問題について。

教育長、継続して取り組むために、鋭意努力するという答弁をいただきましたけれども、教育委員会の姿勢について、一定、提起をしながら、答弁を求めたいと思いますが。

先ほども言いましたように、10月17日から19日に開催されました。そして、17日の

朝9時から、宿毛市老人クラブ連合会、宿毛市文化協会、宿毛市教育委員会の代表3人の方でテープカットをして、開演する式次第でありましたけれども、御多忙であったかどうか、ありますけれども、この老人クラブの所谷 茂会長、宿毛市文化協会の金子和孝会長は参加をしていただきましたけれども、教育委員会からは、生涯学習課の課長補佐の参加でテープカットを行いました。

こういったところに、この継続して取り組んでいく熱意は語られましたけれども、教育委員会の姿勢として、疑われる部分があるわけでございます。

ここに、この大相撲の三役そろい踏みではございませんけれども、教育委員会のトップ4人が並んでおるわけでございます。そういった面で、本当にこの皆さんの、教育委員会としての思いが、どうしても伝わってこなかったという部分がございます。

この点について、教育長の答弁を求めます。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

今年度の文化展につきましては、私どもが参加できなかったことにつきましては、本当に申しわけございませんでした。

ただ、日程上、この17日の文化展のときには、私は北方町のほうに、文化交流のために、生涯学習課長、それから歴史館長とともにお邪魔をしておりましたので、どうしてもこの会には参加ができませんでした。

それから、教育委員長並びに教育次長につきましては、その日に県の教育長会がございましたので、私のかわりに両名が参加いたしまして、どうしても文化展のほうには参加ができませんでした。

決して文化展に対しまして、私たちが輕易に思っている次第ではございません。先ほどの答

弁にございましたように、宿毛市のオールドパワーの方々、非常に生涯学習の点についても、頑張っておられてますので、機会がございましたら、必ず出席をさせていただきたいと、このように考えております。

どうぞよろしく御理解ください。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

ぜひ、中心となっておる老人クラブも、高齢化が非常に厳しく、毎年、連続して作品を出すのめかなわないというような方もおります。

そういう面で、側面的な援助を含めて、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

最後に、少子化対策について、お伺いをいたします。

まず、少子化が進む現状に対する認識についてであります。宿毛市でも、少子化に歯どめがかからず、人口の高齢化問題とあわせて、大変重要な課題でもあります。

少子化が進むことにより、地域経済や教育分野を初め、福祉、介護問題等、市民生活のあらゆる分野において、大きな負の影響を及ぼしておるものであります。

そして、働く場が非常に少ない本市の状況から、若い労働者が職を求めて、県外に流出しておることが、少子化に拍車をかけております。

このように、少子化の問題は、地方の自治体にとりましても、大変、重要な課題であり、避けては通れない問題ではありますが、なかなか地方の自治体だけでは、解決することは難しいことは理解をいたしますが、手をこまねいてばかりではられません。大変遅きに失した感がいたしますが、ようやく国においても、対策に乗り出そうとしております。

私は、少子化問題を考えると、安定して働くことのできる場を確保していくことが、何よりも重要であります。そうした職場があるならば、

宿毛に残って働き、ひいては結婚をして、安心して子供を生み育てることを考えるものであります。

行政としては、こうした環境づくりに努めなければならないと思います。

そこで、まず、宿毛市において、少子化が進む現状について、市長として、どのような認識でおられるのか。そして、そうした認識をもとにして、これまで宿毛市として、独自の取り組みがされてきたのか、あわせて今後の取り組みについて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

少子化対策について、何点か御質問をいただきました。

まず、初めに、宿毛市における少子化の現状認識についてでございますが、少子化の問題は、人口減少問題とあわせて、我が国の将来にかかわる大変重要な課題であると認識をいたしております。

宿毛市におきましても、ゼロ歳から14歳までの年少人口が、平成2年の国勢調査では、5,022人でありましたが、平成22年には、2,801人まで減少するなど、20年間で約45%も減少しています。

さらに、少子化の要因の一つでもあります生産年齢人口、15歳から64歳につきましても、平成2年の1万6,448人から、平成22年には1万3,093人まで減少しており、今後も少子化の傾向は続いていくものと推測されます。

議員御指摘のように、少子高齢化の問題は、教育や福祉分野だけでなく、一次産業を初めとする地域経済の活性化や、まちづくりなど、あらゆる分野に大きな影響を及ぼすものと考えております。

こうしたことから、国においても、平成24

年8月に成立した子ども・子育て関連三法に基づき、子ども・子育て支援新制度を推進し、安心して子供を生み、育てられる環境整備に取り組もうとしています。

本市におきましても、少子化の問題は地域経済の発展や、住民福祉の向上等、まちづくり全体に係る大変重要な課題でありますので、少子化対策に積極的に取り組んでまいらなければならないと考えております。

次に、宿毛市における少子化対策の取り組みにつきましても、これまで、若者の都市部への流出を抑えるため、高知西南中核工業団地や、宿毛湾港工業流通団地への企業誘致に取り組んでまいりました。

その結果、現在、両工業団地を合わせて、800名以上の雇用を確保しています。

また、子育て支援策として、中学校卒業までの医療費の無料化を初め、多子世帯の保育料の減免や、子育て支援センターの設置、放課後子ども教室の開設など、宿毛市で安心して子供を生み育てる環境づくりに努めてまいりました。

今後も、高知県等と連携を図る中で、未売却地への企業誘致活動に努めるとともに、現在、取り組みを進めております直七関連製品や、芋焼酎、水産加工製品、養殖魚の外商推進、また先ほど、山戸議員の一般質問にもお答えしましたように、木質バイオマス事業など、農林水産業を基幹とした産業振興に、今後も引き続き、積極的に取り組んでまいります。

さらに、昨年から実施しております産業祭を、そうした商品等のPR、販路拡大の機会の場合として活用するなど、少子化対策として、雇用の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ただいま、市長のほうから、それぞれの取り組み等についての話がご

ございました。

それでも、現状的には、なかなか前に進んでないというのが、宿毛市だけの問題でなく、全国的にそういう状況であろうかと思えます。

そしてまた、働く場があっても、現在の実態は、パートとか臨時の職員が多くおることも否めない事実であろうかと思えます。

そしてまた、企業の誘致も大変、経済状況の中でも難しい。そこで、少子化問題を考える場合、医療面や子育て支援等の環境整備も充実しなければなりませんけれども、やはり安定した職場を確保する一つの対策として、質問しますけれども、私が見るところでも、市内で一番安定した職場は市役所でないかと思えます。

しかし、職員の雇用実態、形態を見ると、非常に臨時職員が多いのではないかと思えますが、まず、現在の宿毛市の総職員数、並びにそれに占める臨時職員数、そしてまた臨時職員の賃金実態はどのようになっているのか、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

平成26年度の市職員の正職員数は、304名で、臨時職員数は11月1日現在、94名を雇用しており、総職員数に占める割合は、4分の1となっております。

臨時職員94名のうち、主な内訳としましては、正規職員の育児休業の取得や、病気休職による欠員に伴う代替職員が13名、臨時福祉給付金の支給や、学校図書支援員、教育支援員の配置等、国の制度政策や、補助事業に基づく事業実施への臨時職員が14名のほか、保育園では、年度途中の入所や、障害児加配への対応として、臨時保育士が28名、千寿園へは、臨時の寮父母を14名、雇用しております。

残りの25名は、事務補助として雇用しており、現状で推移すれば、平成29年をめどに予

定しております、千寿園の指定管理者制度への移行時には、千寿園からの25名の介護職員や、事務職員を、スムーズに職員配置を行うことが可能であると考えております。

また、臨時職員の賃金につきましては、職種に応じて設定しており、一般事務の場合、日額賃金は6,700円で、1月当たり21日勤務として、約14万円となります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 大変、臨時の職員は多いのに、驚いたところでございます。

今、市長の答弁があったように、4分の1が臨時の職員ということであります。

本当に、幾ら真面目に働いても、月14万円ぐらいの労働条件では、結婚をし、子供を生み育てることは、大変なことあります。

以上のことを考えますと、臨時職員の占める割合は減らし、正規職員化していくことも、少子化対策につながるものと考えます。

このことにより、職員のモチベーションも上がり、市民への行政サービスの向上にもつながり、少子化対策の一助になるものと考えますけれども、再度、この提案に対する市長の所見をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

臨時職員の数は、正規職員の育児休業の取得や、病気、休職による欠員のほか、国の制度政策に基づく事業実施や、保育園での年度途中の入所や、障害児加配への対応等、一時的には増加傾向にございます。

しかし、現在、平成29年度をめどに、千寿園の指定管理者制度への移行協議を進めており、移行に合わせて、介護職員の一般職への職種変更が見込まれることや、あわせて退職者の状況に応じて、職員採用を行うことで、将来的には、

臨時職員の数は減少に至ることが想定されます。

今後の行政サービスとしては、市民の皆様にとりまして、より効率的、効果的な行政サービスに努めることが重要であることから、業務の外部委託や、施設の指定管理者制度等も含めて、検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今回は、少子化問題、高齢化問題、高齢者福祉等々、本当に総括的な部分での質問をさせてもらいました。

状況については、市長の答弁の中で言われた、宿毛市のおかれている現状、大変厳しい状況にあろうかと思っておりますけれども、ぜひ、こうした問題に、ほんまに体当たりで取り組んでいただくことを期待をして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（浦尻和伸君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

-----・-----・-----

午前11時11分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 皆さん、おはようございます。6番、野々下昌文でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を行います。

私たちの会派、改革クラブは、10月27、28、29と、その日程で、友好協定を結んでおります岐阜県北方町へ、地方公会計制度について、また高山市の地域福祉バスの取り組みについて、視察に行っていました。

その中から、私は本市の公会計制度について、そしてもう一つは、視察とは関係ありませんが、

第6期介護保険事業計画についての2項目について、質問をいたします。

まず、公会計制度についてであります、かたい質問ですので、眠たくなるかもしれませんが、今後、本市にとって大変大事な問題でありますので、財政の見える化ということでもありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

私も、初めての取り組みの質問でありますので、全てのみ込めているわけではありませんが、一生懸命、勉強してまいりましたので、どうかよろしくお願いをいたします。

まず、初めに、公会計ということは、どういうことなのかということですが、公会計とは、企業会計と対比される言葉で、国や地方自治体の会計のことです。民間企業は、より多くの利益を出すために、会計を活用するわけですが、それに対して、国や地方自治体は、税金が法にのっとって正しく使われているかを、チェックするために会計を行っております。

しかし、これからの行政は、これからは行政も経営感覚を持って、効率的に税金を使うという視点が必要との考え方から、公会計にも企業会計と同じ複式簿記・発生主義を導入すべきとの考え方が広まってきております。

その背景は、日本は少子高齢化が進み、高度経済成長期のような、右肩上がりの経済成長は望めない。成熟した社会を迎えたいということではありますが、働く世代が減り、年金、医療、介護などのサービスを受ける人が、ますますふえることから、財政が厳しくなるのは当然であります。

そこで、税が何に、どうやって、どう使われたのか、また無駄遣いはないのか。これから、どのくらい必要なかを、わかりやすく、納税者である国民、住民に伝える責任が、国や自治体に出てきた。

そこで、財政の真の見える化のために、複式

簿記・発生主義を導入し、財政の見える化を図り、資産と借金が幾らあるのか、行政サービスに幾らコストが係り、将来、どのくらい負担が見込まれるのか、これらが財務諸表に示されます。

今までの現金主義の公会計は、その年度のお金の出入りだけの記録であります。入ってくるお金は全て歳入として記録され、入ってきたお金が借金なのか、自分のお金なのか分かりません。

これに対し、企業会計の複式簿記・発生主義では、入ってきたお金が借金なのか、自分のお金なのかは全て記録をされ、貸借対照表を見ればわかるようになっております。

財務諸表は、総務省から示された統一基準モデル、そして総務省方式の改訂モデル、そして東京や大阪府が、今、やっております東京都方式、大きくこの三つによって、地方公会計制度としての財務諸表が作成をされております。

これらの方式は、発生主義による企業ベースと、財務諸表を作成する方向性は同じであります。どこまでこの複式簿記・発生主義を導入するか。どれほど企業会計に近いものにするかについて、異なった考え方のもとで作成がされるわけでありまして。

東京都は、平成18年から、全国に先駆けて複式簿記・発生主義の本格導入をされました。

その結果、何がわかったかということ、約1兆円の負債、隠れ負債が明るみになったということとあります。

これを受けて、東京都は、基金の積み立てや、あるいは多摩ニュータウンの遊休地の活用などで、その翌年度までには、この隠れ借金をほぼ解消して、東京都の財政は飛躍的に改善を果たしたと言われております。

今回の2020年の東京オリンピックの招致活動において、その地方都市の財政状況がどう

かということは、非常に大事な部門であったようでありまして、今回の東京オリンピックの招致活動にも、この財政の安定性というものが、大きく評価されたといわれております。

今、この全国の自治体の多くが採用している、もう一つのモデルであります総務省の改訂モデル、これは複式簿記・発生主義による会計制度を導入するには、制度変更にかかる時間と手間がかかるために、現在の現金主義の決算を調整して、組みかえて、発生主義の財務制度を作成する方式であります。

この方式は、簡便的に地方公会計の財務諸表をつくることはできますが、財務諸表が会計数値の積み上げで作成されていないために、財務諸表の信頼性や分析等に利用する場合の有効性に劣るといった欠点がございます。

そこで、本市はどの、この三つのモデルのうちどのモデルを採用しておられるのか。また、財務諸表を、どのように財政に活用させておられるのか、まずお伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

新地方公会計制度の導入についてでございますけれども、まず、現在、本市が導入している公会計制度は、総務省のどのモデルなのかという質問について、お答えをいたします。

宿毛市が作成しております公会計制度は、総務省方式改訂モデルであります。また、財務諸表を、どのように財政に活用しているのかという質問についてですが、財務諸表の一つである資金収支計算書から算出される経常的収支、公共資産整理収支など、性質の異なる歳計現金の増減を確認し、予算編成時の参考にしております。

そして、今後、導入予定にある統一基準モデルについては、総務省により、平成27年1月

以降に作成要請がある見込みであり、平成29年度中に、平成28年度決算の財務諸表の作成を行う予定です。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今、本市は、現在、総務省の改訂モデルで、財政指標を作成しているということではありますが、総務省は、ことしの4月30日に、地方自治体の公会計についての統一基準モデルを公表いたしまして、複式簿記・発生主義を原則とし、固定資産台帳の整備の導入を義務づけることを決定したわけであります。

本市の総務省改訂モデルと統一基準モデルの違い、また取り入れることによるメリット、デメリットについて、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

総務省方式改訂モデルと、統一基準モデルの違い、そしてメリット、デメリットについて、お答えをいたします。

まず、総務省方式改訂モデルと、統一基準モデルの違いについてですが、総務省方式改訂モデルでは、決算統計データを活用して、作成しております。また、固定資産データについても、これまでの決算データから、取得価格等を取り込むための固定資産台帳の整備が、必ずしも前提とされていないことがあります。

一方、統一基準モデルでは、発生の都度、または期末一括で複式仕分けを行います。

また、固定資産台帳の整備が、前提となっております。

統一基準モデルになった場合のメリットとしましては、固定資産台帳を整備することで、公共施設等マネジメントへの活用が可能になることや、全地方自治体が統一した様式となることで、類似団体の比較分析が可能になります。

一方、デメリットにつきましては、発生主義による複式仕分け、及び固定資産台帳整備を行うため、一定の経費負担が必要になる点が挙げられます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問を行います。

固定資産を基準にしたものと、そうしてないものとの違いだということですが、現在の改訂モデルの公会計につきましては、先ほども触れましたが、資産や負債などの情報不足、事業コストの把握がしにくい外部団体との連結決算などが行われていない等、幾つもの欠点があるわけですが、この地方公会計制度における統一基準モデルの導入により、財務諸表を、詳細かつ正確に把握して、より効率的、効果的行政運営が行われるのではないかと。

そしてまた、より質の高い行政サービスの提供ができるのではないかと考えているわけですが、また、コスト意識の向上といった面から、職員の皆さんの意識改革にも期待ができるのではないかと考えますが、この統一基準モデルの導入で、何が変わるのか、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

統一基準モデルで、何が変わるのかという質問にお答えいたします。

これまでは、総務省改訂方式や、基準モデル方式などが混在しており、全国での統一した財務諸表の様式となっておりませんでした。しかしながら、全国の地方自治体が、統一基準モデルで財政諸表を作成することで、類似団体間での比較の可能性が確保できるようになると考えます。

また、統一基準モデルでは、固定資産台帳整備が必須であることから、各施設の資産状況や、減価償却情報を的確に把握できるようになりま

す。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問を行います。

全国の自治体との比較が簡単にできるように、わかりやすくなるというお話でございましたが、この複式簿記・発生主義の固定資産台帳をつかって、資産を管理することになるわけですが、国や地方自治体は、道路、橋、上下水道などの社会資本をたくさん持っていますが、固定資産台帳がない自治体では、ばらばらに管理をされていて、メンテナンスや更新に幾ら必要なのか、わからない状況です。

防災減災ニューディール構想で、社会資本の老朽化防止と、長寿命化への理解が広まってきておるわけですが、社会資本の一つ一つに、いつ、どのくらいの費用が必要なのか。あるいは、費用削減のための統廃合や、共同利用などの計画を立てるためにも、固定資産台帳は不可欠であるわけです。

本市における固定資産台帳の整備状況について、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本市における固定資産台帳の整備状況についてですが、現在は、まだ公共施設等の固定資産台帳整備については、整備ができておりません。

平成27年度より、公共施設等の固定資産台帳整備を行い、平成28年度中の完了を目指しております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 質問を行います。

固定資産台帳の整備がまだできていない、27年度から28年度中に行うということですが、これ、委託によって行うのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

御指摘のように、いろいろ複雑な調査が要りますので、委託によって行う方向で検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問を行います。

委託によって行うということなんですが、非常に複雑なことということで、固定資産台帳の整備、非常に大事、基本的な部分ですので、各職員が、やはり丸投げで委託してしまうと、その過程もわからなくなってしまいますので、やはりその都度、その都度、1年間の間では、過程も理解した職員が、今後のために必要ではないかと考えますので、そういう分、十分考えて、取り組んでいただきたいと思います。

次の問題ですが、固定資産台帳と市の公共施設総合管理計画の策定の関係でございますが、総務省が、本年4月2日付の大臣通達で、公共施設等総合管理計画の策定要請の中に、地方公会計（固定資産台帳との関係）というのが示されております。それによると、総務省においては、複式簿記の導入や、固定資産台帳の整備を前提とした、新たな財務諸表の書類作成基準の策定に向けて、マニュアルを策定した上で、新たな基準の作成を要求しております。

公共施設の総合管理計画の策定は、固定資産台帳の整備と連動させるのが、より効果的であるわけですが、効率的な会計になると、そうすることが望ましいと言われております。

これらの動きと兼ね合わせた上で、資産台帳との関係について、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

固定資産台帳の整備と、公共施設等総合管理

計画の策定との関係について、お答えいたします。

まず、公共施設等総合管理計画については、平成26年4月22日付で、総務省より策定の要請があり、平成28年度までに管理計画を策定する必要があります。

そして、固定資産台帳整備とは、公共施設等の固定資産を、その取得から売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿のことです。

所有する全ての固定資産について、取得価格、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実、整地化することに活用可能であると考えます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 先ほど、総務省の、4月22日です。失礼しました。

次に、27年度中に固定資産台帳を整備し、28年度中に、総合管理計画を整備していくということですが、そうすると、職員の、先ほども言いましたけれども、スキルアップ、研修等も、また勉強会等も必要になってくると思いますが、職員の皆さんの研修、意識改革、また準備体制について、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

平成29年度導入に向けての準備体制について、お答えいたします。

固定資産台帳や、公共施設等総合管理計画を整備するに当たり、職員の研修等の必要性についてですけれども、固定資産台帳並びに公共施設等総合管理計画を整備するためには、庁内で

財政係、管財係を中心に、関係各課との整備に向けた会議や、話し合いを密にとり行う必要があると考えております。

また、研修についても、計画を作成する中で、随時、研修を行っていく必要がある、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 一日も早く、市の財政の見える化への取り組みが必要かと思えます。

市民が、誰が見ても、宿毛市がどのような財政状況にあるのかがわかるような会計処理であることは、あっていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお伺いをいたします。

それでは、次の第6期の介護保険事業計画について、お伺いをいたします。

厚生労働省のホームページによりますと、日本は諸外国に例をみないスピードで、高齢化が進行をしております。

65歳以上の人は、現在、3,000万人を超えており、国民の4分の1、2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口の割合は、増加し続けることは予想されています。

このような状況下の中、団塊の世代約800万人が75歳以上になる2025年、平成37年以降は、国民の医療や介護、需要がさらに増加することが見込まれております。

このため、厚生労働省において、2025年、平成37年をめどに、高齢者の尊厳の保持と、自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り、住みなれた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築を支援をしております。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるた

めにも、地域包括ケアシステムの構築が重要なわけでありませんが、人口が横ばいで、75歳以上が急増する大都市、75歳以上の上昇は緩やかだが、人口は減少する地方市町村部等、高齢化の進展には大きな地域差があります。

この包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要と紹介をされておるわけですが、内閣府が発表した平成25年度版高齢者白書では、2012年度の総人口に対する75歳以上の割合が11.9%であるのに対し、2025年には18%になると予想されております。

また、ひとり暮らしの高齢者が、高齢者人口に占める割合は、2010年度で男性11.1%、女性20.3%となっております。2025年度では、男性14.6%、女性22.6%に増加すると予想されております。

現在、宿毛市の75歳以上の人口は、平成26年10月1日時点で、男性が1,367人、女性が2,480人、合計3,847人、17.5%となっております。

このように、全国平均よりも高齢化が進む一方、社会保障の見直しや、介護の担い手も予想される中、高齢者が住みなれた地域で、自分らしい生活を続けられるケアシステムの構築は、これからの深刻な超高齢化社会への対応に欠かせない喫緊の課題であります。

そこで、第6期の介護保険事業計画策定と、包括ケアシステム構築計画との関係についてであります。超高齢化社会の中で、住みなれた地域で暮らし続けるには、訪問看護、訪問介護等のサービスを充実していかなければならないと考えます。

この第6期の介護保険事業計画の策定が行われ、その中で包括ケアシステムの構築の議論もなされていくものと思われま

す。この包括ケアシステムの成否は、今後、社会保障制度に大きな影響を与えるというふうに言われております。

重要な点は、医療介護の連携による、地域における、質の高い医療、介護、そして生活支援の体制の確立であると言われておりますし、地域ニーズに合った、そのシステムの構築が求められていると言われております。

地域ニーズ、市民ニーズに応えられる包括システムの構築を、どのように行っていくのか、本市ではどのように行っていくのか、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

第6期介護保険事業計画と、地域包括ケアシステム構築について、お答えをいたします。

3月議会の野々下議員の一般質問にもお答えはいたしましたけれども、第6期介護保険事業計画においては、高齢化の著しい今日、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年の将来像を見据えながら、要介護状態となっても、住みなれた地域で、安心して暮らし続けることができるように、医療、介護予防、生活支援、住まいを一体的に、かつ切れ目なく提供していく地域包括ケアシステム実現に向けた取り組みが重要となってまいります。

また、高齢者一人一人が、サービスの単なる受け手ではなく、みずからが高齢社会の主役であるという自覚を持ち、市民全員が、介護や支援に主体的に取り組む、全員参加型の地域包括ケアシステムの実現を目指します。

そして、高齢者が、健康で生きがいを持って、安心して暮らせるまちづくりを基本理念に掲げ、高齢者に係る施策等を、総合的かつ計画的に展開をしてまいります。

現在、介護保険事業計画策定委員会により、計画の策定を進めているところでありますが、

その中で、在宅生活を継続していく上で必要となる医療と介護の連携、生活支援サービス体制の整備についても、重要な取り組みに位置づけております。

具体的なメニュー構成を、これから検討してまいります。今後とも住民の意見や、先に実施しました日常生活圏域ニーズ調査等の結果を反映し、本市の実情に応じた施策の方向性を定め、今後3年間で、段階的な施策展開を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 第6期事業計画の具体的なところは、まだできていないんですが、市民全体で、全員が参加型の地域包括ケアシステムを構築していくということでございます。

2015年の介護保険より、特別養護老人ホームの入所基準が変更となり、要支援事業が、新たな制度に移行するわけでありましたが、この制度は、地域支援事業という形に変わっていくわけでありましたが、地域独自の事業展開になると聞いております。

本市の介護保険計画の中で、この地域支援事業については、どのように行っていくのか、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

法改正によって、要支援者に対する予防給付の一部が、地域支援事業に移行されるに当たり、本市がどのように実施していくのかとの質問でございますが、予防給付のうち、訪問介護サービス及び通所介護サービスにつきましては、要支援等の高齢者の多様な生活支援ニーズに応えていくために、今までの全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じたサービスの提供が求められることとなり、平成29年4月までに、新しい総合事業への移行が義務づけ

られることになりました。

移行に当たっては、先に実施しました日常生活圏域ニーズ調査や、要支援者が利用しているサービス内容の把握調査結果等を踏まえながら、現行で提供しているサービスや、現行の基準を緩和した新たなサービス、住民主体によるサービス、保健医療の専門職が、短期集中で行うサービス等を想定し、実施に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問を行います。

今までのニーズ調査をもとにして、現行で提供しているサービスや、現行を緩和した、新たなサービス、住民主体のサービスと、また行政独自のサービスになるということで、他市町村との格差が心配されるわけですが、今後、その事業を移行していく過程においては、新たな事業へ移行していくということでございますので、市民の皆さんへの周知徹底はどのようにして行っていくのか、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

市民の皆様への周知でございますが、介護保険の目的や、新しい総合事業への移行によるサービス内容の変更や、利用方法等につきましては、「広報すくも」への掲載や、各種パンフレット等により、お知らせするとともに、現在、行っております健康相談など、既存の高齢者の集まりの場で、わかりやすく周知を行ってまいります。

現在の要支援認定者の方には、新しい総合事業への移行前の要支援認定等結果通知書を送付する際、個別にパンフレット等で周知してまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） わかりやすい形で、周知をしていただきたいと思います。

続いて、地域で取り組む包括ケアシステムでは、認知症対策が大きな柱の一つでございますが、今後、高齢者が急増する上で、認知症患者、または予備軍もふえるものと想定されます。

この認知症対策の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

認知症対策におきましては、今後、増加することが見込まれる認知症高齢者の方々が、認知症となっても、本人の意思が尊重され、できる限り、住みなれた地域で暮らし続けることができるような、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが重要となっております。

その推進に当たりましては、認知症施策が地域支援事業に位置づけられており、認知症の状態に応じた、適切なサービス提供の流れをまとめた認知症ケアパスを作成し、その普及を図るとともに、認知症が疑われる方や、その家族に対して、認知症専門員や保健師等専門チームが、家庭を訪問して、支援を行う認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置に向けた体制整備に取り組んでまいります。

また、認知症の方の家族が集まり、介護に関する情報交換や、気持ちの共有を図ることができる、認知症の人と家族の集いの実施や、広く市民の方々に、認知症への理解を深めていただき、認知症の方や家族を見守っていただけるように、精神科医による認知症講話や、認知症サポーターの育成等への取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 認知症が疑われる方や、その家族への専門医による家庭訪問を行う。

また、認知症初期集中支援チームの設置と、認知症の方の家族による情報交換や、家族の集いを行うということですが、最初の認知症初期集中支援チームの運用というのは、どのような形で行われるのか。また、医療機関との連携について、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

認知症初期集中支援チームは、保健師と医療経営職員と介護福祉士等介護系職員、認知症サポート医である専門医1名からなる3名以上の専門職で構成され、認知症が疑われる人や、認知症の人と、その家族を訪問し、早期診断、早期対応に向けた対応を行うものです。

本市では、地域包括支援センターへの設置を予定しており、近隣の精神科医との連携等、体制整備に向けて取り組んでまいります。

また、医療機関との連携につきましては、認知症地域支援推進員を中心に、医療機関、介護サービス事業所等の連携体制を構築してまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 次の質問ですが、国の介護保険改正法案により、要支援者の訪問介護、通所介護は、市町村独自で行う地域支援事業の総合事業に移行することにより、改正案では、訪問介護サービス、既存の訪問介護所のほかに、NPO、民間事業者による掃除、洗濯等の生活支援サービスと、住民ボランティア生活支援サービス等、たくさんのサービスが示されております。

そうした中で、新たにこういった支援が、ここでは必要ですよというような、いわゆる生活支援コーディネーターが、今、配置されているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

新しい総合事業への移行に当たっては、市が中心となって、元気な高齢者を初め、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、社会福祉協議会、シルバー人材センター、NPOなどの、多様な主体による多様なサービスを、提供体制を構築し、高齢者を支える地域の体制づくりを推進していく必要があります。

この体制構築に向けて、コーディネート機能を果たす役割が、生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員となります。

第6期介護保険事業計画期間中において、早期に、本市でも育成、設置し、互助を基本とした地域に根づいた、宿毛市独自の生活支援介護予防サービスの創出に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） この生活支援コーディネーター、今現在は設置されていないが、第6期介護保険医療計画の中で、宿毛市独自の生活支援サービスに取り組んでいくという内容でございましたが、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

次に、包括ケアシステムの構築と人材の確保について、この包括ケアシステムの構築には、医療と介護の連携が必要であります。地域医療連絡会議の中でも、医師や看護師、薬剤師の人材確保についても、議論がなされております。

市民ニーズに対応した包括ケアシステムを運営していくためには、人材の確保が必要と考えます。

国の試算では、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年に向けて、全国で100万人の介護事業者が不足するのではないかと試算もありますが、これまでも医師の確保や、看護師の確保に向けての事業を展開しているわけでありましてけれども、この包括ケアシステムの

構築に向けて、人材確保はどのようにしていくのか、考えていくのかお伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

医療、介護の現場における人員不足は、宿毛市だけにとどまらない、全国的な課題となっております。

介護人材の確保に当たっては、介護職への参入促進や、処遇改善に向けた取り組みなども必要となりますので、国や県と連携をとる中で、宿毛市として、今後、一層、必要性が高まる生活支援の担い手をふやすことに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問を行います。

介護職への参入の促進や、処遇改善、また国、県との連携によって、担い手を増員に取り組んでいくということですが、包括ケアシステムの構築の中には、高齢者の人口だとか、そういうものに比例して、どの程度、被介護者が出てくるかは推定できると思っております。

そうすると、そこに向けての人材を確保する数値的な目標がなければならないと思いますが、そういうことを踏まえて計画を立てていくのか、そうでなければ、システムや何かはできたけれども、実際には運用できないということになるので、人材確保に向けて、具体的な数値目標を決めていくべきだと考えますが、見解をお伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

介護人材の必要量につきましては、都道府県が第6期介護保険事業支援計画の中で、第6期計画期間中、及び2025年の必要量を推計し、それを踏まえた介護人材確保育成策を示すとされております。

市としての具体的な数値目標の設定は、困難であると考えますが、先ほど申しましたとおり、国、県と連携をし、人材確保に努めるとともに、宿毛市としても、独自に制度運営の支え手となるボランティアの育成や、認知症サポーターの育成等に、強力に取り組んでいく必要があるものと、認識をしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 大変、丁寧な答弁をありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（浦尻和伸君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時01分 再開

○副議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 13番、一般質問を行います。

宿毛市の災害予防について。

河戸堰水門の改修について。河戸堰より街区の3カ所の水路に取水し、今ではメダカからフナ、ウナギ、50センチにまで成長したフナなどがたくさん泳いでおります。

しかし、水利組合の管理者の方は、大雨が降る夜中でも、水門を閉めに、水門の上の円形のハンドルを操作しなければなりません。操作を誤れば、松田川の激流に飲み込まれ、命の保障はありません。

こんな状態が、年に五、六回はあります。私も夜中に呼ばれて、何度か手伝いに行きましたが、私はロープで体で縛って、作業を手伝いました。落ちて命が助かるようにとの。

そこで水門管理者の危険を除去するため、遠

隔操作での電動化はできないものか、市長にお聞きします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

農業用の水門における操作制の改善についての電動化という御質問でございますが、農業者の高齢化に伴い、市内でも幾つか要望を受けており、操作する方の安全の確保も含め、順次、整備していく必要がある、このように認識をしております。

こういった要望に応えるために、国、県から65%を補助していただける農業基盤整備促進事業を活用しながら、整備をしております。平成26年度においても、黒川地区で農業用の水門を整備することになっております。

この事業は、受益者分担金を伴いますので、分担金同意をいただけるものか、順次、予算の要望をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

私も、分担金の件で、何度か話したわけでございますけれども、1.5%という分担金は、なかなか出せないというような話も聞いております。

といいますのも、4月から大体8月いっぱい、水利組合は水門を閉めてたわけです。

しかし、まちの中で、今、3カ所の水路にコイを飼うたり、いろいろとそういうようなことをしているわけです。

それで、一応、8月から4月まで、水がいらなから、もしそれあれするぐらいやったら、まちの人なんかも分担してもらわなければ困ると、というような話もいただきまして、なかなか水利組合自体での分担金は持てないというよう

な話なんですけれども、やはり大雨の時に、水門の前側の、第1水門のところに行くと、落ちたら命は助からんような状態でございます。私も、それで年に五、六回行ったわけでございますけれども、ロープを体に縛りつけて、落ちても途中でとまるような式で作業をさせてもらいました。

そういうようなことで、できる限り、市のほうで分担金を上乘せしてもらえないだろうかというような話も受けてますが、市長の答弁をお待ちしています。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 濱田議員の再質問にお答えをいたします。

御質問の水門については、非常に旧式であり、また、場所的にも大雨が出て、増水した場合には、操作が非常に危険なところであるということは、認識をしております。

しかしながら、この所有者、権利者が水利組合という形になっておりますので、どうしてもここをクリアしなければいけない課題があるというふうには思っております。

しかしながら、先ほど言われたように、その農業用水を使用しない期間は、街区の人たちの、環境面等であったり、非常に大きく関与している部分もあるというふうには認識しておりますので、この辺について、市がその分を上乘せするということは、ここではお答えはできませんけれども、そのような状況にあるということについては、認識をいたしております。

よろしく願いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問いたします。

確かに、市長の言うとおりであるかもしれませんが、一応、農地の水の取得のために使っているわけではないと。8月31日で、前には切っていたんです。それを、4月までずっ

と、年中、水を利用させてもらっているわけですが、できる限り、市のほうで補助を上乘せしてくれないかというような話をいただいていますから、8月31日で水門を閉ざしてしまえば、私たちは、もうそれで終わりやと。

しかし、平成7年から、これはあけてもらっているわけですが、そのときなんかは、私が議員になる前でしたけれども、水道通りなんか、もうくさくてくさくて通れないというような状態でした。それで、一応、コイを飼ってみるか、フナを飼ってみるかというようなので、水利組合にかけおたわけですが、そして、何とか、年中あけることがやぶさかでないけれども、市のほうも、ある程度の援助はしてくれないかというような話で、これは始まったわけです。

それからずっと、ここ20年近くになります。19年と半年ですか、水はずっときているわけです。しかし、いろいろなところが、水を流すために水路も壊れたり、いろいろするわけですが、それも私なんかでも、手伝えるときはいつも手伝って、そして水車跡が、コイなんかで、皆さんの力をかりてやってきたわけでございますけれども、水利組合のほうも、年をとったから、年中、水を流すことは、ちょっとできかねるというような話なんかもいただきまして、でき得れば、そういうことで、電動化というような話も出てきたわけでございます。

この電動化は、前にも一度、言っていましたけれども、そのときは、一応、考えておくというような、それで終わってまして、これで2度目の質問になりますけれども、でき得れば、これは水門をとめられたときは、まちの中がくさくておれません。生活排水だけを流すような状態になります。

そこで、市のほうでも考えていただいて、できる限り、電動化をしていただきたいと、その

ように思っております。

もう一度、お答えをお願いします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再々質問にお答えいたします。

先ほど来、お答えしていますように、私といたしましても、農業用水だけに使用されているんじゃないくて、環境上、衛生上、非常に大きく役に立っている水路だという認識は持っておりますので、その辺、今後、どういう形で対応ができるのか、この場では、現段階でお答えはできませんけれども、そういうところを加味した考え方は、市として十分考えているというところについては、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） もう一度、市長にお願いしますけれども。

できる限り、水利組合とまちの人たちが喜ばれるような対策を考えていただきたいと、このように思っております。

それでは、2番目の質問をいたします。

第1水門より第2水門の間が、約10メートルぐらいの間隔があります。そして、その間に漏水しているのかわかりませんが、町側に水が噴き出しているような状態があります。

土手の下のほうから。

これは、おいておくと大変危険なことになるのではないかと。普通のときはなりませんよ。川が氾濫するような満水時のときに、第1水門があいているときなんかは、特にそういうような、文教センターの前あたりですか、そこら辺から水が噴き出しました。

これはそのままおくと、やっぱり堤防の決壊なんかにもなるのではないかと。だから、早急にそういうようなところは、第1と第2の水路の

ところに、矢板でも打っていただけないものかというような話もいただきました。

私も、片一方のところを見たわけでございますが、確かに、これは危ないなというようなことは感じました。

それで、市長なんかは、まだ見てないから、何も言えないでしょうけれども、これもし放置して、文教センターの前のあれが、土手が壊れるようなことがあったら、本当にまちじゅう水浸しになるんじゃないかと、そのように感じますが、この点についての説明をお願いします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

松田川の背後地には、多くの住家、商店がございます。ただ、松田川自体は、これは県管理の河川でございますので、議員御指摘のように、洪水による堤防決壊となれば、大変な被害、これが甚大になっていくというふうに思います。

私は、現地に向いては、この質問をいただいてからも、まだ見ておりませんが、そのように、本当に心配をいたしております。

そういう点で、県管理河川でございますので、宿毛市から、川を管理している高知県の幡多土木事務所へ、現地調査を依頼をしていきたい、このように考えております。早急に、これは対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 大体のあれはわかりましたけれども、早急に県の対応を考えていただきたい、そのように思っております。

そして、3番目に、旧生野病院跡の建物の危険性について。

市立武道館斜め前にある旧生野病院跡が、放置された状態になって30年近くになりますが、現状を見ると、4階建ての3階部分の屋上に、

2メートルぐらいの水槽が屋上に横たわっています。

強風のときに、ごろごろと転がり、手すりに激突している状態を目視しました。

私も、近所の方々に話を聞いてみますと、8月の台風のとくに、4階の屋上から3階の屋上まで、落ちたらしいです。

近所に住む人たちは、台風または強風のたびに、いつ落ちるか恐怖心かられるそうです。

前回、松田町の山の上の巨大水槽の話も質問しましたが、頭の上にある怖いものと思う物体などは、特に恐怖心を感じるのではないのでしょうか。

しかし、旧生野病院の建物の所有者を割り出し、話をつけることは、個人では不可能に近いことです。

そこで、市のほうで話をつけて、水槽を除去し、付近住民の皆様の安心感を与えるべきではないかと思いますが、市長にお尋ねします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

旧生野病院跡の建築物につきましては、以前より多くの市民の方より相談があり、防犯面での問題や、崩壊の危険性も、十分把握、そして認識もしております。

これまでも、宿毛市として、できる限りの方法で管理者を探してまいりましたが、権利関係等が、非常に複雑な状況にあり、現在も特定するに至っておりません。

質問議員の言われるように、最近、屋上水槽タンクが土台から外れ、いつ地上に落下してもおかしくない状況にあり、市民の生命が危ぶまれる、大変危険な状況であると聞いております。

本来ならば、管理者の方を特定し、除去のお願いをしていくところですが、市としてはこの状況を、そのまま放置するわけにはまいりませんので、現状の危険回避のための方法を検討し

ていきたい、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○副議長（岡崎利久君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

このような写真を撮ったものが、私のところに持ってきていただいて、何とかしてもらえないだろうかという話でございます。そして、署名をあれして、これが五、六枚集まっておりますけれども、判こをつけているのが1枚だけでございましたので、これだけ持ってまいりました。

これによりますと、旧生野病院の危険性除去のお願い、市立武道館の斜め向かいにある旧生野病院が放置された状態になって、10年以上になります。

現状を見ると、壁のモルタルははがれ、窓ガラスは割れ、あいたままになっているところも、とても危険な状態になっております。

さらに、今年の台風により、屋上の貯水タンクが大きな音とともに転がり落ち、落下のせい、非常に危険な状態になっています。

また、入り口のガラスドアが破れ、自由に出入りできるようになっており、以前から見られた子供たちの遊び場にもなり、危険な事態が起こる可能性もあります。

市民の、安全安心な生活を守るために、子供たちの健全な育成を図るため、ぜひとも至急、対処していただきたいというような、こういうような陳情文が来ています。

それで、でき得れば、こういうようなことも加味して、急速に対応していただきたいと思いますが、市長の答弁をお願いします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現状が非常に危険な状況であり、近隣の皆さんが心配されている状況はよくわかります。

そのような形で、今までも、そういう権利者に対して特定をして、要望していくという方法で、ずっときておりますけれども、公の場では言えないような、非常に複雑な絡みもある物件であるということも聞いておりますので、我々がこれで、例えば代執行するとかいうことについては、これはやはり、昨日の西郷議員の空き家対策等のこともありましたけれども、国の法律的なものも、現在、改正してきている部分もございましてけれども、今後は、そういうことが本当に可能となれば、そういう形の手順も踏んでいかなければいけないというふうには思っておりますが、現状においては、そういうところについては、法的規制があるというものもございまして、我々としては、今後、どういう形でしていいか、早急にその安全性のことを担保しなければいけないわけですから、市のできる、そういうことと、限界ということと合わせながら、判断をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○副議長（岡崎利久君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 国会でも空き家規制法特別措置法が11月に可決されているわけですが、そういうようなことも加味しながら、これは急速に対応していただきたいと、このように思っております。

これで、この質問は終わりました、次に、地震、津波の際の水の確保について。

6月の一般質問で、給水対策として、手押しポンプの設置について聞いたところ、飲料水の確保としては、津波浸水区域外であっても、地震の揺れによって、地盤が変異し、地下水の濁りが発生し、また水位の低下により、取水できないといったことなども想定されることから、確実性やコスト面、管理面から総合的に判断し、ペットボトルでの飲料水の備蓄を計画している

とのことです。

浄水器を使用すれば、濁りなどは解消できると思うのですが、近隣の四万十市なんかでも、やはり浄水器を設置しておりますが、宿毛では設置する気がありますでしょうか。お答えをお願いします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

飲料水の確保につきましては、本年の6月の議会でも答弁をいたしましたとおり、各家庭や自主防災組織などで、備蓄していただくように呼びかけるとともに、避難所には食糧と合わせて、ペットボトルでの飲料水の備蓄をしていくよう、計画しているところでございます。

こうした状況でありますので、直ちに浄水器を整備していくという予定は、現在のところございません。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

南海トラフ巨大地震が発生し、水道設備が被災、断水した場合、当然、備蓄しているペットボトルだけでは、飲み水は足らなくなってくると思うんですが、仙台のほうの孤島のとこなんかは、こういうような機械は、サンプルを送ってきてもらってますが、これで四万十市なんかも、これ2台使うわけです。

それから、また大きな病院も2台、また注文をしていると。

小さい、こういうようながやったら100万前後ぐらいかかるらしいですが、やはり沖の島とか、そういうようなとこなんか、ペットボトルだけでは、やっぱり難しいんじゃないだろうか。もし長期的に設備が故障した場合、飲み水なんかは、普通の状態ではないと思うんですけども、やはり市としても、1台、2台は備蓄として、浄化槽ですから備蓄じゃないですわね、

これは。浄水装置を兼ね備えたらいかがでしょうか。御質問させていただきます。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

長期の断水対策として、浄水器を導入してはとの質問でございますが、被災後の給水対策としては、平成23年9月議会でも、濱田議員への御質問にはお答えいたしましたとおり、万一、配水管等が破損した場合は、保有している給水タンクを車両等に寄せ、断水地区を巡回し、配水を行っていく想定をしております。

しかしながら、道路が寸断された地区に、どのように給水していくかといったことを初め、さまざまな状況に対応していくために、今後、さらに大災害時の給水体制を整備していく必要がございます。

そうした中で、浄水器も、給水手段の一つとして、今後は検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

備えあれば憂いなしという言葉があるように、高知県各市町村で、いろいろなところが取りつけていますが、やはり宿毛も1台、2台ぐらいは、200万はかかるわけですね、1台100万とすれば。そういうようなのは、常備しておく必要があるのではないかと。

例えば、消防車に取りつけて、もしそういうようなことがあれば、そここのところに持って行って、少々の濁り水ぐらいやったら、ろ過できるらしいです、飲料水としても。

そういうことで、宿毛だけが何もかもおくられているように、私は考えてならん。でき得れば、予算もないかもしれませんが、こういうような人命にかかわるものは、なるべく、市長としても即決でやっていただきたいと、このよ

うに思います。

できれば、もう一度、お願いします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再度の、浄水器も設置してはどうかというこの質問でございます。

質問議員の、今、示されましたその浄水器、あるいは、そのほかにもたくさんの浄水器が販売されております。

いろんなところによって、あるいは容量的に、緊急的に、さまざまな条件によって、どのような浄水器がいいのかとかいうことも含めて、さまざまそういう形での、いわゆる水を浄化して、飲料水にかえていくというのは、非常に効果的ではあると思うんですけども、今後の市としての方向性の中で、じゃあ、それなら何台必要なんだと。1台、2台で間に合うのかということも含めまして、私は検討していく必要が、これから出てくるというふうに思っております。

浄水器については、非常に有効なそういう手段であり、各事業所等が、非常に研究し、開発し合っているという状況もお聞きしておりますので、ぜひとも検討は、当然ながらさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） できる限り、市民の役に立つことはやっていただきたいと。よい結果を報告してもらえるように、よろしく申し上げます。

終わります。

○副議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。

一般質問をいたします。

想定外の国会解散で、大旋風が吹き荒れていますが、この嵐が大雪、どか雪を呼び、各地に大きな被害をもたらしております。

被害に遭われた皆様方に、お見舞いとお悔やみを申し上げます。

徳島県西部のほうでは、死者まで出る、近年に見ない豪雪となっております。

私のふるさと、県西部でございますが、大変な雪の中だということです。

昔から、2カ月そこの食糧は備蓄する地域でございますので、そういう面では、まき、炭、そういうものを準備しておりますので、心配ありませんが、以降、電話は全くつながらなくて、どうなっているかなというふうな心配をしているところです。

こういった災害も含めて、これからの暮らし、必要な措置をしていかななくてはならないと思えます。

質問に入ります。

まず、1番目の介護保険についてであります。

安倍政権は、先の通常国会で、医療介護総合法を強行採決し、成立させてしまいました。この介護関係の問題につきましては、先ほど、野々下議員からも、どのように実行しているかというお話もございましたが、私は、この法案について、私の党は、厳しく反対いたしましたので、私はこれの問題点はどこにあるかということを中心に、議論させていただきます。

この法律によって、医療や国保についても、重大な問題が発生していますが、この議会では、第6期改定を間近に控えた介護行政、介護事業への影響について、お尋ねします。

総合法は、要支援の訪問介護や、通所介護を介護保険の給付から外し、サービスを市町村が

実施し、ボランティア等が担っている地域支援事業に置きかえるとしています。

その最大の仕掛けは、毎年、5ないし6%の増加が見込まれる要支援者向けの介護給付費を、地域支援事業に置きかえることで、後期高齢者の人口の伸び率である3ないし4%に抑えようとするものであります。

これを超えた分には、国庫補助を抛出ししないと圧力をかけ、いやおうなしに、市町村を給付抑制に追い立てていく仕掛けとなっております。

こうした状況の中で、まず1点として、宿毛市では、今回の介護給付費削減の仕組みによる影響を、どう認識し、試算しているかについて、質問をいたします。

この中身の中で、自治体に向けての介護給付費を抑えるためのガイドライン、こういうものがつくられつつあります。これは、新総合事業を実施する際のガイドライン案ということになっておりますが、介護給付費抑制の三つの手法ということで、この方法で市町村はやりなさいという内容になるわけです。

まず、第1番目に、低廉なサービスの利用を普及するということです。

新総合事業の介護予防、生活支援サービス事業には、既存の介護事業所による専門的サービスと、多様なサービスが用意されることになっています。この多様なサービスとは、ボランティアなど介護士の資格を持たない人に介護の仕事させることであり、安全や安心の上でも、問題があります。

新規利用者は、基本的に多様なサービスに割り振るとともに、専門的サービスを割り振った人も、ある一定期間は、多様なサービスに転換するなど、無資格介護による安上がりサービスにするものであります。

2番目には、要介護認定を極力受けさせない、認定者減らし、こういったものになっておりま

す。

新制度では、要介護認定を求める高齢者、市町村や、地域包括支援センターに介護サービスを申請すると、窓口の担当者が、要支援相当と判断した場合は、基本チェックリストという質問項目に答えさせただけで、新総合事業に送り込むことが可能になり、正式な認定申請を受けさせない仕組みであります。

例えば、病院の待合室で、看護師が問診票を書かせ、医師の診断を受ける必要がないと判断するようなものであります。

第3番目には、自立の促進とか、状態改善した、こういうことでサービスを打ち切る、こういう方法であります。

新総合事業送りとなった人は、自立に向けての目標を持たされ、それができるようになると、行政側から状態改善とみなされ、さらに単価の低いサービスの転換や、サービス卒業を宣告されます。

今回の法改正に先行して、予防モデル事業を実施している市町村では、行政が要支援者を説得して、強引に介護サービスを打ち切り、問題となっているところもあります。

こうした政府の圧力に屈することなく、この影響を少なくして、いかに宿毛市民を守るようにするか、このことについて、またどういう認識を持っているか、また試算ができているのか、このことについて、1点目にお尋ねします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

介護保険についてでございますけれども、今回の介護保険法の改正は、さきの野々下議員の一般質問でもお答えしましたように、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実と、介護サービスの重点化、効率化を図るものとなっております。

要支援者に対する訪問介護サービス及び通所介護サービスを、新しい総合事業に移行することによって、多様なサービスの充実を図り、在宅生活の安心確保を図るとともに、自立支援に向けたサービス展開によって、要支援状態からの自立促進や、重度化予防の推進が図られ、結果として、費用の効率化が図られることから、介護保険制度の安定した継続運営につながるものと考えております。

また、新しい総合事業では、必ずしも要介護認定等を受けていなくても、必要なとき、必要なサービスができるよう、本人の状況を確認するための、御質問にございました基本チェックリストを導入いたします。

本人が介護保険の予防給付サービスを希望している場合や、明らかに要介護認定等が必要と判断される場合には、今までどおりの申請手続きを行っていただきます。

もちろん、基本チェックリストにより、総合事業対象者となった後でも、本人の状況変化や、意向によって、要介護認定等申請を行っていただくことは可能ですので、適正な申請手続きを実施するよう、努めてまいります。

このように、今回の法改正を受けて、さまざまな利用者ニーズに対して、今まで以上に多様なサービスが実施できるような体制の構築に努めてまいります。そして、より適正なサービスの提供を行うことが、ひいては介護保険料の抑制につながっていくものと考えております。

お答えに足りない点があれば、再質問として、また質問をしていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長から答弁いただきましたが、市長の今の答弁は、法律をつくった政府の答弁そのままでありまして、私の先

ほど示しましたこの中身以前に、まずどれだけ介護の給付費を減らすかということをつくり、これは制度であります。

そうしたことから、先ほど示したような割合で、給付費を抑えていくと。そのためにはどうするかということで、市町村のほうへ向けて、介護から外して押しつけてきたという面があるわけです。

これを、市町村は実行せないかんということで、押し込まれてくるわけですので、これからが大変になる。

行政の皆さんも大変だとは思いますが、実際にこれを受ける宿毛市民の皆さんが、これの被害と言うたら言い過ぎかも知れませんが、大変な状況になってくるということです。

それから、先ほども答弁の中では、認定申請者に対して、私がそれを認定を受けさせずに、総合事業のほうへ回してしまうというようなことも、言いましたことに対して、認定は本人が希望すれば受けさせるということですが、職員の判断がそういうことだったとしても、認定申請はきちっとすると。正式な認定を、申請を受けさせてもらいたいということだったら、それはやるという意味だったのかどうか、確認させていただきます。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今までどおり、申請手続を行っていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長は、今までどおりやるということですので、私はそうならないと、ならん分が出てくるんじゃないかと、心配をしながら聞いているわけですので、そういう結果が出てきた時点で、また対応したいと思います。

次に、2番目に、政府は第6期計画で介護報

酬を6%切り下げようとしていますが、介護報酬を6%下げると、宿毛市内の介護事業者の経営に影響し、サービス内容や事業者の賃金にも大きな影響が出て、深刻な事態になると思われるので、これには断固反対するべきではないかと思うわけでございます。

御承知のように、介護報酬については、10月8日に財務省の財政制度審議会が、2015年度には6%以上の切り下げをする考えを示しました。全国老人施設協議会は、それぞれの施設の経営実態には大きなばらつきがあり、現に厳しい経営実態にある事業者もあり、サービス提供維持に大きなリスクを伴うということで、心配しているわけです。

6%のマイナス改定で5割を超える施設が赤字経営になると、強く反対しています。

こうしたことから、介護事業所の経営を圧迫する報酬切り下げに対しては、反対すべきではないかと、私は思いますが、市長のお考えをお聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

2015年度の介護報酬改定につきましては、詳細な改定内容は未定ですが、6%の引き下げが検討されているとの報道等がなされております。

これは、厚生労働省が実施した介護事業経営実態調査の結果を踏まえ、事業者の利益率等から判断されたようでございますが、あわせて従事する介護職員に対する処遇が低下しないよう、処遇改善加算を拡充するなどの、一定の配慮がなされるということでございますので、今の段階では、今後の動向を見守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今の政府の切り下げの

根拠には、介護サービスの事業それ自体が、ほかの事業、現時点におけるほかの事業よりも、収益が二、三%上回っておるといような表現で、これを切り捨てるということでございますが、これについては、先ほども申しましたように、そういうところもあるかもわかりませんが、現実には非常に厳しい経営の事業体もあるということですので、機会があれば、こういう切り下げには、市長としてぜひとも、はっきり切り下げをすべきではないというものも、言うてもらいたいと思います。

次にいきます。

3番目に、高齢化が進む地方にとっては、医療や介護の充実は、地域で仕事をつくり、安倍内閣のいう地域創生にもなると、私は思いますが、市長はどう思われるか、お聞きしたいと思います。

医療、介護の分野は、生活を支えるとともに、おおむね医療費であれば半分、介護費用であれば6ないし7割、こういったものが人件費になっているということでもあります。

そうしたことから、雇用経済政策としても、本市にとって、極めて重要であります。

特に、女性の就業率の3割を、医療と介護関係が占めています。こうしたことも含めて、これを働くものを圧迫するのに、介護報酬の切り下げ、こういったことも含め、介護給付の切り下げについて、進めるべきではないと考えますが、市長はどう考えるか、お聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員の言われるとおり、医療や介護の提供主体、これは地域の雇用の場としての側面もあることから、適正な内容の充実に伴って、雇用の促進が図られますことは、まさに地方にとっては、非常に好ましいと考えております。

ただ、そのような給付費の削減等につきまし

ては、さまざま影響が出てくる部分もあるかもしれません。そのようなことについても、今後、我々としては、注目していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） この議会でのこれまでの議論でも出てきましたが、宿毛市で仕事をつくるという面での、どの発言にもよく出てくるわけですが、そういった面も含めて、この介護事業においても、安心して働ける、そういう職場環境になる、そういう待遇が保障されるような取り組みを、今後とも進めていただきたい、このように思います。

次に、介護保険料の問題について、質問します。

当市の第6期介護保険料の見通しがどうなるのかを、お聞きします。

この中で、もしこれが引き上げられる、不足する、これまでよりも高くなるという場合には、基金の活用や、一般財源を繰り入れて、保険料を抑制する、こういった考えを持っているかどうか、お聞きしたいわけであります。

厚生労働省の推計では、40歳から64歳の今年度の介護保険料の見込み額は、月額5,000円を突破しています。制度開始時には、2,000円程度だったので、もう既に2.5倍にもなっているということでもあります。

政府も、低所得者対策を導入し、以前、みずから公平性を欠くということで、一般会計は繰り入れないということにしていますが、このたび、一般会計からも繰り入れるという方向を明確にしました。

宿毛市でも、多くの市民が、現状の保険料でも支払いの限界を超えている。これ以上の引き上げには耐えられないと言っています。高過ぎる介護保険料の主要因は、社会保障である介護

事業に対して、政府が国庫資金を出し渋っていることでもあります。住民の安らかな暮らしに責任を持つべき地方自治体として、市民要望に応え、これ以上の保険料引き上げをやめるよう、決断願いたい。

市長のお考えをお聞きます。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、第6期の介護保険事業計画の策定途中でございます。その中で、第6期介護保険料額につきましても、介護保険財政調整基金の取り崩しも含めて、検討しているところでございます。

また、介護保険法の趣旨に沿って、制度を運営していくために、法定の負担割合を上回る一般会計からの繰り入れは、考えておりません。

なお、今回の制度改正において、住民税非課税世帯の方については、公費、これは国、県、市になるわけですけれども、投入した新たな保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられたことから、平成27年度からの第6期介護保険事業計画では、負担軽減が図られる、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 先ほども述べました、私たちの、いろいろ調査するところでも、市民の一番の悩みは、この国保税、介護保険料、こういった公的に差し引かれるものがだんだん大きくなってくる。これに対する不安が、非常に大きいことがわかるわけです。

こうしたことから、これを引き上げないような方向での、行政としての努力が必要であります。

全て沖本市長の責任ではないですが、沖本市長が着任以来、国保税を引き上げ、そして介護保険料も引き上げ、この点では、市民の期待を

裏切っていると、私は思います。

在任最後の年度でも、市民要望に応えた保険料の値上げを抑える決断ができないか、再度お聞きいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど、御答弁申し上げましたように、制度の改正によりまして、住民税非課税世帯の方については、市も負担をしながら、新たな保険料の軽減を行う、そういう仕組みが設けられておりますので、平成27年度からの介護保険料事業計画では、負担の軽減、これが図られるというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、御答弁いただいた分については、私も、先ほども聞いて、理解をしているわけですが、それ以外に、もしこれを引き上げないかんような事態になったときに、一般会計から繰り入れてでも押さえてほしいということは、私どもの質問の趣旨ですので、そのことを十分に把握して、今、これから審議中だと思っておりますので、そういう方向も含めて、来年の春には、介護保険料は上げずにすんだという方向へ、取り組んでいただきたい、こう思います。

なお、全てを論ずるわけにはいきませんが、これ以外にでも、今度の介護保険法の改悪によって、特養の入所、これは原則として要介護3以上でなかったら入所できないというようなことにもなっております。

そしてまた、利用料についても、全ての人は、これまで1割ということだったわけですが、これから、ある一定の収入がある人については、2割徴収するということになってきています。

結局、今までの倍になるわけです。2倍の負担を強いられると。多くの方が、年金暮らしだ

と思いますが、そういう乏しい年金、しかもこれがこの4月には切り下げられたと。年金は切り下げられる、そしてまた介護保険料、国保料、こういったものについては、上がる可能性がある。そしてまた、負担についても、2割負担にしていくというような方向も出ているわけです。

それとまた、補足給付。補足給付というのは、低所得者に対する食費や住居費ですね。こういったものを補助している分ですが、こういったものについても削減していくとか、いうことも含めて、全ての面で介護保険の加入者に対して、負担が大きくなるように、保険料は高くなる、給付内容は悪くなる、こういった状況にされていく、こういう心配があるわけです。

以前からも、介護あって保険なしと。保険あって介護なしといわれる状態だったわけですが、これがますます進んでいくと。保険料だけ取られるが、介護はなかなか認められないと、こういう事態に流れていこうとしている国の行政として、これに対して地方自治体としても、そういう方向に、できるだけ押し流されないような方向での取り組みをお願いしたいと思います。

これは、答弁は求めません。

次に、2番目の子どもの貧困対策について、質問します。

子どもの貧困対策については、初めての質問でございますので、若干、説明をさせていただきます。

子供の貧困をいう場合に、この世帯の貧困、こういうものが伴うわけですが、これを最近では貧困率という言葉であらわすようになっていきます。

貧困率は、国民の中でどのくらいの人々が貧困かをあらわすものであります。その国の平均的な所得額、つまり中央値の2分の1以下の所得しかない人々の占める割合。例えば、中央値が年収400万であれば、その2分の1に当た

る200万円以下しか所得がない人の割合であります。

この数値は、生活保護基準とほぼ一致の関係があります。そして、子供の貧困とは、暮らしの貧困が子供に不利をもたらす現象のことであります。

例えば、健康面で見ると、貧困な暮らしのため、カップラーメンで我慢する食事となり、栄養障害を起こす。お金がないため、少々の病気やけがでは病院へ行けず、症状を悪化させ、重大な障害を残す結果となる。こういったこともあるわけです。

また、学力形成の上でも、相対的に不利となり、貧しくて必要な学用品や参考書が購入できず、家が狭くて勉強に集中できない、また学習塾に行く余裕がないなど、子供自身の能力があっても、その伸長を阻害する多くの要因は、貧困が生じさせるものであります。

幼少中時代の貧困による不利益の影響と、引き続き貧困のため、高校や大学など、高学歴を獲得できなくなってしまう。

今日の社会は、相対的に高学歴の保持者が、高収入を得る社会であり、学歴が乏しければ、相対的に低収入に押しやられる可能性が高くなります。

こうして子供時代の貧困が、大人期の貧困となり、その子へと貧困が連鎖してしまいます。

また、貧困の連鎖を断ち切りたくて、向学心に燃えて、奨学金でも借りれば、卒業時には何百万もの借金を背負わされる。そして、卒業後には、取り立てに追われるという生活になるわけです。

このように、貧困がついて回るわけです。

また、学生が借金をできるだけ少なくしたいと思っている、そういうところに今、言われているブラックバイト、こういったものが蔓延する要因ともなっているわけであります。

御承知のように、子供は親を選べません。親の暮らしが貧困であることも、親が病弱で十分な収入が得られないことも、その家庭に生まれてきた子供のせいではありません。子供自身には自己責任論が全く通用しない世界であります。

全ての子供は、親の所有物ではなく、社会的存在であるとともに、また心身ともに、成長途上の一人の人間としての存在であり、大人以上に手厚く守られなければなりません。

子供の貧困は、各国で問題になり、それぞれ対策をし、改善もされていますが、日本における子供の貧困率は、OECD平均を上回る高水準となっています。

2000年に14%、その後も貧困率は上昇し、現在は16.3%にまで達しています。

その中で、政府は子どもの貧困対策促進法の大綱を出しましたが、少なくない地方紙が、本気度が伝わってこない、厳しく指摘をしています。

その理由は、この大綱が健やかに生育される環境を整備するにとどまり、貧困そのものの削減や、根絶目標が設定されていない弱点があります。

しかし、国際世論に押されたとはいえ、国として子どもの貧困対策促進法を制定し、子供の貧困をなくす方向を明確にしたわけですから、宿毛市としても、これに呼応する行政を進めるものと思われしますので、次のことをお尋ねします。

まず、自治体としても、行政区域に住む子供の貧困を解消すべきであります。どんな展望を持っておられるかについて、市長の認識と、貧困解消に取り組む決意をお聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

御質問の子供の貧困率については、県の統計課にも確認しましても、都道府県別や、市町村

別に具体的な数値が公表されているものはありませんが、宿毛市でも、御家庭のさまざまな理由によって、経済的に余裕がない子供さんがいるのではないかと考えております。

子供が貧困状態の場合には、基礎学力や豊かな心、健やかな体など、子供が成長し、社会に出て、一人前になるために必要な、生きる力を身につけにくいと言われており、その力が弱いために、安定した仕事につけず、成人後も経済的自立が難しくなるなど、負の連鎖を繰り返す問題と認識しており、日本全体で考えなくてはならない問題と考えております。

市としましても、さまざまな相談業務や、関係部署を通じ、家庭や子供の状況把握に努め、子供の貧困解消に向けて、取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長のほうからも、貧困状態の中では、豊かな心は育ちにくいということが言われましたが、まさにそのとおりであります。

それとともに、貧困状態の中では、本当の意味での生きる力、こういったものが育ってないというお話もございましたが、このように、今、高知県と、全国的に学力問題が議論されておりますが、この学力テスト、私はこの学力テストには反対ではありますが、この結果を見ても、やっぱり高知県は低いほうになると。それは、所得の低さ、こういったものとイコールになっているんじゃないかと思うわけです。

また、地域によっても、そういう傾向、収入が低いと、子供の成績も落ち込みやすいというふうになります。当然、家庭においても、そういう影響が出てくるということです。

そういったことから、この貧困から、その世帯がいつ脱却していくかは、非常に重要であり

ます。この貧困の連鎖を、どのようにして断ち切っていくか。早くその世帯から、貧困から脱却できる方法、こういったものについて、市長の考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

貧困の世代間連鎖を断ち切るため、宿毛市としての具体的な施策はないかとの質問でございます。

経済的な支援であれば、基本的には、生活保護法による生活支援などが挙げられますが、子供に特化したものとしては、児童手当などの各種福祉手当や、義務教育までの医療費の無料化等が、本市におけます既存の福祉施策として挙げられるものと、認識をいたしております。

新たな福祉施策を講じていくためには、公共性、公益性の検証や、将来的にも安定した社会保障制度として、持続可能な制度設計が必要です。

そのためには、社会全体で支え合う福祉施策として、対策を講じていく必要があるものと考えます。

いずれにいたしましても、関係各機関との連携を図りながら、生活保護制度や、各種の福祉手当等、可能な社会保障制度につなげ、貧困の解消に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、これは国のそういう政策的なところから派生している問題でもございますので、さまざまな諸制度の拡充等については、私どもは、当然これ、市長会等を通じて、要望もしていきますし、議員の皆さんにおかれましても、そのような議会としての対応を、ぜひともお願いもいたしたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長から、子供に限った対策ということで、お話もありましたが、そういった面で、いろんな方法もあると思いますが、例えば、今、市長は、説明されたのは、生活保護、こういったものを利用してということですが、これは今の生活水準の最低を保障するという状況の数字になっておりますので、それと合わせて、生活保護を受けてないけれども、生活保護基準に近いような人もおるわけです。

こうしたことから、高知市などでは、就学援助、こういったものについて、生活保護基準と同じではなしに、生活保護基準の130%以下の収入の人に対しては、就学援助をするというふうになっているわけです。

このように、それぞれの地方自治体で、子供の貧困を解消するために、自治体としての努力がされているわけです。

これは、就学援助の問題の所でも、私もこういうふうにすべきじゃないかということを求めましたが、今のところ、前向きな回答は出ておりません。

高知市みたいに進んだところの行政を取り入れてやっていく、これも貧困を解消していく一つの手だったと、私は考えます。

今後、さらに前向きに検討していただきたいと思っております。

3番目に、政府は、生活保護の母子加算を減額する方向で見直そうとしていますが、これは、子供の貧困解消に逆行するもので、道理がないと思いますが、このことについて、市長はどう思うかをお聞きしたいわけであります。

政府は、引き下げの理由として、生活保護基準以下の低所得者のひとり親家庭と、生活保護家庭のひとり親家庭を単純に比較して、生活保護家庭の消費支出が多いと言っています。

しかし、生活保護基準は、モデル世帯との水準均衡方式をもとに決定し、二人親世帯の生活

保護基準を維持するために、ひとり親世帯に母子加算を実施しているものであります。

現在でも、ひとり親家庭は、半分以上が貧困家庭になっています。生活保護基準以下の世帯をなくすことは、政治の役割であり、私は引き下げは本末転倒であると思いますが、市長はこの部分について、どのようにお考えか、お聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

国から母子加算の減額に対する通知が届いておりませんが、生活保護の基準は、物価動向や経済情勢を総合的に勘案し、検討されるものとなっています。

母子加算の減額改正が、実情と乖離したもので、生活保護制度の本来の目的である、自立に向けた取り組みが阻害されていくものとすれば、その矛盾点については、国に対し、意見を述べていかなければならないと認識をしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長は今、生活保護基準の問題について、それとまた、母子加算の引き下げの妥当性について、その時々状況によって、政府が決めていくというふうな意味の話がありましたが、御存じのように、昨年、安倍政権になって、アベノミクスでの政策を実行していく、こうした中で、物価はどんどん上げていっているわけです。

円安は進行させて、物価は上がる、そしてまた、実質賃金は連続して低下している。こういう状況の中にある。

物価が上がっておれば、このような生活保護基準や、そしてまた、多くの皆さんも受けている年金、こういったものは上げなくてはならないわけですね。

ところが、それを上げずに、今年の4月にも

切り下げたと。年金も切り下げた、生活保護基準も切り下げた。物価は上げました。こういうふうな、逆立ちした政治が行われているわけですね。

こういうことをやっている現実を見たときに、今、市長が言うたような、社会状況によって引き下げている。低下をさせている、これが通用しなくなっているんじゃないかと。

そういう状況、今、市長が答弁したような内容の、国の行政が行われてないんじゃないかと思うわけですが、市長は国の示した内容を、そのまま説明されたわけですが。私は、それは問題あると思うんですが、市長自身は、問題、矛盾を感じずに、そういう答弁をされたか、妙に気になるので、そこだけお聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まだ国から母子加算の減額に対する通知も届いておりません。そうした形で、状況でございますので、私としては、生活保護制度を、本来の目的である自立に向けた取り組みが阻害されていくものであれば、それは問題あるというふうな認識を持っております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） ちょっと私の質問した内容と違う答弁になりましたが、次に進みます。

4番目に、子供の貧困の問題は、保護者の収入との関連もありますが、行政としては、どの家庭の子供も、安心して健やかに成長できるようにすることは大切であります。

子供への支援を、低所得者だけに限るのではなく、基本的に必要なものは、全ての子供に等しく保障すべきであります。

憲法26条で、義務教育の無償を明記しているのも、そのあらわれであります。また、先ほど触れた子どもの貧困対策法も、大綱で義務教

育段階における子どもの貧困対策として、引き続き、必要な経済的支援を行うとうたっています。

宿毛市でも、子供の医療費無料化を実現したという、先ほど、市長からお話もありましたが、このことについては、市民に喜ばれているわけです。

今後は、学校給食費についても、無料化を実施すべきではないかと、私は思うわけです。このことについて、市長のお考えをお聞きます。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

学校給食の無料化を実施すべきではないかとの質問でございますが、現在の財政状況を見ると、全世帯で給食の無料化を実施する、こういうことは困難であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 子どもの貧困対策のために、自治体行政として、何ができるかという面で、その一つとして、私はこれを取り上げたわけですが、今、市長は、簡単に、「さあ、それは難しい」という返答でございましたが、今、こうした施策は、全国各地の自治体で、最近では高知県内の自治体でも、取り組まれています。

また、このことは、先ほど松浦議員のお話の中にもありましたが、少子化対策の面でも、非常に効果が大きいという面があります。

例えば、ほとんどの自治体が、人口減少になる中で、2011年度、子育て応援都市を宣言し、学校給食無料化に乗り出した兵庫県の相生市は、導入3年目にして、転入者が転出者を上回る社会増に転じたと聞いています。

また、高知県内の自治体等においても、そういう子供に対して、自治体が支援してくれるところへ住みたいというようなことが、新聞等で

も報道されています。

少子化対策、人口減少対策としても、大いに意義があると思われませんが、今後、機会を得て、市長、ぜひ、再度検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょうかね。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

学校給食に関しましては、宿毛市は完全給食、これをもう早くから実施しておりますけれども、自治体によったら、まだ給食、全体ではない、そういうところもあります。

さまざまな、市町村によって制度の違い、これは給食だけでなく、さまざまな福祉施策にも、いろんな違いがあるわけでございますけれども、今、宿毛市としては、このような給食をさらに充実をして、よりよいものを安全に、そして確実に食べていただけるような、そういう給食の、内容を改善をしていくという形の中で、現在の、昨日来からの財政論議の話もございましたように、今の時点で、全世帯で給食の無料化、このことについては、全体を考える中で、効率的な方法ではないかというふうな、優先順位としては、そこにつけるべきではないと、私は、現在は考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） この学校給食費の問題につきましても、いろんなところでも議論になり、決算委員会等でも、滞納問題が議論されているわけですが、親が納付できないと、そのことが子供の耳に入った場合、非常に子供はつらくなるわけです。

先ほど市長、答弁の中で、豊かな心を育てなくてはならないということですが、これにも逆行するわけです。

ある自治体では、PTAを通じて、滞納も含めて、学校給食費を集めさせているというよう

なところもあるようです。そしたら、みんなわかるわけですね。どこの家が滞納していると。それはもう、子供にもストレートにひびきますのでね。さすがに宿毛市では、そんなことはしてませんので、何ですが。

そういうふうに、学校給食費の滞納が、子供の耳に入れば、子供は、あっ、うちの家庭は給食費を納めてないんだと、非常につらい立場に立つわけですね。そういったことも含めて、給食それ自体が、学校の教育活動の一環ということでやっているわけですので、ぜひ、一つの重点課題として考えるべきではないかと。

市長は、そういうふうな考えを持たないということですが、そういう方法の捉え方も、今後、頭に置いてもらいたいと思います。

このことについての答弁は、求めません。

次に、学校の再編と建築についてであります。

何項目か、事前に通告してありましたが、1番目の宿毛小学校の建築についての経緯や現状を聞く、このことについては、昨日来の議論で、ほぼ全容が見えてきたので、この点は後にします。

2番目に、皆さんのお話の中で、萩原がダメなら、別の高台という声も出ています。このことについて、市長はどう考えられるのかを質問してみたいと思います。

私は、未来ある宿毛市の子供たちの命を守ることを最優先に、学校や保育園等は、津波被害のおそれのない高台へ移転することを求めてきました。だから、3. 11震災前に建築した小筑紫小学校を、それまでよりも、さらに波打ち際に建てることには、最後まで反対を貫きました。

3. 11の大震災の悲劇を経験してからは、ほとんどの自治体が、新築学校は高台を選んでいきます。

市長は、選挙公約にあったのか、津波浸水地

である現校舎付近への新築を前提に、関連予算を議会に提出してきました。しかし、この予算案については、昨年、付帯決議がつけられたわけであります。

そしてまた、議会のほうといたしましても、みずから行動を起こして、宿毛市立小中学校再編調査特別委員会を組織し、綿密な調査の結果、得た結論が、宿毛小学校の建設適地は高台となったわけであります。

この結論は、子供を通学させている保護者の要望とも一致するものとなったわけであります。

その後の経過は、昨日来、議論のとおりであります。

市長は、この議会へ、現校舎付近に建設することを決定し、関連予算を提出しました。しかし、最も大事にすべき保護者の、我が子を思う親の気持ち、これをどこまでくみ上げたのかが見えてきません。

学校の主人公である子供の保護者の同意を得た上で、この関連予算案を提出したのかどうかをお尋ねします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在の方針を示す中で、保護者の意見をどのように吸い上げたのかということでございますけれども、この宿小の建築場所等のことに関しましては、私が市長就任以来3年になりますけれども、この間にも、順次、議論もしながら、説明をしながら、いろんな論議をしてきた経緯がございます。

そうした経緯の中で、結果的に、現在、高台がああいう形で事業がダメであるので、もう現在地に建てるしか、その選択肢はないんじゃないかなど。その調査を、今から進めるということで方針を出しているわけございまして、ずっと保護者の皆さんの意見を聞きながら、進めてきたということは、私はここで言えるんじゃない

ないかと。

まだまだ、確かに100%、全ての皆さんに御理解をいただくということには、確かになっておりませんが、今までの経緯の中で、当然、そのような流れに、私はなっているというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、御答弁いただきましたが、私も議会の一員といたしまして、昨年、提出された保護者の皆さんの、どうしても子供の命を守るためには、高台へ建ててもらいたいという陳情を採択する方向の一人として、採択する、それに賛成する、した一人として、保護者はどうしてもそれを求めていたと。今も、それを諦めてしもうたというふうに見えんわけですね。

萩原がだめになったから、もう7メートルも浸水する市内でもいいわよと、いうふうな声は、私のところには聞こえてきていないんですね。

市長は、そういう浸水するところでもいいよと、保護者がそういう納得をしたというふうなことを前提に、この予算提案したというふうな聞こえるわけやけど、もう一回確認しますが、そういうことでいいんですかね。

私は、先ほど言うたように、あくまでもそういう高台へという話が、それ以降の話聞いてないので、市長は新たにこういうふうな、二つの意見を得て、こうしたと、決断したということかどうか、再度確認させてください。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

今までの説明した中でも、9月の議会以降、宿小のPTA役員会の皆さんにも、説明をしてきましたし、そして、市民と一緒に、PTAの皆さんも参加する、私が説明をした、報告をした集会等も通じまして、そのような皆さん

人には、説明をしてみいました。

確かに、そうした中で納得できないという意見も承っております。それは、また以前のいろんな集会等にも、たくさん意見が分かれています、高台に行く、あるいは現地でいい、どちらでもいいとか、例えば、そういう点で3分の1に意見が分かれたり、きちっとそういう役員会が、全校の保護者の皆さんの意見を集約したものにもなっていないという状況等もあるように、私は感じておるんですけども、その辺のことも含めまして、今の、この3年間の流れの中で、私はこの場所にするしか、もう選択肢はないというふうに判断をしたので、このような提案をさせていただいているという状況でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 保護者の感情の、考え方の捉え方には、市長と私と差があるので、これ以上、これをくり返し、議論しません。

教育長にお尋ねします。

教育長には、宿毛小学校の建築は、学校再編とセットにして進めてきたわけですが、津波浸水地への建築は、松田川小学校保護者の同意を得ることができないのではないかと。

現在地付近へ建てる、これを決定するに当たって、決定する前に、松田川小学校保護者との話し合いをしたのかどうか、これをちょっと聞きたいです。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

まず、松田川小学校の保護者と協議をしたのかということですが、以前、松田川小学校以外にも、それぞれの学校に出向きまして、それぞれの保護者の方々から御意見を賜りました。

この中で、松田川小学校については、保護者会の総意として、現在の松田川小学校を存続さ

せていくという御意見をいただきましたので、宿毛小学校の改築については、単独となるということでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、説明いただきました。教育長、それまでずっと説明してきて、松田川小学校の保護者の意向は、私も十分わかっています。そういうのにしてきたけど、そちらは市長部局の判断によって、高台を断念したと。萩原を断念したということで、断念しても、宿毛小学校は建てないかんということで、今度、関連予算を提案したわけでしょう。

その関連予算を提案する前には、松田川小学校の保護者とは、何か話し合いをもったかどうか、そこの部分についてお聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

そのことにつきまして、松田川小学校の保護者の皆さんとは、お話しさせていただいておりません。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） これまでの経緯から見て、松田川小学校の保護者とは、以前の経緯があるし、もう説明してもだめだろうということで、もう話もせんづつ予算を組んだと。わかりやすく言えば、そういうことですね。

なお、これまで、議会で説明してきた学校再編計画のうち、松田川小学校との統合関連は、全面的に消滅したというふうに考えていいんですかね。このことをはっきりしてもらいたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 現在の学校再編計画につきましては、以前、議会でもお答えいたしましたように、現状を存続していくということ

でございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） ちょっと、私のほうで判断がしにくかったわけですが、全般的な学校再編、相談し、松田川の部分、これについては、松田川と宿毛は統合させたいと、再編するというのは、当初からの再編案だったわけですので、けど、それは今度の学校をここへ建てるということで、もう再編はしないということにしたと、保護者の反対もあるし。再編内容が変わったというふうに、私は受け取るわけですが、そういうことでもいいかということです。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

私がこの職を拝命しましてからの、議会でもお答えいたしましたように、学校再編につきましては、状況が変われば、その都度、学校再編についても考える、そういうことが必要であるというふうに、お答えをしたと思います。

松田川小学校につきましては、議員御指摘のように、現状では存続をしていくという状況にあると思います。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） わかりました。また再編計画は変わったというふうに理解いたします。

もう一度、市長にお尋ねします。

松田川小学校の保護者の理解を待たずに、建築に取りかかれば、学校統合関係の有利な補助率が得られないため、市財源の負担がふえるわけであります。

こういった状況の中、補正予算を提案してまで急ぐ理由について、説明願いたい。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

以前から申し上げてきましたように、松田川

小学校の保護者としては、浸水地域への移転であれば、統合に反対であるということを、総意という言葉を用いていただいております。

したがいまして、現段階において、今回の宿毛小学校の改築については、宿毛小学校単独での改築というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、きのうと同じような説明がありました。私は、学校再編の議論も、これからまた起こってくるんじゃないかと思っております。見直しが起こってくるんじゃないかと思っております。これを待って判断することもええんではないかと。急いでこの時期に予算を出す必要はあったのかなと、疑問に思うわけです。

最後に、市長にお尋ねします。

学校建築を高台に移転すれば、全面木造建築も可能となり、地元の林産業にも大きく貢献できると期待されていたわけであり。現在も、学校ができれば、高台にできれば、木造ということもいわれていたわけですね。

市長は、学校建設に当たっての地元木材の利用を、どのように考えているのか、お聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

以前も申し上げたように、木造校舎の良さについては、私としても認識しておりますが、浸水区域に建築するとなれば、全面木造での校舎建築は、難しいというふうに考えております。

しかしながら、建築時においては、内装材をできる限り、地元木材を活用できるように、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 先ほど話しました、昨

年の再編調査特別委員会、この中で、中土佐町のほうへ行って、全面木造のすばらしい学校を見てきたもので、宿毛においても、ああいう学校が建ったらええと。高台にああいう学校が建ったらええとということで、私もそういう方向になるだろうと期待しとったわけですが、高台が、今の時点で確保できてないということで、今の市長の説明のような状況になったわけです。

しかし、これからも果たして調査していく中で、今の敷地内で適当かどうか。今、市長が構想しとる分が、これが妥当なものかどうかについては、まだこれから建築を準備するまでの間に、いろいろ何があらうと思うわけですね。

私としては、最後までこういう全面木造で建てられるようなところへ、そういう場所へ学校を建てる、こういう方法を、ぜひ求めてもらいたいと思うわけです。

なお、小筑紫小学校については、無理に波打ち際に建ったわけですが、一応、内容は、内装は木材を使用という分が非常に多かったという面はいえますが、今の、まちへ建てるというのは、確定したわけではない。調査はするけど、確定したわけでは、まだないと思うのでね。

そこらあたり、これからも保護者等の意見が出てきた場合は、柔軟に対処できるのかでいいのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

津波避難対策等への質問でございますが、高倉議員へも答弁させていただきましたように、浸水域であるかどうかにかかわらず、南海地震による被害が、近い将来、想定されますので、防災教育の充実は重要であると考えております。

また、ハード面での整備におきましても、学校との連携を図る中で、整備の必要な箇所については、さまざま検討して、レイアウト等、そのような対応ができるような建物となるように、

考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、説明を受けましたが、まだ十分、納得はできませんが、これ以上、時間をとりません。

以上で私の質問は終わります。

○議長（浦尻和伸君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時09分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、一般質問を行います。

12月議会の一般質問を、私で最後になっておりますので、先ほど、同僚議員から目の覚めるような質問をやってくれということですので、目の覚めるような答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず、私、入る前に、今回、質問の中で、宿毛市振興計画、これ来年27年度が基本計画の最終年度になるということですので、そこらあたりも頭の中に置きながら、質問をさせていただきたいと思っておりますので、御答弁よろしくをお願いいたします。

まず、生涯学習の推進についてということで、質問をさせていただいております。

1項目めの公民館の主催講座、教室への考え方について、お聞きをいたします。

私が青年団を始めたのが、19歳のときですが、その当時には、社会教育というふうな形でいわれておりました。現在は、生涯学習というふうに呼ばれておりますが、読んで字のごとく、教育、教え育てるから、学び習うという形に変

わってきたというふうに思うんですが、まず、市長と教育長に、この社会教育から生涯学習へということで、これについての認識を、まずお聞きをしたいと思っております。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、生涯学習の理念についてということですが、教育基本法第3条に、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないとされています。

今日、本市でも、少子高齢化が進み、地域住民のつながりが希薄化する中、地域のつながりが、より強く求められており、地域の皆様一人一人の資質や能力を伸ばし、積極的に行動できる環境が必要だと思っています。

そのためには、生涯学習の理念の実現に向けて、取り組んでいくことが重要な課題の一つと考えており、学びの環境を提供し、学びの成果を適切に生かせる環境づくりを進めることが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

生涯学習については、年齢を問わず、自己実現を目指して、自発的な意思に基づいて、必要に応じて、あらゆる機会、あるいはあらゆる場所で、自己に適した手段、方法をみずから選んで、生涯を通じて行う学習であると考えております。

市長の答弁と重複することになりますけれども、学校や家庭、地域、関係団体と協力をしながら、学びの環境であるとか、機会を提供して、学びの成果を適切に生かせる環境づくりを進め

ることができるように、生涯学習の理念の実現に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 本当に文書に書いたような、すばらしい答弁をいただきましたが、その生涯学習について、学びの場の提供ということで、振興計画の中にも、この生涯学習という欄がありますので、読まさせていただきましたが、学習リーダーの養成であるとか、分館活動の強化というふうに、これは計画ですので、5年間の計画の中に書かれておりますが、現在の主催講座であったり、主催教室、中央公民館になると思うんですが、の数が、どのようになっておるのか。これ、前回3月か6月ぐらいにも聞かせていただいたと思っているんですが、以前、講座を受けていた方、また今、講座から離れてサークルを単独でやっている方の中から聞くと、今、公民館事業の中で、主催事業が少なくなっているんじゃないかという心配の声を聞きましたので、あえてもう一度、聞かせていただきます。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

平成26年度現在の中央公民館主催教室は、子ども陶芸教室、ミニ門松づくり教室、折り紙教室、子ども将棋教室、子ども生け花教室の五つを実施しております。

平成17年度までは、国の補助事業を活用しながら、10程度の講座、教室の開催を実施いたしておりましたけれども、国の制度が改正されまして、実施の内容には、若干、変化がありますが、講座教室数といたしましては、平成18年度から、ほぼ同数の五つないし六つの開催となっております。

主催講座、教室につきましても、回数や内容、

対象年齢など、少しでも充実をした活動ができればとも考えております。

なお、来年度の事業といたしましては、本年度の屋台村として開催をいたしました子どもフェスティバルに加えまして、宝くじの収益金を財源とした支援事業であるコミュニティ助成事業を活用して、アーティストを迎えて、ものづくり体験学習を行うアートワークショップや、サークルの皆さんも取り組んで、親子向けの演劇の実施についても検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今、教育長のほうから、主催事業というか、教室についての現状をお聞かせさせていただきましたが、これ、今、五つないしということで、非常に少ないですね。特に、以前であれば、絵画であったり、書道であったり、音楽関係であったりということも、主催の講座で行われていたり、写真の講座も行われていたように記憶をしていますが、後でまた聞くようになってますので、そっちで聞いてもいいんですが、やはり裾野を広げていくということが、今の宿毛市に求められていることなんじゃないか。それが、現在の公民館の職員の数にも、結局、反映されているんじゃないかというふうに思います。

今の公民館の職員体制がどのようになっているのか、まずそっちをお聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

現在の中央公民館の職員数については、生涯学習課長補佐と、人権教育係長を兼務する、中央公民館長兼振興係長が1名、専任の正職員が2名、これは主任が1名と主事が1名でございますが、その2名。週2日間出勤の再任用職員が1名でございます。臨時的任用職員が1名で、

計5名であります。

職務内容につきましては、貸し館業務を、臨時的任用職員が中心として実施をしております。

常勤職員を中心として、先ほど、答弁いたしました料理や陶芸、折り紙、将棋、生け花、ミニ門松づくりなどの主催教室の実施や、囲碁・将棋名人戦、子どもフェスティバル、宿毛市展、文化展です。オールドパワー文化展、これなどの事務局としての業務を行っております。

また、子ども会や婦人会の事務局、宿毛文教センターの維持管理なども、実施しております。

いずれにしましても、現在の体制で、できる限りの公民館活動を実施しているのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

今、教育長のほうから、中央公民館の職員の人員を報告していただきましたが、兼任で館長が1名、正規の職員が2名、臨時が1名、再任用の職員が1名ということで、実質の正職員でいえば、中公民館は2人の職員しかいないという形、正規職員しかいないという形になっております。

私は、この中央公民館というか、文教センターが建設に入る前、当時、中央公民館に運営審議委員会という委員会がありまして、その委員を、立ち上がって議員になるまでの間ですから、20年近くやらせていただいております。

その中で、それこそ生涯学習の拠点として、整備をしていくということで、中央公民館であったり、図書館3階にある歴史館を充実していかないといかんというのが、当時の文教センターを建てる根本にあったというふうに思うんですが、この振興計画の中にも、生涯学習のリーダーであるとか、分館活動、先ほども言いましたが、強化をしていくとか、第1次生涯学習の

まちづくりを推進していくという、うたい込んでいる割には、貸し館業務が中心になっているんじゃないかというふうに考えますが、この点について、市長は現在の生涯学習課、特に中央公民館の人員配置について、どのようにお考えですか。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほども申しましたが、少子高齢化が進み、地域住民のつながりの希薄化が進んでいる今の時代だからこそ、皆様一人一人の資質や能力を伸ばし、積極的に行動できる環境づくりが必要だと考えております。

市の職員数の全体数の調整により、中央公民館の専属の正職員の配置は、減員となっておりますが、議員御指摘のように、生涯学習の拠点として、文化、芸術活動や、自己学習、文化交流の場である文教センター、中央公民館の活動を充実していくことは重要である、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 市長のほうから、今、中央公民館の活動は重要であるという答弁をいただきましたので、多分、来年の職員配置については、もっと充実されるであろうというふうに思っておりますが、今の時代、特に、市長も先ほど申されましたように、今こそ中心になって動いていく拠点が必要な時代になってきているんだというふうに思いますので、生涯学習課の拠点として、中央公民館が今までのような貸し館主体の業務ではなく進んでいくように、配慮をしていただきたいというふうに思います。

公民館の主催事業についての質問はこれくらいにして、宿毛市文化展、俗にいう市展の出展者の推移と、今後の対応について、質問をさせていただきます。

今回、毎年のように出展されている出展者の方から、ことしの宿毛の市展の数と、特に年齢的に、非常に高齢化しているんじゃないかという、心配の声がありましたので、まず、今回の宿毛市展の出展者の数と、これまでの推移について、お聞きをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

宿毛市美術展覧会、いわゆる市展の出展者の年齢構成はどのようになっているのかとの御質問でございますが、出展の申し込みには、氏名、住所、作品名などを御記入をいただくようになっておりますが、出展者の年齢を明記していただくようにはなっておりませんので、出展者の年齢構成はわかりませんが、出展回数が多い方、この方はたくさんおられます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 出展回数が多い方が多数おられるということですので、長年、宿毛市展に出展をしていただいているということで、かなり、例えば20歳の方が20回出展すれば40歳になりますし、それ以上の方が、それ相応に年をとっていくということでしょうから、私が、出展された方に聞くと、表彰式に出席している方を見ると、かなり高齢な方がおったと。

特に、今回は大ホールの壇上で表彰式を行ったので、階段をあがるのに、危険を感じるようなというか、ヒョロヒョロとしたという言い方になったかもしれませんが、怖い方もいたんだよという話を聞きましたので、出展者がかなり固定化しているのかなというふうに感じました。

これは、作品のレベルが上がっていくという点では、それは宿毛市展のレベルが高くなったということで、いいのかもしれませんが、どこかで若返りを図っていったらなければ、いつまでも、今出展されている方が、出していただける

ということにはならないと思うんですね。

年々、作品が少なくなったりということになると、魅力もだんだん減っていくということですので、やはり若返りをしなければ、先細りになってしまうというふうになると思うんですね。

そこで、先月の末に、幡多郡下の6校、高校の総合芸術祭というのが、宿毛の文教センターで開かれておりました。2日間開かれてたんですが、音楽の発表の部分は、僕はよう見には行きませんが、作品、書道であったり、絵画であったりというところは見させていただいたんですが、そういう若いけれども、粗削りだけれども、力のある、パワーのある作品というのは、かなり出てましたが、そういうところと連携をしながら、裾野を広げていくということが必要なんじゃないかというふうにも思うんですが、この点について、教育長のお考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 議員御指摘のとおりだと、私も考えますが、先ほどお答えをいたしましたように、詳細な年齢構成はわかりませんが、出展者の出展回数を見ますと、昨年度の第49回大会の状況では、過去に10回以上、出展されている方が約半数でありまして、議員御指摘のように、出展者が固定化傾向にあるのではないかというふうに、私も思っております。

ただし、一方では、年によっては、20名を超える新たな方が出展をいただいた年もありますし、ここ数年、新人の方も必ず出展をいただいております。

今後とも、新たな方に展覧をいただく、それから先細りになるのではないかと御心配をいただいておりますけれども、特に若い方に、少しでも多く参加していただくことは

重要な課題の一つとなっております、各部門の運営委員の方々とも協力しながら、これまで、一昨年ですか、宿毛高校の書道部の女生徒も出してくれておりましたが、その宿毛高校や宿毛工業高校に参加依頼をお願いをしておりましてけれども、継続して現在まで、出展をいただいているということもあります。

しかし、継続をして取り組んでいけるようにお願いをしてまいりたいと思いますし、中央公民館でのサークル活動や、展覧会のPRをするなどの広報活動を行いまして、より多くの方に、芸術、文化に興味を持っていただけるように、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 教育長のそういう答弁を聞くと、非常に、特に、宿毛市内にある2校、宿毛高校と宿毛工業、この2校に宿毛市内の中学生、中学卒業生が数多く、半数以上がその2校に行っているんじゃないかというふうな現状を考えると、より、今まで以上の緊密な関係をとっていただきたいというふうに感じております。

ただ、一つ残念なのは、ことしは宿毛市にとって大きな節目の年でありました。宿毛市も60周年の記念式典の年に当たります。

宿毛高校も、創立70周年という記念の年になり、宿毛工業も創立60周年という記念の年になり、両校とも記念式典を、11月1日と8日、1週間違いで行われました。

私も、宿毛高校の役員としてかかわった関係上、案内をさせていただいた方、また出席いただいた方の名簿を、ここに持ってきておりますが、両校の。

市長、副市長は、代表として両校に出てきていただいておりますが、教育委員会から一人の

出席者もなかったということで、工業はわかりませんが、宿毛高校の来賓で来られた方、また役員で来られた方の中にも、非常に残念であるというお声を聞きましたので、これは答弁は要りませんが、今後、また宿毛高校、宿毛工業と交流する中で、信頼関係をつくっていただきたいと思いますというふうに思います。

ということで、次の質問、高齢化・過疎化社会への対応についてということで、お聞きをさせていただきます。

集落活動センターということで、まず聞かせていただきますが、これは、今、国が進めているんですかね、高知県も進めておりますし、宿毛市内には、まだできてませんが、先日、私は、橋上の地区長会という方々と一緒に、梶原の集落活動センターを2カ所、視察訪問させていただきました。

これは、私が行った梶原というのは、非常に過疎化というか、特に私たちの行った地域というのは、道も本当に2車線の道が1カ所もないようなところで、非常に不便なところでしたが、宿毛市の中でも、やはりこういう活動センターが必要なところが、多数あるんだろうというふうに思うんですが、宿毛市として、どのように考えているのかを、まず市長にお聞きをしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

集落活動センターについての御質問でございます。

中山間地域においては、若年層や壮年層の地域外への流出により、集落活動や産業の担い手不足が深刻化していることが、高知県が実施した平成23年度集落实態調査の結果から見えてきました。

このため、高知県においては、関係市町村と連携を図る中で、地域住民が主体となって、地

域外からの人材も受け入れながら、旧小学校や集会所等を拠点に、生活、福祉、産業、防災など、さまざまな活動に取り組むことを目的として、集落活動センターの開設に、支援を行っています。

現在まで、県下で15カ所の集落活動センターが開所しています。この集落活動センターが必要な地域が、宿毛市内にあるのではないかとの御質問ですが、宿毛市においても、現在、橋上地域で集落活動センター開所に向けた取り組みを進めているところがあります。

本年度より、地域おこし協力隊1名を導入し、地域内での話し合いや、先進地の視察を行いながら、橋上地域でできる取り組みについて、地域の皆さんと一緒に考え、開所に向けての準備をしています。

この橋上地域で行っている集落活動センター事業がモデルとなり、人口の減少、少子高齢化が進み、10年後、20年後には、コミュニティー機能が維持できなくなるかもしれないという、地域を活性化するための一つの手段として、市内各地域で、同様の取り組みが活発になれば、宿毛市全体が活性化するのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 橋上地域で、今、試行錯誤というか、やっているということで認識をされているということですので、それは間違いなく、私、かかわっておりますので、わかっていますが、これ、なかなか地域が、橋上の場合、特に広い地域を持っていますので、上流部と下流部では、かなりの意識の違いというものもあったりとか、非常にまとめるにも時間がかかるし、やはり橋上だけではなくて、ほかの地域でも必要とされているところというのは、いっぱいあると思うんですね。

そこらあたりに、最初からつくるだけじゃなくても、話し合いの場を持つような形で進めていってないと、地域からの声が盛り上がってこないと、なかなか上からというか、トップダウンでこれをやってくださいと持っていても、続いていかない。

その中で、何が必要とされているのか。過疎化とか、人口減少とか、少子化とか、高齢化とかというのは、どこの地域も同じ悩みではありますが、それ以外には、いろいろな地域で、その場所よっての悩みであったり、問題点があるというふうに思うんですよ。

そこを、やはり市のほうで洗い出しながら、そこにあった形を一緒に考えていってあげることが必要であって、その点でいえば、一人の応援隊だけではなくて、一緒に考えていく部署が、役所の中に、今、企画課の中にありますが、例えば、産業振興がセットにならなければいけないところがあったり、地域の公共交通が、やはりメインになってくるんだろうと、私は思っていますが、そういうところが一緒になって、つくっていかねばいけないんだというふうに思います。

その中で、私、今言いましたような、地域公共交通ということで、ことしは議会の総務文教の視察、総務文教の委員会で、滋賀県の米原市に行きました。

それと、岐阜の高山市のほうに、地域無償運送というふうに書かれていましたので、視察に行かせていただいたんですが、過疎地有償運送という形でやられておりましたが、これは会派として行かせていただきました。

場所場所によって、この公共交通に対する考え方があったり、必要度であったりというもの、全て違うんですよ。

だから、今回、宿毛市として、実証実験を行った西町方面のデマンドバス、また小筑紫方面

で行ったタクシーチケットについて、9月までの実証実験が終わってしますので、このことについて、役所として、どのような検証をしているのかについて、まず、お聞きをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

デマンド乗り合いタクシー等の実証運行についての質問ですけれども、昨年10月からことしの9月末までの1年間、過疎や高齢化が進行する公共交通空白地域における日常生活の支援や、移動手段の確保など、交通弱者に対する課題を解決するため、以前、路線バスが走っていた西地区、石原・舟ノ川地区を対象に、地域公共交通の実証運行を行ってまいりました。

現在、その検証作業を行っているところでありますが、実証運行の結果を申しますと、西地区では、デマンド乗り合いタクシー方式を採用し、週2日、1日3往復、6便で、時間と乗降場所を指定して、運行しておりました。

年間利用者数は、延べで62人となっておりますが、利用者は13人、利用率は約0.4%となっております。

対象を65歳以上の高齢者に限っても、約1.7%の利用率となっております。

石原・舟ノ川地区におきましては、タクシーチケット方式を採用し、地域から最寄りの公共交通機関の停留所までの距離に応じて、額を定めたチケットを、対象者である70歳以上の高齢者や、障害者等に交付し、利用者が必要なときに利用できることとしました。

そのため、利用しやすく、配布枚数2,222枚の約75%が使用されております。

この実証運行の結果を踏まえ、地域性などにより、さまざまな利用形態を検討していく必要があると考えており、現在、検証を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 現在、検証を行っているということですので、これ、いつごろまでに検証し、それからの新しい公共交通のあり方についてを、つくっていくのかというのは、今、地域の中で、それこそ高齢になって、運転免許も返納したい。ただ、返納してしまうと、もう不自由で仕方がない。近くに子供たちもいないという家庭が、かなりふえてきています。そのためには、本当に1日でも早く、待たなしの状態を進めなければいけない事業ではないかというふうに思っているんですが、新たな公共交通のあり方について、市長は、いつぐらいまでにつくっていききたいというふうにお考えですか。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今後の地域公共交通につきましては、それぞれの地域の人口、高齢化率、地域性、地域が抱える問題など、さまざまな要因を踏まえて、利用形態を検討していくことが必要であると考えております。

県内の市町村においては、集落活動センターを中心として、地域の人たちが協力し、みずから移動サービスを行っている事例もあるようですので、今後、実証運行で得られた成果や課題等と合わせて、直接、地域に入って、住民の声を聞きながら、宿毛市全体の地域公共交通の有様を検討してまいりたいと考えております。

時期については、現段階でお答えできませんが、できるだけ早く、このことについては、検証をしてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今、できるだけ早く検証を済ませ、新しい公共交通についての考えを示していきたいというお返事をいただきまし

たので、1日も早くそれができるように動いて
いただきたいというふうに思います。

次に、あったかふれあいセンターについて、
お聞きをいたします。

現在、沖の島地域と社会福祉センター、そして
東部サテライトで、市内ではあったかふれあい
センターが運営されていると思うんですが、
現状、どのように把握しているのかについて、
まずお聞きをしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

このあったかふれあいセンターは、子供から
高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、
誰もが気楽に利用できる支え合いの場所として、
平成21年度に、宿毛市では初めて沖の島へ設
置した施設です。

現在は、社会福祉協議会と、運営に関する委
託契約を締結し、拠点施設として、弘瀬地区に
1カ所、福祉センター内に1カ所を開設し、サ
テライト施設を東部サテライト「なないろ」と
して、平田地区に1カ所開設しています。

実施しているサービス内容としましては、誰
でも交流できる、田舎における集いの場として
の集い機能、ひとり暮らしの高齢者等への見守
り訪問等を行う訪問機能、高齢者等の日常的な
相談支援を行う相談機能、相談支援を行う中で
出てきた課題について、関係機関と連携調査を
行うつなぎ機能、爪切りやごみ出しなどの簡易
的な生活支援を行う生活支援といった機能が、
代表的なものとなっております。

平成25年度の利用者数は、沖の島で延べ3,
132人、宿毛で延べ5,305名、東部サテ
ライトが延べ1,435名の実績となっており、
3カ所合計で、延べ9,872名の利用実績が
ございます。

また、利用者の内訳としましては、高齢者が
約75%と、大半を占めている状況となってお

ります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） かなりな人数の方が
利用されているということは、それだけ求めら
れている地域に、求められている施設だという
ふうに思うんですが、今、言われた中で、沖の
島地域と社会福祉センターについては、委託さ
れている社会福祉協議会が、直接、運営を行っ
ている。

東部サテライトは、サテライトとしての運営
ですので、単独の運営と、サテライトでの運営
についての違いというのは、どのようにあるの
かについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

拠点施設とサテライトの違いについてですが、
沖の島を除く全市域を、拠点施設1カ所で支援
を行うとすると、送迎の問題や、各地域の多様
な生活ニーズに対応することが困難であること
から、サテライト施設を開設し、地域の支援を
行うこととしております。

福祉センターに設置している拠点施設では、
集い機能、訪問機能、つなぎ機能、相談機能を、
必須で実施しなければならないこととなってお
りますが、サテライトは、あくまでも拠点施設
の付随施設として、実施していますので、サー
ビス内容等は緩和されており、必須事業はあり
ませんし、開設日数や人員配置についても、少
ない状況となっております。

東部サテライトの開設につきましては、引き
こもりの方や、高齢者の日中における集いの場
を提供する目的で、開設することとなりました。

職員配置につきましては、社会福祉協議会の
非常勤職員を1名、必要に応じた形で、有償ボ
ランティア数名となっており、開所日につきま
しては、火、木、土の週3日となっております。

以上であります。

○議長（浦尻和伸君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） サテライト、週3日ということで、非常に、各地域でこういう事業があれば、私たちの地域でもやってほしいというところがあるんじゃないかというふうに思うんですが、今後、宿毛市にも、例えば小筑紫地域であったり、橋上地域であったり、西地域もそうだと思うんですよ。山北のほうにも、市民もおりますし、全域を見ると、このあったかふれあいセンターというのは、うちにもやってほしいという声が上がってくると思うんですが、この点について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

あったかふれあいセンターの今後の展望についてでございます。現在、拠点2カ所とサテライト1カ所となっておりますけれども、これでは、市内全域をカバーできていないのが現状となっております。

そういった状況ではありますけれども、現在、大海地区では、2カ月に1回の出張形式で、あったかを開催をし、利用希望者の掘り起こしや、利用ニーズ等を把握することに努めています。

展望としては、この出張形式や、訪問等を拡大していこうと考えております。

拡大するに当たり、まずは平成27年度に、ニーズ調査としてひとり暮らしの高齢者世帯等への訪問を実施し、地域の現状を把握しながら、開催方法や開催場所といった事業を展開していく上で、必要な情報を整理しようと考えております。

また、地域元気クラブ活動や、地区老人クラ

ブ活動が休止中の地区があり、地域コミュニティ力が減退しつつありますので、あったかの利用者を拡大しつつ、そういった地域の活動を支援する体制づくりにもつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 市長の今の話を聞きますと、市内全域をエリアと捉えて、必要な事業をやっていくというふうに聞こえるわけですが、今、宿毛市の役所の担当としては、福祉事務所が担当課であるというふうに思います。

それと、高齢者を担当とした部署とすれば、保健介護課が同じように高齢者であったり、赤ちゃんをみるところであったりとかいうところを持ってありますが、母子を。ここらあたり、私が議員になった時分に、十五、六年前ですか、までに保健センター構想というのがあって、宿毛市民の健康の拠点づくりをしようということで、多分、市長も、当時、議員としておられましたので、覚えているかと思うんですが、保健センターをつくって、市民の健康の拠点にしようという動きがあったんですが、私だけじゃなくて、何人かの議員が、一般質問の場でも質問をしたりということもあったんですが、現在、建物については、なかなか予算の関係で難しい面もあると思うんですが、庁内改革、構造改革をすることによって、例えば、保健師が、どっちの課にもおります。ただ、その保健師が別々におることによって、協力体制がとれない。一つの保健センターという構造の中で、保健師をまとめて働かす場にすれば、みんなが協力し合う中でできるんじゃないか。市民の、例えば高齢者であれば、どっちの部署にもかかわるのじゃなくて、一つの部署に行けば、全てが完結するような体制をとることができるんじゃないか

というふうに思うんですが、この点について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりだと考えております。

現在、介護保険や高齢者福祉、後期高齢者医療制度など、多岐にわたる事業を、複数の課で実施しています。

先日の松浦議員の一般質問でもありましたけれども、高齢化が一層進むことが想定される宿毛市においては、介護予防や高齢者支援施策は重要な政策課題であると考えておりますので、より効率的な体制整備に向けて、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） より市民のニーズに合った形に考えていただきたいというふうに思います。このことについては、もう質問いたしません。

次に、一般会計の予算の考え方についてということで、質問をさせていただきます。

まず、西地区高台避難地整備工事業について、お聞きをいたします。

これは、都市再生事業費ということで、5,500万の予算を計上しておりますが、西地区高台に避難地をつくらうという事業だと思んですが、この事業、どのような整備を、5,500万で行おうとするのかについて、まずお聞きをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

まず、初めに、宿毛西地区の高台避難地整備事業につきましては、現在、用地の購入に向けた交渉を行っているところでございます。

この10月末には、租税特別措置法の適用に関する高知税務署との協議が整い、ここに至る

において、全地権者にお会いをし、協議する中で、皆様が異口同音に高台の避難地は必要であり、できる限り、早く整備してほしいというありがたい意見もいただきました。

このことから、できる限り早く、用地交渉を推進し、契約締結次第、順次、工事着手をしたいと考え、本体造成工事に先立ち、工事用進入路の設置や、仮設調整池等、本体造成工事に備えた一時防災仮設工事中心に行ってまいりたいと考えております。

また、整備に関する全体計画に関しましては、平地部を予定面積約4ヘクタールと設定をしており、今年度中に実施設計をまとめ、来年度当初には、具体的な計画を、皆様に御説明したいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今回の予算については、進入路等の予算であって、ということは、平地の造成にかかわる予算ではないということですね。

それならば、この前を通ってる、通称、農免道路という道路は、たびたび冠水をするということが、皆さん御承知のとおりあるんですが、年に何回かは、雨のたびに冠水をしてしまう。そこへ行く、例えばその高台が整備されたにしても、進入路があっても、それのもとになる県道が浸水していれば、入れないわけですよ。そのことについて、市長、どのように対応するおつもりですか。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛西地区高台避難地は、大災害時に西片島や高砂周辺の避難場所として、小深浦に整備するものですが、議員の言われますとおり、避難経路となる県道宿毛城辺線は、台風等の集中豪雨時には、路面が冠水し、通行不能な事態とな

っております。

県道宿毛城辺線の冠水対策には、2級河川与市明川の河川改修が不可欠で、河川管理者の高知県には、宿毛市と宿毛市議会合同で、毎年、要望書を提出しているところであり、河川改修の事業が進捗するよう、高知県及び関係機関と協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 冠水対策もしっかりやっていくよということですので、お願いをしたいと思いますが、この高台についてですが、昨日の質問の中で、教育長やったと思いますが、統合小学校であったり、公共物の建設をという話も、以前の答弁にもあったと思うんですが、これ、今の避難地としての整備を行うということで予算をしていますが、ここへ、例えば学校であったり、例えば給食センターであったりという、そのような公共物が建った場合に、この予算に対する、萩原のときに出たので、ちょっと心配を、勝手に心配させてもらうんですが、返納金等が発生することはないのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

将来的に、そういういろんな公共施設等の移転等も考えはあるわけですが、これからの流れの中で、まだまだ不透明な部分はあると思うんですが、萩原で心配されてたような状況というのは、一定、あるんじゃないかというふうには判断をしております。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 心配されるようなことがあるということは、返納金が生ずることもあり得るということですよ。

補助率の問題であったり、あるとは思いますが、例えば、最初から学校用地として、ここ

は造成しますよとか、公共物がここには建ちますよということで出すということは、できないんですか。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

西地域の再編計画であったり、さまざまな公共的な施設をどうするかということについては、まだそういう形が決まっておりませんので、そういう形で、目的を明確にして、するということにはしておりません。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 明確な計画がないので、今はそういう形では言えないという、何か本当は計画を先に、しっかりと立てて、ここはこういう形で整備をする。そこへ、例えば学校が先あって、そこに震災等で津波が来て、避難をしなければならない方の受け入れをするぞというのが本当じゃないかと思います。

避難地だけなら避難地として整備をすればいいことで、何か後でとってつけたらええわみたいな話に聞こえますので、そこらあたりはしっかりと議論をし、将来計画を立ててやるべきじゃないかというふうに思います。

これ以上、このことで、ここで時間もとりたくないんで、次に、2項目めの宿毛小学校物件移転補償調査について、お聞きをしたいと思います。

これは、9月議会で市長のほうから、12月までに関係者に丁寧に説明をした上で、方向性を示すというふうに、私も聞いたというふうに思うんですが、これについては間違いはないですか。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

9月議会以降の取り組み状況としては、教育委員会が行った宿毛小学校保護者の役員会、そ

して私も出席した地域住民と保護者への報告会で、報告及び意見交換となりますが、誠意を持って現状を報告する中で、保護者や地区の皆さんの思いについては、十分お聞きしたと考えております。

しかしながら、保護者の皆さんについては、今回の方針について、全ての方に納得いただいているとは考えておりませんが、今後も誠意を持って御理解をいただくように努めてまいりたい、このように考えております。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 十分、説明したということで、市長は今、言われたと思うんですが、きょう、市長のところにも要望書があがっていると思うんですが、宿毛小学校PTA会長、同執行部ということで、宿毛市議会のほうにも要望書があがってきております。

この中、けさ、議長のほうに出された要望書なんで、あらあらとしか読みませんでした、萩原は諦めざるを得ないということで、今の現地というか、現宿毛小学校内に建てろうということで、市長はこの前の議員協議会では、決断をしたというふうに言われましたが、説明をされて、全員ではないが、納得はされてないけども、ちゃんと説明をしたよということですが、この文書を読むと、どうもPTA、特に宿毛小学校のPTAの役員さんが、「少なくとも私たち役員レベルでは、納得し、了承をした覚えはなく」というふうな文書もあります。

これは、ちゃんと説明してないんじゃないかなというふうに、僕は思うんですが、この点について、もう一度、市長答弁をお願いします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

前段でもお答えしておりますけれども、この3年間の経緯の中で、今回の9月議会以降、12月議会までの説明会については、保護者の皆

さんに説明をさせていただきました。

そういう全体の中で、私はこのような形で、住民の皆さん、保護者の皆さんにも説明させていただいたというふうに、認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 3年間、十分に説明していただいたというふうに、今、市長は言われました。

3年間の中でも、いろいろと流れが変わったんですね。

3年前、市長は現在地に建てかえるということで、最初、選挙後、言われました。その後に、経過は今まで、議員それぞれ発言をしましたので、いろいろ、高台に行くべきやという意見で、高台も調査をした。高台が難しくなって、現在になるということで、流れが変わっているんですね。

その中で、説明を3年前からしてきたというのは、ちょっとおかしいんじゃないか。

このPTAの役員の方、僕も、けさもちょっと話をしましたが、何が何でも反対で、やり通すがやという話ではないんですよ。やっぱり、もうちょっと丁寧に話をし、考える時間も与えてくれたらどうかと。いきなり、現在の場所に決めたから、もう私は決めたんだからということで進めてほしくない。

PTAの役員、また保護者全員にも投げかけて、話をする場も持たせてほしい、時間も欲しい。そのためには、こんなに拙速に予算を出すんじゃないかと、もうちょっと時間を置いた形で出してほしかったというのが、彼らの本心なんです。

そこが、市長はもう決めたから、11月に1回の保護者会と、1回の地域の人たちに集まって説明をする場をもった、3年間、丁寧に話し

てきたからいいんだという乱暴なやり方じゃなくて、もうちょっと時間を置いて出すべきじゃなかったかというふうに私は思うんですが、その点について、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

中平議員にも、昨日、御答弁させていただきまされたけれども、宿毛小学校校舎については、今年度、耐震工事を実施したとはいえ、施設が老朽化していることに変わるものはなく、工事前に比べて、安全性は高まっておりますけれども、やはり宿毛小学校校舎は早期の改築が必要と、このように認識をしております。

ですから、今後も、誠意を持って、理解をしていただくように努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 理解を求めていくために誠意を尽くすというのであれば、予算を出す前に、誠意を尽くすべきなんですよ。違いますか。

やりますよって言うてから、実はこういうことをやりますって説明するんじゃないかと、こういう形でやりたい。学校はいついつぐらいまでに建てたい。それは統合小なのか、単独小なのか、というところぐらいまではちゃんと説明をしていくべきじゃないか。特にこの小学校の問題は、宿毛市のPTA連合会からも要望、陳情があがってきた案件なんですよ。宿毛小学校単独だけではなくて、小中学校のPTA連合会にも、しっかりと説明をし、意見を聞いた中で進めていくべきじゃないかと、私は思うんですが、この件について、市長、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、今回の予算につきましては、計上した業務委託が完了したとしても、それに基づき、地権者との交渉はしていかなければならず、その交渉がスムーズに進むという、確約されるものではございませんし、今後においても、そのような関係者の皆さんとは、理解をしていただくように、時間をかけて説明してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） だから、その説明を全くせずに、予算化した後で、実はこの予算はこうでしたという説明がいいのかなというのを聞いたんですが、市長は、その方法で間違っていないということなんですよ。

意見の相違ですので、これ以上、幾ら言ってもいけません。

もう1点、先ほど浅木議員の質問にも、ちょっと出てましたが、松田川小学校のPTAの方々には、今回の説明はしていない、一度も行ってないということですよ。これは、非常に大きな問題があると思うんですよ。

やはり、小中学校再編計画の中では、松田川小学校、宿毛小学校を統合した形で、新しい宿毛小学校を建てるということで、計画を進めているんで、これが浸水予想地域、想定地域の中に学校を建てるのであれば、松田川小学校は統合を絶対しないという意見をいただいたから、もうそれ以上の説明はしないというのは、行政の乱暴じゃないですか。私はそう思いますが、市長、その点について。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

松田川小の保護者の皆さんが、そのような考えでおられるというのは、我々も承知しておりましたので、単独で建てる形で進めていきたい

ということで、今回の説明会、その説明の報告の対象者を、地区を限定した中でさせていただきました。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） そうすれば、教育長、この再編計画というのは、教育委員会で最終的な詰めをしましたよね。

中で、教育委員会として、この松田川小と宿毛小学校の統合を、もうしないということを、委員会にかけてますか。お聞きをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

松田川小学校の保護者の総意は、教育委員会の中でお伝えをしましたが、正式の議案としては、取り上げてはおりません。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ということは、市長、いまだに教育委員会としては、統合小なんですよ。

先ほどまでの議論で、単独でいくしかないというお話は聞きましたが、教育委員会としては、今のところは宿毛小学校と松田川小学校は統合するというので進んでいるというふうに、私は思うんですが、違いますか。

○議長（浦尻和伸君） この際暫時、休憩いたします。

午後 4時21分 休憩

午後 4時23分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

以前のこの議会の中で、統廃合については、白紙にいたしまして、現在の状況では、統廃合

はしないということを申し上げました。

現在の考えも変わっておりませんし、そのことについては、教育委員会でも十分に協議をしている次第でございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

教育委員会としては、議決という形ではないが、教育委員会の中で議論をした中で、統廃合を、この宿小、松田川というところについては、白紙に戻しているの、現在はその形で進んでいるということで、答弁をいただきましたが、それで間違いはないですね。

そういうのであれば、やはり今後の宿毛市の学校の配置、また生徒数の推移等を考えて、中長期的な宿毛市の振興計画の中で計画をつくり、財政シミュレーションをした中で、学校の配置を決めていき、予算化をしていくべきじゃないかというふうに思うんですが。

きのうの中平議員等の質問の中でも、松浦議員のところでもあったと思うんですが、財政シミュレーションでは、なかなか厳しいという話もあったと思うんですが、計画的に整備をしていくという話が、再々、市長のほうからもありますが、しっかりとした計画をつくった上でのシミュレーションをしなければいけないんじゃないかというふうに思うんですが、この点について、財政シミュレーションが、現在、小学校の統廃合を組み込んだ形で行われているのか、この点について、市長にお聞きをしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

財政シミュレーションには入っておりません。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

そういうことは、財政シミュレーションをせずに、今、学校の改築の予算を入れずに、財政シミュレーションをした中で、厳しい予算運営になっているということでもいいんですか、私の認識は。

もう一度、お聞きをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 今後の、さまざまな財政的な状況を想定したのがシミュレーションでございますけれども、そういう中でも、学校はどうしても必要な施設であるということで、そのシミュレーションの中でやりくりをできるように、財政的な計画は、当然、これから立てていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 私の聞いたのは、財政シミュレーションの中に、現在の小学校、中学校の新築は入ってない。その中で、厳しい財政運営を強いられるという答弁を、きのうしましたので、そうすると、それ以上に厳しくなる財政シミュレーションというのがつくれるんですか。だから聞いたんですよ。

今の学校を入れない形でシミュレーションした中で、それでも厳しいんですかという質問をしたので、もう一度お願いします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

厳しいからこそ、さまざまところを判断をして、優先順位をつけて、やらなければならないということだと思っております。

例えば、高台に新築する場合等についても、これはそういう状況の中で、我々は推進しようとしていたということでございますので、今後のさまざまな状況を判断をしながら、そこから進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今から、この学校問題、保育園の問題、いろいろな、宿毛市の庁舎の問題も出てくるでしょう。

その中で、やはりしっかりとした、長期的な計画を立てて、予算組みをしていかないと、それこそ再建団体になったら困るのは市民なんですよね。

そのために、しっかりとした計画を立ててほしいから、今、言っているんで、そのために、27年度を目標に、小中学校の耐震化を進めてきたんじゃないんですか。だから、しっかりとした計画で、宿毛小学校が一番先に建てかえんといかんというのは、皆さん、多分共通の認識でわかっているんですよ。

だから、この学校を建てるときに、どこに建てるのか、しっかりとした議論をした中で、やってほしかったというのが、今回の予算に対して、一般質問という形でした本意なんで、その点を考えてほしいと思います。

これ以上、質問はしませんが、私、今回、補正予算の一番の中心になるのは、この500万の予算だなという意識がありましたので、あえて一般質問という形で質問をさせていただきました。

これで、ことしの質問は終わりますが、来年度に向けて、皆さん、一生懸命頑張っていってほしいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（浦尻和伸君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時31分 散会

平成26年
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成26年12月10日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第20号まで

第2 議案第21号 宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第20号まで

日程第2 議案第21号

3 出席議員（13名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	5番 岡崎利久君
6番 野々下昌文君	7番 松浦英夫君
8番 浅木敏君	9番 中平富宏君
10番 浦尻和伸君	11番 寺田公一君
12番 宮本有二君	13番 濱田陸紀君
14番 西郷典生君	

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈淳司君
次長兼庶務係長兼調査係長 松本政代君
議事係長 柏木景太君

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
危機管理課長 楠目健一君

市民課長	立田 ゆか 君
税務課長	岩本 昌彦 君
会計管理者兼 会計課長	滝本 節 君
保健介護課長	児島 厚臣 君
環境課長	佐藤 恵介 君
人権推進課長	杉本 裕二郎 君
産業振興課長	黒田 厚 君
商工観光課長	山戸 達朗 君
土木課長	岡崎 匡介 君
都市建設課長	川島 義之 君
福祉事務所長	河原 敏郎 君
水道課長	金増 信幸 君
教育長	立田 壽行 君
教育委員会 委員長	増田 全英 君
教育次長兼 学校教育課長兼 学校給食センター所長	沢田 清隆 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	桑原 一 君
千寿園長	山岡 敏樹 君
農業委員会 事務局長	岩田 明仁 君
総務課主監	上野 浩由紀 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（浦尻和伸君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

本日まで陳情1件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

日程第1「議案第1号から議案第20号まで」の20議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） おはようございます。

11番、質疑を行います。

私が質疑をいたしますのは、議案第2号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）であります。

早速、質疑を行いたいと思います。

ページ数でいって、24ページ、第4款衛生費、第3項清掃費、3目のし尿処理費の18節備品購入費の286万1,000円。備品購入費となっておりますが、どのような備品を購入するかについて、お聞かせ願いたいと思います。

続いて、19節の負担金補助及び交付金の684万9,000円、幡多西部消防組合分担金として、し尿処理施設分となっておりますが、どのような目的で使うのかについて、お聞かせ願いたいと思います。

続いて、26ページ、第6款第1項5目農地費の中の11節需用費。これは、施設修繕料となっておりますが、190万8,000円。これは、どのような修繕を行うのかについて、どのような施設なのか、一緒にお答え願いたいと思います。

続いて、15節の工事請負費、農業用施設維持修繕工事費として289万5,000円が計

上されておりますが、この工事内容について、御説明願いたいと思います。

最後に、35ページ、第10款第5項3目の社会体育振興費の15節工事請負費として、宿毛運動公園改修工事費100万円が計上されておりますが、この工事内容について、御説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 環境課長。

○環境課長（佐藤恵介君） おはようございます。環境課長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、24ページ。第4款衛生費、第3項清掃費、3目し尿処理費、18節備品購入費、286万1,000円の内容について、御説明いたします。

これは、し尿吸入用のホースを購入しようとするものでして、購入後は沖の島町母島、弘瀬、鵜来島地区へ無償で貸し出し、保管をしていただきます。

収集日には、地区住民により、収集箇所へ配置をしてもらっておくことにより、作業時間、人員の縮小と、収集料金のうち、ホースの延長料の無料化を図ろうとするものです。

今までは、作業に要する時間は、作業員が7時に片島港を出発しまして、作業終了後、幡西衛生処理センターへの搬入が3時から4時になっておりました。

購入後、作業を住民にやっていただくということで、確定的ではないんですけども、2時間程度は短縮できるのではないかと考えています。

作業人員は、基本的に4業者全員12人で行っておりました。ホースの延長料金は、最大で160メートル延長いたしまして、1万2,800円が必要となっておりました。

購入するホースの数ですけれども、40メートルが28本、20メートルが23本と、接続用のレンチが8個としております。

財源としましては、県の補助金が該当になるということで、同じく議案第2号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の12ページ、第14款県支出金、第2項県補助金、3目衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金、中山間地域生活支援総合補助金190万6,000円を計上いたしております。

続きまして、同じく24ページの19節負担金補助及び交付金、幡多西部消防組合分担金、し尿処理施設分684万9,000円の補正内容について、御説明いたします。

幡多西部消防組合ベースでの補正額は、1,024万9,000円で、内容は人事異動及び人事院勧告に伴う職員の人件費といたしまして、96万1,000円。苛性ソーダ貯槽の修繕費といたしまして、928万8,000円となっております。

1,024万9,000円を3市町村の負担割合で案分した結果、本市の負担額は684万9,000円となります。

そのうち、人件費分が64万2,000円、修繕費分が620万7,000円となります。

苛性ソーダ貯槽の修繕費について、御説明をさせていただきます。

苛性ソーダは、放流水のペーハー値を一定基準に保つために、曝気槽、し尿を、酸素を送って微生物によって分解させる装置なんですけれども、曝気槽へ注入する薬品でして、FRP製のタンクから苛性ソーダが漏れていることが、本年の4月にわかりました。

応急措置といたしまして、FRP製のパッチを張って、進出を防いでおりました。その補修箇所から、10月に新たな漏れが確認されたということで、修繕方法といたしまして、タンク

の内側にFRPを張る方法も考えられますが、どれくらいの期間、使用できるか、定かではないと。費用が500万円程度と高額になるため、タンクの取りかえをしようとするものです。

このタンクは、施設の大規模改修後、平成19年度から使用しております。耐用年数の7年を若干超えています。取りかえようとしているタンクは、ポリエチレン樹脂製で、耐用年数は、同じく7年となっておりますけれども、実際、現場においては、構造上の違いからか、FRP製の物よりポリエチレン製の物のほうが、はるかに使用期間が長くなっているということです。

タンクの取りかえについては、地方債の対象となるため、同じく議案第2号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の14ページ、第20款市債、第1項市債、8目衛生費、1節清掃債、し尿処理施設整備事業債460万円を、合わせて計上いたしております。

市民生活にとって、なくてはならない施設ですので、御理解のほど、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 土木課長。

○土木課長（岡崎匡介君） 土木課長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、ページ26ページ。第6款農林水産業費、第1項農業費、5目農地費、11節需用費の190万8,000円。明細では、施設修繕料となっております内訳についてでございます。

名目は、施設修繕料となっておりますが、6月の梅雨どきから10月まで続きました台風等による宿毛排水機場、片島中学校の前のポンプ場、それと山田川の左岸と右岸にあります排水機場の燃料費及び電気料、並びに水道料等が運転時間の超過によって不足したことによって、今回、不足を生じたので、今回、予算をあ

げさせていただきます。

続きまして、15節農業用施設維持修繕工事、289万5,000円についてでございますが、農業施設、今回の長雨等によって、農地への土砂流出とか、それから畦畔等の崩壊による修繕工事を行うものでございまして、場所については、坂ノ下については、排水路、これは土砂の取り除きとなります。

それから、山田の排水機場につきましては、実際、ポンプを回したことによるし渣が集まりましたので、し渣の処分料、それから、田ノ浦地区については、柵渠が壊れたことによって、一部復旧しようとするものでございます。

神有地区については、土羽の崩壊が起こっておりますので、土羽の修繕。

それから、戸内地区においては、空石積が一部、崩れたところがございましたので、この修繕、これらの部分を総合して、289万5,000円を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（桑原 一君） おはようございます。生涯学習課長、寺田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第2号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、ページ35ページになります。第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、15節工事請負費、宿毛運動公園修繕工事費100万円についてでございます。

宿毛運動公園内にありますピッチング練習場の施設なんですけれども、ピッチング練習場につきましては、ピッチャー側とキャッチャー側、それぞれ3面で、風等を防御して、練習をしていただく施設になっておりますが、そのピッチャー側の1面につきまして、夏の台風11号で

破損をいたしました。その破損につきましては、台風の原因と、基礎の部分が老朽化したということもございまして、破損をいたしました。

それで、現在は、とれた1面については、全面撤去をさせていただいておりますが、使用もできる状態ではありますけれども、ピッチング練習場につきましては、3面確保しまして、風等の影響がないところで練習をさせていただくということにしておりますので、今回、春のキャンプを前に、その面についても、復旧をさせていただきたいということで、今回、12月補正で計上させていただいております。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 私の質疑はこれで終わりますが、今回、質疑した内容の中で、どちらかというと、新規事業として調査表を今は出させていただいておりますので、そのような中に入れてもらったほうがいい内容の予算もあると思います。そういうところは、執行部の中でしっかり精査した中で、これからの議案提案をしていただきたいということをお願いして、私の質疑を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

日程第2、議案第21号を議題といたします。この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

追加提案いたしました議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第21号は、「宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につい

て」でございます。

内容につきましては、西町地域振興住宅の1号棟1階部分を単身者向け市営住宅として改修するに当たり、急遽、国からの補助金の支給を受けるために、地域振興住宅と市営住宅を明確に分ける必要が生じたので、必要な改正を行うものです。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（浦尻和伸君） これにて提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

-----・-----・-----

午前10時20分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日議題となりました議案のうち、「議案第1号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

本日議題となりました「議案第2号から議案第21号まで」の20議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、12月11日、12月12日及び12月15日並びに12月16日は休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、12月11日、12月12日及び12月15日並びに12月16日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月11日から12月16日までの6日間は休会し、12月17日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時23分 散会

陳 情 文 書 表

平成26年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第26号	平成 26.12.5	J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書の提出について	高知はた農業 協同組合 代 表理事理事 長 長尾 理夫	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

平成26年12月10日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸

議案付託表

平成26年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>予算決算 常任委員会 (10件)</p>	<p>議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号</p>	<p>平成26年度宿毛市一般会計補正予算について 平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について 平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について 平成26年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について 平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について 平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について 平成26年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について 平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について 平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について 平成26年度宿毛市水道事業会計補正予算について</p>
<p>総務文教 常任委員会 (3件)</p>	<p>議案第12号 議案第13号 議案第15号</p>	<p>宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (7件)</p>	<p>議案第14号 議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号</p>	<p>宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について 宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</p>

平成26年
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（平成26年12月17日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第21号まで

（議案第1号、討論、表決）

（議案第2号から議案第21号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 請願第5号及び陳情第23号外3件

第3 委員会調査について

第4 議案第22号 工事請負契約の変更について

（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第21号まで

日程第2 請願第5号及び陳情第23号外3件

日程第3 委員会調査について

日程第4 議案第22号

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	5番 岡崎利久君
6番 野々下昌文君	7番 松浦英夫君
8番 浅木敏君	9番 中平富宏君
10番 浦尻和伸君	11番 寺田公一君
12番 宮本有二君	13番 濱田陸紀君
14番 西郷典生君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈淳司君
次長兼庶務係長兼調査係長 松本政代君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	沖 本 年 男 君
副 市 長	安 澤 伸 一 君
企 画 課 長	出 口 君 男 君
総 務 課 長	山 下 哲 郎 君
危機管理課長	楠 目 健 一 君
市 民 課 長	立 田 ゆ か 君
税 務 課 長	岩 本 昌 彦 君
会計管理者兼 会 計 課 長	滝 本 節 君
保健介護課長	児 島 厚 臣 君
環 境 課 長	佐 藤 恵 介 君
人権推進課長	杉 本 裕 二 郎 君
産業振興課長	黒 田 厚 君
商工観光課長	山 戸 達 朗 君
土 木 課 長	岡 崎 匡 介 君
都市建設課長	川 島 義 之 君
福祉事務所長	河 原 敏 郎 君
水 道 課 長	金 増 信 幸 君
教 育 長	立 田 壽 行 君
教育委員会 委 員 長	増 田 全 英 君
教育次長兼 学校教育課長兼 学校教育センター所長	沢 田 清 隆 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 センター所長	桑 原 一 君
千 寿 園 長	山 岡 敏 樹 君
農業委員会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	河 原 志 加 子 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（浦尻和伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第21号まで」の21議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これを承認することに決しました。

これより「議案第2号から議案第21号まで」の20議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決算常任委員長。本委員会に付託されました議案第2号から議案第11号までの10議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、12月11日と12日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、12月16日に全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案10件のうち、議案第2号、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）については、予算の修正を求める修正動議が出されたものの、

賛成少数により否決されたため、10議案はいずれも原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第2号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、第10款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料、宿毛小学校物件移転補償調査委託料500万円についてであります。

委員からは、教育委員会の考えと今後の対応について確認したいとの質問に、執行部からは、今回、予算計上をして物件移転を開始したとしても、すぐに進むものではない。保護者が心配している事情等もあるため、工事に関する方法や、施設改修等については、十分に説明する中で、誠心誠意説明をして、取り組んでいくつもりであるとの回答がありました。

また、委員からは、物件移転に伴い、どのような調査を行うのか、との質問に、執行部からは、宿毛小学校北側の該当エリア1ヘクタールに存在する9件の建物と、敷地内の工作物及び動産の移転補償に伴う調査であるとの回答がありました。

続いて、第10款教育費、第4項社会教育費、5目歴史館費、15節工事請負費、文化財保護事業、下組の泊屋修繕工事12万6,000円についてであります。

委員からは、泊屋は何基あり、他に修繕が必要なものは何基なのかとの質問に対し、執行部からは、泊屋は4基あり、修繕が必要なのは、下組の泊屋のみである。昨年は浜田の泊屋の修繕を行っているとの回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第2号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、第3款民生費、第2項児童福祉費、3目私立保育所運営費、13節委託料の宿毛保育園及び大島保育園の入所児童運営委託料、2,518万2,000円と、同じく19節負担金補助及び交付金の、宿毛保育園及び大島保育園の運営補助金510万1,000円の減額についてであります。

委員からは、入所児童運営委託料を増額したために、運営補助金を減額したということだが、どういう仕組みになっているのかとの質問がありました。

執行部からは、当初予算の見込み額より入所児童がふえ、保育に要する費用が明確になったため、国、県の財源がある13節の入所児童運営委託料をふやし、宿毛市単独の補助金である19節の運営補助金を減額したということである、との回答がありました。

続いて、第4款衛生費、第3項清掃費、3目し尿処理費、18節備品購入費、286万1,000円についてであります。

本件は、沖の島地区で使用するし尿吸入用ホースとして、40メートル28本、20メートル23本の合わせて51本と、接続用レンチ8個の購入費用であります。

委員からは、このホースを使用することでの、改善点について質問があり、執行部からは、これまでは収集車両の入ることができない、細い道路に面する家庭については、収集業者の保有する延長ホースを利用しなければならず、個人に対して、延長料金がかかっていた。

同じ地区の中でも、場所によって料金に大きな差が生じていたが、今回のホースを使用することで、負担を軽減することができる。

また、収集業者にとっても、作業時間の短縮や、経費節減につながるとの回答がありました。

さらに、委員からは、このホースの管理体制

について質問があり、執行部からは、母島、弘瀬、鶴来島の3地区に貸し出し、各地区にて管理を行うことになる。保管場所については、旧教員住宅や旧学校跡地の倉庫など、宿毛市の管理する公共施設内で保管するとの回答がありました。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節宿毛市経営体育成支援事業費補助金175万8,000円についてであります。

本件は、ことし夏の台風被害に遭ったハウス農家や畜産農家に対する、施設復旧のための国の補助金であり、宿毛市からも、予算の上乗せ措置を行うものであります。

委員からは、宿毛市も上乗せで支援を行うということだが、支援を受ける農業者にも負担を求めるのかとの質問がありました。

執行部からは、基本的に、県費と市費から2分の1の補助を行うので、農業者にも自己負担を求める。宿毛市としても、ハウス用の燃料費や、資機材費が高騰する中での台風被害であり、農業者を支えるためにも、早急な復旧が必要ということで、支援を行うとの回答がありました。

その後、冒頭でも報告したとおり、議案第2号、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）について、寺田委員ほか1名より、第10款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料、宿毛小学校物件移転補償調査委託料500万円の減額を求める修正動議が提出されました。

提出者の寺田委員からは、提案理由として、宿毛小学校の保護者等に対して、十分な説明がなされていないこと。松田川小学校の保護者に対しては、統合しないという理由により、一度も説明が行われていないこと。学校統合に関する計画がきちんとつくられていないこと。たとえば現在地で建設するとなつたとしても、学校の

規模や形状についての議論が進んでおらず、調査対象の用地が必要となるかどうかの議論もなされていないこと。以上の点から考えて、この調査委託料の予算を計上するには、時期尚早と判断するため、減額すべきであるとの説明がありました。

これに対して、委員からは、対象の用地を買うことができなければ、学校も建てられないのであり、学校建設の可能性を探るための調査なので、時期尚早ということにはならないとの意見や、執行部の責任として、保護者に十分な説明をした上で、納得を得なければ、何も進められないのか。

このように賛否の分かれる案件であっても、ある段階で判断すべきということもある。

宿毛小学校の建設位置に関しては、長時間にわたり議論を続けており、保護者にも十分、説明はできていると思う。高台か現在地かという二者択一の中で、高台への移転が困難であれば、現在の宿毛小学校敷地内での建設は、最善の方法と考える、との意見がありました。

以上のように、慎重に審査した結果、議案第2号に対する修正案は、賛成少数により否決されました。

以上で、本委員会に付託されました10議案について、審査の報告を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（寺田公一君） 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第12号及び13号並びに15号の3議案でございます。

議案第12号は、宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、児童福祉法の改正により、現在、宿毛小学校及び山奈小学校で実施している放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国で定める基準を踏まえて、市町村が条例で定めることとなったため、国の基準に準じ、本条例を制定しようとするものであります。

議案第13号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年度の人事院勧告に基づき、本年4月1日にさかのぼり、一般職の職員については、民間給与等の格差を埋めるための給与表の改定と、賞与を0.15月引き上げること。また、市会議員、市長、副市長、教育長については、一般職に準じ、賞与を0.15月引き上げること。沖の島へき地診療所の医師については、初任給調整手当を1,300円引き上げることについて、必要な改正を行おうとするものであります。

議案第15号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、健康保険法施行令の改正により、被保険者出産育児一時金は、1件につき39万円を支給しているが、産科医療保障制度の掛金の見直しにあわせて、被保険者へのお産育児一時金を1万4,000円増額し、40万4,000円とすることについて、本条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、3議案につきましては、担当課から詳しく説明を聞く中で、慎重に審査をした結果、いずれも原案を適当と認め、全会一致で可決するものと決しました。

以上、本委員会に付託されました3議案について報告を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました議案7件についての審査結果を御報告いたします。

議案第14号は、宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、母子及び寡婦福祉法施行令が改正され、父子家庭の場合のひとり親家庭医療費が明記されましたので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号から議案第20号までの5議案は、指定管理者の指定についてであります。

内容につきましては、神有多目的集会所、楠山多目的集会所、坂本多目的集会所の3施設につきましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、それぞれ施設の所在する各地区を指定管理者と指定し、また、宿毛市中央デイケアセンターにつきましては、社会福祉法人宿毛福祉会を、宿毛サニーサイドパークにつきましては、一般社団法人宿毛市観光協会を、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められます。

このうち、議案第20号の宿毛サニーサイドパークの指定管理者の指定について、委員からは、公園内で多く飼われている猫の問題などもあり、一部の環境に見苦しい部分がある。指定管理者に対して、環境整備に関する指導はできているのか、との質問がありました。

これに対し、執行部からは、指定管理者に対しては、環境の整備は徹底するよう指導している。また、担当課としても、猫の問題は把握しており、飼い主に対して、年間を通じて、直接、指導するなど、指定管理者に任せきりではない。

道の駅としてふさわしいものにしていきたいと考えている。ただ、猫の問題については、サニーサイドパークに犬や猫を捨てに来る人が多いことも大きな問題である、との回答がありました。

委員からは、宿毛市民だけではなく、市外や県外からも多くの方が訪れる道の駅なのである。厳重な管理を求めたいとの意見がありました。

議案第21号は、宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、西町地域振興住宅の1号棟1階部分を、単身者向け市営住宅として改修するに当たり、急遽、国からの補助金の支給を受けるために、地域振興住宅と市営住宅を明確に分ける必要が生じたので、必要な改正を行うものです。

以上、7議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第3号から議案第21号まで」の19議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第3号から議案第21号まで」の19議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浦尻和伸君) 全員起立であります。

よって「議案第3号から議案第21号まで」の19議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第2号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

9番中平富宏君。

○9番(中平富宏君) おはようございます。

議案第2号、平成26年度宿毛市一般会計補正予算について、反対する立場から討論を行います。

沖本市長は、本年8月13日に行った宿毛小学校の高台移転についての説明会では、子供たちの安全を考え、高台を目指すべきだと、市民に対して高台移転への理解を求めていました。

しかし、一月もたたない9月議会において、一部の地権者からの反対によって、萩原地区の高台予定地への早期の整備は困難であると表明、その後、10月16日に宿毛小学校PTA役員会に対し、教育長と市職員が、萩原地区への高台移転は諦めざるを得ないと説明。11月20日に行った住民説明会において、約30人の関係者を前に、現在地を候補地として、建設に向けた調査費を12月議会に計上すると表明をし、今議会の議案第2号、平成26年度宿毛市一般会計補正予算についての中に、宿毛小学校物件移転補償調査委託料500万円が、全額、一般財源をもとに補正予算として計上されております。

これがここ4カ月の宿毛小学校移転場所に関

する流れであります。

市長は、みずから議会の場で、今までのさまざまな場所の議論の中で、先に場所の議論が進んで、その段階に至る説明が非常に不十分であった。そのために、市民の皆さんの誤解を生んだという経験がある。今後はきちんとしたい、と述べているにもかかわらず、高台に移すのが困難と判断した、9月以降初めての住民説明会が、11月に行われただけであります。

宿毛小学校PTA役員からは、11月の説明会は、現状の説明をさせてほしいとの、急なお願いに対応した集まりであった。こんな重要な話だったとは、役員全員思っていなかった。

急に話が変わったので、現在の状況に対する各保護者の意見も聞かなければならない状況であり、とにかく時間が欲しい、といったお話を聞いております。

また、宿毛小学校は、現在地に建てるべきだと、強く思っている町区の方からも、土地を購入せずに小学校を現地に建設できないものなのか。児童が減少している中で、無駄な投資になりはしないか、といった意見もいただきました。

私は、高台整備が困難な現状の中、宿毛小学校を現地に建設することに反対をするものではありません。ただ、まずは保護者や地域、そして議会など、関係機関への説明により、一定の理解を得た後に、浸水エリア内である現地に学校を建てることを、まず決定をし、その後に、建設場所の特定や、施設レイアウト等の協議をする中で、必要であれば、土地購入に向けての取り組みを行うのが、本来の姿であると考えております。

今回のように、一足飛びに物事を進めるのではなく、一歩ずつ前に進めるべきであると考えています。

教育委員会も、宿毛小学校を現地に単独で建設することについては、協議を進める中で、共

通認識を持っていたということではありますが、議題として協議をしたことはないようであります。

教育委員会から、今年2月に出されました宿毛市立小中学校再編計画には、松田川小学校は宿毛小学校と統合することが望ましい。宿毛小学校は、高台に移転することが望ましいと書かれております。

計画からずれた予算を出す前には、委員会において、変更点について一つ一つ議決すべきだと考えております。また、そのための時間を与え、そうさせるのが理事者のトップに位置する市長の役割であると考えています。

私には、現時点で建設場所まで決定をし、土地購入を行おうとするのは、余りにも拙速な行動であり、今後の学校行政を進める中において、大きな禍根を残すことになると思えてなりません。

さらに、統合せずに、単独で浸水エリア内に土地を購入して学校を建設するとなると、補助対象の面において、非常に不利な状況になり、宿毛市の財政状況を見たときに、土地を購入しても、宿毛小学校の建設はストップするのではないか。または、既に計画されているほかの事業に対して、大きな影響を及ぼす結果となりはしないか、そんな大きな不安も覚えるところがあります。

まずは、財政の裏づけを議会に示すべきだと考えています。

以上の理由により、予算決算常任委員会に、宿毛小学校物件移転補償調査委託料500万円を削除した修正案を提出いたしました。賛成少数にて否決されましたので、本議案に反対するものであります。

同僚議員の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 私は、今回、平成26年第4回宿毛市議会第2号議案に対して、賛成する立場で、市民クラブを代表して討論を行いたいと思います。

宿毛小学校の再建の問題は、私が議員になってからでも、既に3年半余り、さらにそれ以前からの期間を含めて、長期にわたる議論が続けられてきました。

町区を中心とする市民の方々、児童生徒の保護者の方々、さまざまな立場から、さまざまな意見が出され、議会としても、最善の道を探るための議論が重ねられ、解決のための努力が続けられてきたわけでした。

その建設場所については、もはやほかに選択の余地はないところにまで到達したと、私は結論づけないではられません。

問題を整理して考えるなら、この宿毛小学校の建設場所の問題は、いかに複雑に見えようとも、大きく分けて二つの要因、つまり二つの課題によって成り立っていたのだといえましょう。

その第一は、老朽化が進んだ校舎と、市道によって分断され、授業のための往來に危険が伴うグラウンドという、宿毛小学校が抱えてきた問題点と、日々のクラブ活動の上で、大きな障害となっている宿毛中学校のグラウンドの狭さというもう一方の問題点、つまり小中両校の持っている教育環境上の問題点、その問題点をどのように改善するかという課題。

さらに、その第二として、3.11以来、急激に高まってきた大震災と津波の脅威に対して、児童生徒の安全をどのように確保していくのかという、震災対策としての課題。

これら二つの異なった要因から来る課題を、できる限り短い期間で、市の財政状況も考えながら、いかに両立させていくのか。この3年半余りの議論や行動は、そのための模索であり、試行錯誤の積み重ねであったと、私は判断いた

します。

この間には、グラウンドに小学校を新築し、体育館等々は、道路をまたぐ陸橋でつなぐ案。仮設校舎をグラウンドに建てた上で、現校舎を解体し、その跡地に新築する案等々、執行部からの提案の形にまでのぼったもの、のぼらないまま消えたもの、さまざまな案が検討されてきましたが、いずれにおいても、先述の二つの課題を満たすものではなかったことと、財政上の問題とによって、日の目を見るまでには至らないうできました。

当初、小中両校の教育環境としての課題を満たすものとして、中西前市長のころに提案されていた、中学校を松田川小学校に移転して、小学校はその跡地を活用するという案は、宿毛市立小中学校再編調査特別委員会での長期にわたる議論の末に、財政負担の大きさの問題に加えて、年齢的に、体力的に、弱者である小学生の安全の確保こそ優先されるべきだとする震災対策上の意見が多数を占める中で、不採用となりました。

そうして、中学校は耐震化の上で、現在地に残し、小学校は高台への早期移転は図るべきだとする結論に至ったのは、先ほど申し上げました二つの課題、つまり小中両校の教育環境の改善と、震災対策というこの二つの課題が、同時に満たされる方策であったからだといえましょう。

しかし、高台は小学校の建設用地としての確保が、困難であるという判断が下されました。幾らそれが理想であっても、ないものはないのだ。手に入らないものは手に入らないのだという、厳しい現実と直面するしかなくなった、それが今の現状です。

宿毛小学校の萩原高台への移転が不可能となった今、とり得る最前の方法は何なのか。震災対策として、最大の課題である大地震と津波被

害から児童を守り、安全を最大限に確保する方法は何なのか。地震が発生したとしても、倒壊や崩落の心配のない校舎を確保した上で、揺れがおさまるときを狙って、津波の到達する前に、速やかに高台へと避難する。防災教育を進め、児童生徒の生き抜く力を高めて、新築や耐震化の終わった海岸近くの小中学校と同様の、今現在、採用できる最善かつ現実的な方策を進めていく。

宿毛小学校に関しても、それ以外にはありません。いながらにしての安全など、もはや望むべくもない現実を直視するべきときなのです。

そうして、もう一方の教育環境面での課題には、通常のクラスレベルでの体育の授業は、現校舎を解体してできる空き地を活用できるように配慮し、現小学校のグラウンドを中学校に提供することによって、小中両校の抱える課題を解消ないしは緩和する。そのために、小学校の用地の拡張のために、北側隣地の獲得を視野に入れた計画を進めていく。

今、速やかに取り得る実効のある方策は、これ以外にはありません。

あれこれと枝葉の意見はあるでしょう。まだまだ詰めなくてはならないこと、工夫しなくてはならないこともありましょう。けれども、宿毛小学校の建設位置に関しての是非や、用地取得の行政的な手続にかかわっての議論は、宿毛小学校舎の新築をさらにさらに遅延させることによって、教育環境の改善という一方の課題に対する早急な解決もおくらせていくこととなります。

再編調査特別委員会での、宿毛小学校耐震改修の上、速やかに高台に移転とする決定は、老朽化が問題とされてきた現校舎の包帯工法による耐震化と、修復をよしとして、再建をおくらせてもやむなしとするものではなかったはずで

現実を直視する中で、最善を最速で実現するよう、努力する。議会を本来のあるべき姿勢を示すためにも、予算決算常任委員会の委員長報告、この第2号議案に対して、議員諸賢の御賛同をお願いして、私の討論を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番。私は、ただいま議題となっております議案第2号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場から討論を行います。

本予算中、第10款第2項3目学校建設費、宿毛小学校物件移転補償調査委託料の500万について、現在置での建設を完全に否定するものではありませんが、1項目めとして、今回、宿毛小学校のPTAの執行部からも要望が出されていますように、関係者への説明を丁寧に行って、12月までに方向性を示すという、9月議会での市長答弁とは異なり、宿毛小学校の保護者自体にも、余りにも性急で、これまでの対話は無視したかのような、横暴さに不安を感じるというふうに言われてますように、しっかりとした説明がなされていないというふうに思います。

保護者や地域の方々にも、もっと丁寧に説明や理解を求める時間をとるべきではなかったのでしょうか。

2項目めとして、松田川小学校の保護者に対して、たとえ現地なら統合はしないというふうに、PTAが言ったとしても、教育委員会として、そのまま放置すべきではなかったんじゃないかと思います。

委員会の考えや、統合再編計画に対する理解を求める働きかけをしていくべきではないでしょうか。

最後に、たとえ現在地に建てることになったとしても、規模や形状、また今回、対象となっている土地が必要なのか否かについて、もう少

し議論を深める時間を持つべきではなかったかというふうに思います。

以上のことから、本予算につきましては、市民、保護者に対して、もっと考える時間を与え、無用な対立を生むような計上の仕方をすべきではなかった、そういうことが時期尚早であるという判断で、私は反対をいたしたいと思います。

同僚議員の賛同を求めて、私の反対討論いたします。

○議長（浦尻和伸君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 12番、宮本有二。ただいま議題となっております宿毛小学校物件移転補償調査委託料について、委員長の報告に賛成の立場から討論をいたします。

3名の方が賛成、反対の討論をした中で、およその問題点は、説明されたと思いますけれども、今回の討論に当たりまして、私の同一会派の中平君、そして自民党の同期同僚議員の寺田君は、私と全く反対の立場の討論ということになりました。

大変残念ではございますけれども、この方法論について、若干、意見の、お互い食い違いがありまして、ここで討論をし合うことは、議会はなれ合いではないと。是々非々の立場で、それぞれの議員が討論をするということは、まさしく議会の活性化につながるものと思っております。

そういう思いで、私の感じるところについて、数点、説明をさせていただきます。

冒頭、寺田君も中平君も、学校そのものには反対するものではないんだと。予算の組み方のことを言っておりますけれども、最初に申し上げておきますが、必要か必要でないか、この調査費は。学校の規模、その他もろもろ出ましたけれども、そのものずばりを判断するためにも、500万の調査をまず認めて、どういう規模にするのか、実は変えるのか、また変えないのか

ということの判断材料にもなるわけですから、結論から言いまして、この予算は、私は認めるべきであろうと思っております。

るるお話をお聞きしますと、争点は、保護者の皆さんへの説明がなかったことが1点、そして、耐震改修をした後だから、慌ててやらなくても、基本的な計画を練り直してやればいいんじゃないかと、教育委員会への要望等もございました。

およそこの2点に絞られると思いますが、十分な説明が果たされていないような発言がありましたけれども、これは平成19年の小中学校再編計画を執行部が立てて以降、22年に見直しもございましたけれども、約7年、8年にわたって、宿毛小学校に限っても、現在地なのか、それともどこなのかという議論も十分にしてみました。

そして、統合についても、枠組みが変わりましたけれども、いろんな形で議論がされました。執行部はその都度、議会にも、市民の皆様にも、丁寧に説明をしてきた経緯がございます。

さて、ここで宿毛小学校PTA会長 柴岡宏行氏、同執行部から今議会に要望書が提出をされております。

その意見を拾ってみますと、高台を諦めるのは早過ぎはしないか。あれだけ高台、高台とっておったのに、地権者の反対があるから、諦めるのは早過ぎるのではないかという御意見がございましたけれども、これは、造成の形状であるとか、規模であるとか、あるいは重大なプライバシーの問題で、発表はできないが、どうしても買えないんですよという執行部の説明がございました。

土地の収用法を適用しても、やれないのかという質問もしましたが、今の段階では、打つ手がございませんと。

先ほど、反対者の中から、そのような話の中

身のことが出ておりましたけれども、私はその、彼の言う同一人物ではないかもしれませんが、地権者も、反対者複数がおるようでございますから、その主な反対者とは、私はよく知っておる方でございますから、十分に話を聞きましたけれども、絶対に売らないと、こういう意思表示を、私にもされておりますから、まずここを手に入れることは不可能であろうと思います。

次に、ほかの高台はどうかという御意見も、要望書には出ております。これは、高台は、2カ所残りました、調査の結果。錦地区の高台と萩原地区。宿毛小学校の校区としては、教育委員会も萩原地区に限定して考えておりますから、我々も萩原地区がどうかということで、決定をした経過がございますが、これをほかの高台ということになりますと、必然的に錦地区の高台に宿毛小をもっていつてはどうかという考え方になると思いますが、これはもう、通学の問題等も含めて、西に統合するという事になれば、宿毛小学校も咸陽も大島も松田川も、全部もっていくという大きな計画を練り直すしか方法がございませんし、これは、教育環境や効果の面を考えても、不可能な案であろうかと思えます。

それから、高台以外の場所を検討してみてもどうかという御意見もございますけれども、宿毛小学校校区内に、現在地がだめだということであれば、公有地もなく、まして市有地購入というような話になると、先ほども申されたように、調査費よりも、まだ莫大な財政上の無理がかかろうかと思えます。

そうすると、全て古くなった学校を、これから順次、建てかえをしてまいらなきゃならぬのに、宿毛小学校に莫大な経費が要りますから、他の学校への影響を考えますと、これも不可能であろうと思います。

現在地の北側に買収しなくても、宿小はグラウンドがあるじゃないかというお考えも出てお

りますけれども、宿中が松田川小学校跡地へ移転をする。宿毛小学校と松田川が統合をされた後に、移転をすることを前提条件として、宿小をグラウンド側に移すという計画も、1回なされましたが、これはその後、宿中が現在地におるということになりましたので、現在の状態でやれば、グラウンドが非常に手狭になって、使い勝手も悪いわけでありますから、この案も採用することはできません。

以上のような理由から、先ほど、山戸君が述べられたように、私も宿毛小学校は現在地に建設する以外には、方法はないと思っております。

議会に設置されました調査特別委員会におきましても、今城君を委員長に、丁寧に丁寧に議論を重ねました。その議論の主としたものは、高台がいいのか、現在地がいいのかという比較検討を中心にやりました。

保護者を初め、市民の方々、意見もたくさん伺いました。

久礼の高台にある木造建築も視察をいたしました。そうして、十分に議論を重ねて、結果、あの大津波を思い浮かべれば、少なくとも小学校、保育園の児童生徒は、まず逃げる必要がない。また、校舎も被害が少ない。建設費は造成等、多少、余分にかかるかもしれませんが、高台がいいという最終報告をいたしました。

その間、執行部は、高台と現地の両方の予算を計上し、まず高台に一本化して取り組むべきではないかという理由で付帯決議をつけまして、この現地調査の、以前に出された予算は認めなかった経緯がございます。

しかし、今、高台計画が頓挫し、萩原がもう絶対だめだということであれば、現在地に調査委託料を認めない理由は見当たらないと思います。

中平君の言う現在地の調査費に対しては、唐突に出したものではありません。過去に付帯

決議もつけて、その内容もつぶさに説明を聞いておりますから、現在、これを否認する理由は、私は見当たらないと考えております。

それから、9月議会におきまして、高台がだめになった時点で、私は市長に、一般質問で、もう選択肢はなくなったんじゃないかと。宿毛小学校を現在地に決定したらどうかという質問をいたしました。

この場でもう今、市長、決定をして、前に進んだらいいじゃないかと。そのときには、東北の言葉にありますように、まずてんでんに逃げる。避難場所と避難道路を確保した上で、現在地に決定しなさいと、そういう質問をいたしましたところ、市長は、即答はしませんでした。この経過を十分に関係者の皆さん、あるいは保護者の皆さん、市民の皆さんに説明をした上で、その方向で理解を求めてまいりますという答弁でございました。

先ほど来出ておりますように、保護者も関係者も含めて、それぞれに教育委員会と執行部は、10、11月でございますか、2回にわたって保護者に説明をしたことは、今までここで説明されたとおりでございますが、そのときに、保護者は唐突で、納得できたものではないということが問題になっておるようではございますけれども、私は、この数年間にわたって、十分に保護者への説明も尽くしておると思われまして、この調査費についても、唐突にいったのではなく、数年前から、その付帯決議をつけたときから、保護者へも説明をされておりますから、納得がいかなければ、市長は、予算を提案できないのか。議会は審議もできないのかということになりますと、これは市民から付託を受けた、選挙で選ばれた市長と議会が、両手をもがれることとなりますので、保護者の皆さんにも、私はいいかげんに理解をしていただきたいと思いますと思っております。

逆に、私は、あえて聞きたいならば、では、どんな説明をすれば、御納得がいただけるのか。ほかにあなた方により方法があるのかを、逆質問をしたい思いでございます。

宿毛小学校を耐震改修をしたから、あわてなくていいという御意見に対しましては、耐震改修はいたしましたけれども、築51年で非常に老朽化をしております。他の学校もそのとおりでございますから、限られた予算ではありますが、順次、新築をして、整えていかなければいけないのが現状でございます。

私は、これ以上、議論の余地はないと思っております。あくまでも主人公は子供たちでありますから、よりよい環境で、よりよい授業ができるように、世の中も変わってまいります。国の政策も変わります。地方分権の時代には、さほどの予算も来ないかもしれません。それぞれが特色ある教育をして、子供たちを一步一步成長させるためには、この計画を前に進めるためにも、本予算を承認してもらいたいと思っております。

同僚議員の賛同を求めて、討論を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第2号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浦尻和伸君） 起立多数であります。

よって「議案第2号」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「請願第5号及び陳情第23号外3

件」の5件を一括議題といたします。

これより「請願第5号及び陳情第23号から陳情第25号まで」の4件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（寺田公一君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました、請願第5号と陳情第23号及び24号並びに25号の審査結果を報告いたします。

初めに、請願第5号は、宿毛小学校の速やかな改築に関する請願書についてであります。

本請願は、宿毛市坂ノ下 山本博司氏ほか17名より、9月議会で提出され、継続審査となっていたものであります。

内容といたしましては、子供たちの安全安心で快適な教育環境の確保とともに、宿毛小学校の早急な改築ができるよう、議会に再考の請願をするものであります。

審査の過程で、委員からは、早急に現在地に建てたいということは認めたいと思うが、登下校の見守りが可能なことや、災害弱者の緊急避難場所としても有効に機能すること、市街地の空洞化を防ぐことにつながるといった内容では認めることはできない。

高台が入手不可能になった現在、宿毛小学校を現在地に建てることについては賛成であるが、この請願の趣旨には反対であるといった意見が出されました。

このような審議を踏まえて、採決した結果、本請願を賛成少数で不採択と決しました。

続きまして、陳情第23号及び第24号並びに第25号についてであります。

この陳情3件は、須崎市 岡崎雄吉氏から提出されたものです。陳情第23号は、中学生の音感教育の必須化による教育改革を求める陳情についてであります。

本陳情は、音楽担当教諭や、PTA会長等の関係者の理解と協力により、早急な中学生の音感教育の必須化による教育改革の実施を求めるものであります。

陳情の趣旨を踏まえて、慎重に審査した結果、音感教育の必須化を実施するためには、専門的な研究が必要であるため、困難である。

また、音楽教育は実施しているし、音感教育との違いが明確でないことから、全会一致で不採択と決しました。

陳情第24号は、四国州議会設立による高度な政治的活性と、効率化等を求める陳情についてであります。

本陳情は、抜本的な政治制度改革と、先進的一環として、四国地域全体を総括する四国州議会設立を求めるものであります。

陳情の趣旨も踏まえて、慎重に審査した結果、四国州議会ということで、県議会については触れており、用地買収等についての内容であり、市議会では判断しかねる。また、四国州の必要性を感じないということから、賛同できないため、全会一致で不採択と決しました。

陳情第25号は、がん患者が自身のがん闘病体験を、自由に語れる場を行政に求める陳情についてであります。

本陳情は、宿毛市全ての行政機関や、PTAの場等において、がん患者が自由に、自身のがん体験を語り伝える場の提供や、がんの体験手記等を行政機関が地域住民や国民に広く伝えるために、行政機関等の広報誌やホームページ等を通じた情報提供や公示を行うこと。また、後悔や失敗をしないがん治療の一助として、行政機関等が最大限に機能し、がん直面した地域住民や、国民の健康や幸福に資する最大限の努力と、早急なる具体化を要請するものであります。

陳情の趣旨も踏まえて慎重に審査した結果、

公的資金の投入で運営される、医療機関等でのがんに関する外科手術等がなされる病院等に関しては、各臓器別発症がんの年間手術数、手術成功率、失敗率等の公表を義務づけることとあるが、失敗率については、何を以て失敗なのかということ、医療においては難しいのではないかと考えると、賛同できないため、全会一致で不採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました請願1件と陳情3件についての御報告といたします。

○議長（浦尻和伸君） 以上で、委員長の報告は終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、請願第5号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから、請願第5号について、総務文教常任委員長報告に賛成する立場から、討論を行います。

委員長報告と若干重複する部分があるかとは思いますが、この請願について、不採択にしなければならない理由について、御理解をいただくために、また市民から出された陳情を不採択にせざるを得ない一議員として、あえて討論に参加させていただきます。

この請願書は、委員長報告にもありましたように、宿毛小学校の早急な現在地への改築を求めることを趣旨とする内容であり、山本博司氏ほか17名の町区の皆さんから提出されたものであります。

一方、この議会では、現在地へ建設するための関係予算提出を知った宿毛小学校PTA関係者からは、現小学校の耐震対策ができ、大規模改修も実施することになった。今こそ、子供たちの安全と安心を考え、冷静な議論と、固定観念にとらわれず、未来を見据えた、計画性のある学校建設を求める趣旨の要望書が出されています。

この両者で共通する部分は、子供たちの安全と安心を担保できる学校建設であり、相違点は、請願書が早急な現在地への建設を求めているのに対して、PTAの要望書は、多少時間はかかっても、保護者の意見も取り入れ、保護者が納得し、了承し得る建設計画を求めているものがあります。

なお、請願書の中で、高台移転の問題点を指摘し、現在地へ建設する有利性が列挙されていますが、議会としては、一昨年、宿毛市立小中学校再編調査特別委員会を設置し、請願書で指摘されているような高台のメリット、デメリットを含めた議論を尽くした結果、高台への建設が望ましいことを決議しております。

また、昨年の3月議会では、宿毛市内の保護者と教職員で組織する宿毛市小中学校PTA連合会から提出された宿毛小学校建設における現行計画に反対し、行政として、高台移転への真剣な検討を求める陳情を趣旨採択し、議会の高台に対する方向性は明確にしております。

こうした議会決議を受け、執行部も高台移転を前提とした必要な予算を計上し、調査を進めてきた実態からも、高台への学校建設がベストであることが、民意の本流となっていると判断されます。

こうした中、9月議会で宿毛市の執行部から、高台造成に関する調査を進める中で、一部地権者から、用地買収に反対する申し出があり、萩原への高台造成が困難になったとの報告があっ

てからは、一気に現在地への建設ありきの流れがつくられてきました。

しかし、一方で、こうした執行部の動きに対して、子供と日々かかわり、子供に最も近い宿毛小学校PTAからは、執行部の一方的な現在地建設の計画に、大きな批判がわき起こっています。

例えば、萩原へ高台を造成し、学校を建設する計画は、8ないし10年かかると言っていたのに、一部地権者反対で諦めるのは早過ぎるのではないか。

また、萩原以外の高台候補地はどうなったのか。現校舎北側の民地を買収して建てるというが、他の建設場所を検討してはどうか等々、多くの問題点が提起されております。

このように、保護者との意見調整を図らず、行政当局が自分たちの計画を押し通すことは、両者間の対立をさらに激化させるものとなります。

また、学校再編との関係では、この議会で明らかになったように、松田川小学校との統合は断念し、宿毛小学校単独で、現在地に建設することにしたことを、市当局と教育委員会は、松田川小学校PTAなど、学校関係者には何も説明していないということがわかりました。

また、松田川小学校との統合を諦め、宿毛小学校の単独建築にした場合は、建設費にかわる国からの交付金も、2分の1から3分の1に減額され、宿毛市財政への負担が大きくなります。

また、議会に対しても、教育委員会として、宿毛小中学校の再編計画を変更したとの正式な報告もされておられません。

以上のように、萩原の高台確保が困難になったことを、執行部が好機と捉え、市長公約の実現に突き進み始めたのではないかと危惧されます。

今、最も大切なことは、誰よりも子供の命の

大切さを、最も痛切に感じ取り、安全で安心のできる学校建設を願う保護者を中心とするPTA関係者の心の叫びを聞き取り、それに応えた学校建設計画を立てることが、最も重要なことだと、私は確信しております。

いま一度、よく読むと、現在地への早期改善を求めるこの請願書は、冒頭部分の「学校に子供を預ける保護者にも、安心してもらえる校舎となるよう願うものです。」という内容と大きく矛盾を起こしております。

よって、この請願を採択すれば、保護者や学校関係者の理解と納得を得ることを置き去りにしたまま、市当局の現行計画ありきの姿勢に、さらに拍車をかけるものとなります。

学校建設における主人公は子供であり、保護者であります。

今後の十分な議論を保障する上からも、現在地への建てかえを急がせるこの請願は、現時点では、不採択とすべきであります。こうしたことから、私は皆さんに、委員長報告どおり不採択にすることへの賛同を求め、討論を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「請願第5号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浦尻和伸君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第23号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第23号については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は、「審査報告書」のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより、陳情第24号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第24号については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は、「審査報告書」のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより、陳情第25号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第25号については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は、「審査報告書」のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(浦尻和伸君) 御異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

陳情第26号については、産業厚生常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

陳情第26号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(浦尻和伸君) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3、「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(浦尻和伸君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、議案第22号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(沖本年男君) 追加提案いたしました

議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第22号は、「工事請負契約の変更について」でございます。

内容につきましては、平成26年第2回臨時会で議決をいただきました「小筑紫保育園新築工事」につきまして、このたび、太陽光発電パネル及び蓄電池を設置するための契約金額を3,213万3,240円増額する必要が生じたので、竹村産業株式会社と総額で2億9,662万5,240円の変更契約をすることについて、議会の議決を求めるとでございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(浦尻和伸君) これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時45分 再開

○議長(浦尻和伸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(浦尻和伸君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第22号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(浦尻和伸君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第22号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(浦尻和伸君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浦尻和伸君) 全員起立であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(沖本年男君) 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る12月2日に開会しました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様方におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、提案申しあげました22議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をいただきまして、まことにありがとうございました。

今議会はもとよりでございますが、この1年間、一般質問や委員会審議等を通じましてお寄せいただきました、数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をし、これからの市政執行に反映させてまいりたいと考えております。

ことしも残りわずかとなりましたが、議員の皆様におかれましては、どうか健康に御留意されまして、すばらしい新春を迎えられますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長(浦尻和伸君) 以上で、市長の挨拶は

終わりました。

これにて、平成26年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 浦尻和伸

宿毛市議会副議長 岡崎利久

議員 濱田陸紀

議員 西郷典生

平成26年12月16日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

予算決算常任委員長 松 浦 英 夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 2号	平成26年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 3号	平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 4号	平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 5号	平成26年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 6号	平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 7号	平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 8号	平成26年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 9号	平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第10号	平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第11号	平成26年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適 当

平成26年12月11日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第12号	宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	適 当
議案第13号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第15号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

平成26年12月12日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第14号	宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第16号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第17号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第18号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第19号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第20号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第21号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

平成26年12月11日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

総務文教常任委員長 寺田 公一

請願審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 5号	宿毛小学校の速やかな改築に関する請願について	不 採 択	不 適 当

平成26年12月11日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

総務文教常任委員長 寺田 公一

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第23号	中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情について	不採択	不適當
第24号	四国州議会設立による高度な政治的活性と効率化等を求める陳情について	不採択	不適當
第25号	がん患者が自身のがん闘病体験を自由に語れる場を行政に求める陳情について	不採択	不適當

平成26年12月12日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第26号	J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書の提出について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成26年12月11日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成26年12月12日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成26年12月16日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

議会運営委員長 中 平 富 宏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

平成26年第4回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	9番 中平富宏君	1 自転車に係る交通ルールについて（市長、教育長） 2 宿毛小学校改築及び小中学校再編計画について （市長、教育長）
2	14番 西郷典生君	1 新小筑紫保育園の運営について（市長） （1）新保育園の開園について （2）新保育園への進入路の整備について （3）生後6カ月の乳幼児受け入れについて （4）早朝7時30分からの受け入れについて （5）園児の給食について （6）現小筑紫保育園跡の利活用について 2 旧小筑紫小学校跡地の利活用について（市長） 3 国道321号線小筑紫の交通渋滞の解消について（市長） （1）現道の認識について （2）小筑紫バイパスについて 4 地震津波対策について（市長） （1）避難路の整備について （2）危険家屋の対策について 5 スポーツ推進委員の活用について（教育長）
3	3番 山戸 寛君	1 森林資源の活用について（市長） （1）木質バイオマス発電等事業の位置づけとその活用について （2）原材料となる木材の供給体制について （3）木材買い取り価格について （4）自伐林家や小規模グループへの支援について （5）自伐「型」林家への評価と支援について （6）広葉樹の活用について （7）木材の需給に関する市の立ち位置と役割について 2 宿毛小学校建設問題と市長の政治姿勢について（市長） （1）建設候補地の変遷に関する市長の対応の推移について （2）萩原高台取得に向けての市長の姿勢について （3）現在地拡幅に向けての市長の姿勢について （4）学校耐震化の終了時期について
4	1番 高倉真弓君	1 防災対策について（市長、教育長） （1）アマチュア無線の活用と防災計画の進捗状況について （2）学校での防災教育について 2 本庁舎のトイレ機能の改善について（市長） 3 木質ペレット製造施設の試運転について（市長）

5	7 番 松浦英夫君	1 保育園の防災対策について（市長） (1) 咸陽保育園の適地確保について (2) 大島保育園の防災対策について 2 老人福祉問題について（市長、教育長） (1) 高齢化の現状認識について (2) 敬老会開催経費について (3) オールドパワー展について 3 少子化対策について（市長） (1) 少子化の現状認識及びこれまでの取り組み等について
6	6 番 野々下昌文君	1 地方公会計制度における統一基準モデルについて（市長） (1) 宿毛市における現在の公会計制度について (2) 総務省方式改訂モデルと統一モデルの違いについて (3) 統一基準モデルで何が変わるのか (4) 本市における固定資産台帳の整備状況について (5) 固定資産台帳整備と公共施設総合管理計画の策定との関係について (6) 平成29年度導入に向けての準備体制について 2 第6期介護保険事業計画について（市長） (1) 第6期介護保険事業計画策定と地域包括ケアシステム構築計画について (2) 市町村による地域支援事業について (3) 認知症高齢者対策について (4) 生活支援サービスについて (5) 包括ケアシステムの構築と人材の確保について
7	1 3 番 濱田陸紀君	1 宿毛市の災害予防について（市長） (1) 河戸堰の水門の電動化について (2) 河戸堰水路の漏水について (3) 旧生野病院跡の建物の危険性について (4) 地震、津波の際の水の確保について
8	8 番 浅木 敏君	1 介護保険について（市長） 2 子どもの貧困対策について（市長） 3 学校の再編と建築について（市長、教育長）
9	1 1 番 寺田公一君	1 生涯学習の推進について（市長、教育長） (1) 公民館の主催講座・教室への考え方について (2) 市展への出展者の推移と今後への対応について 2 高齢化・過疎化社会への対応について（市長） (1) 集落活動センターについて (2) あったかふれあいセンターについて 3 一般会計補正予算への考え方について（市長、教育長） (1) 宿毛西地区高台避難地整備工事について (2) 宿毛小学校物件移転補償調査について

平成26年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案 (平成26年第3回定例会提出分)

議案番号	件 名	議 決 月 日	結 果
第 1 号	平成25年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 2 日	認 定
第 2 号	平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 2 日	認 定
第 3 号	平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 2 日	認 定
第 4 号	平成25年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 2 日	認 定
第 5 号	平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 2 日	認 定
第 6 号	平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 2 日	認 定
第 7 号	平成25年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 2 日	認 定
第 8 号	平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 2 日	認 定
第 9 号	平成25年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 2 日	認 定
第10号	平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 2 日	認 定
第11号	平成25年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 2 日	認 定
第12号	平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 月 2 日	認 定
第13号	平成25年度宿毛市水道事業会計決算認定について	1 2 月 2 日	認 定

議 案（平成26年第4回定例会提出分）

議案番号	件 名	議 決 月 日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	1 2 月 1 7 日	承 認
第 2 号	平成26年度宿毛市一般会計補正予算について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第 3 号	平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第 4 号	平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第 5 号	平成26年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第 6 号	平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第 7 号	平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第 8 号	平成26年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第 9 号	平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第10号	平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第11号	平成26年度宿毛市水道事業会計補正予算について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第12号	宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第13号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第14号	宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第15号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第16号	指定管理者の指定について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第17号	指定管理者の指定について	1 2 月 1 7 日	原案可決
第18号	指定管理者の指定について	1 2 月 1 7 日	原案可決

第19号	指定管理者の指定について	12月17日	原案可決
第20号	指定管理者の指定について	12月17日	原案可決
第21号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	12月17日	原案可決
第22号	工事請負契約の変更について	12月17日	原案可決

請 願

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 5号	宿毛小学校の速やかな改築に関する請願について	12月17日	不採択

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第23号	中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情について	12月17日	不採択
第24号	四国州議会設立による高度な政治的活性と効率化等を求める陳情について	12月17日	不採択
第25号	がん患者が自身のがん闘病体験を自由に語れる場を行政に求める陳情について	12月17日	不採択